

令和 6 年度
林業関係者等によるシカ被害対策等
伴走支援実施事業報告書

令和 7 年 3 月

林野庁

目次

第1章 業務概要	1
1. 事業実施の背景	1
2. 目的	1
3. 業務名	1
4. 履行期間	1
5. 発注者	2
6. 請負者	2
7. 業務の構成	2
(1) アドバイザリー会議の開催	2
(2) 被支援者の段階に応じた支援の実施	2
(3) アンケート調査の実施	3
(4) 林業事業体等によるシカ捕獲体制構築手順書の作成	3
(5) 成果報告会の開催	3
(6) 計画書の作成等	3
(7) 事業実施結果の報告	4
第2章 アドバイザリー会議の開催	5
1. 開催の目的	5
2. アドバイザーの構成	5
3. 開催日時	5
4. 会議等の記録	6
(1) 第1回	6
(2) 第2回	9
第3章 被支援者の段階に応じた支援の実施	14
1. 支援の目的	14
2. 実施した支援の全体像	14
(1) 支援の概要	14
(2) 被支援者	14
(3) 支援体制	14
(4) 支援項目	15
(5) 実施した支援のスケジュール	16
3. 支援の実施内容と得られた成果	17
(1) 初期支援	17
(2) 事業準備支援	20
(3) 事業実行支援	26
4. 支援内容のとりまとめ	33
(1) 支援の評価	33
(2) 本支援の活用	33
第4章 アンケート調査の実施	34

1. 実施の目的	34
2. 設計	34
(1) アンケート対象	34
(2) アンケート実施方法	34
(3) アンケート内容	34
3. 結果	53
(1) 都道府県対象	53
(2) 森林組合対象	60
第5章 林業事業体等によるシカ捕獲実施手順書の作成	71
1. 手順書を作成する目的	71
2. 手順書の位置づけ	71
3. 手順書の構成と作成	73
第6章 成果報告会の開催	74
1. 成果報告会の概要	74
2. 報告会で共有した成果	74
第7章 本事業の結果の活用	75
1. 伴走支援の実施に関する考察	75
(1) 伴走支援の必要性	75
(2) 適切な支援目的の設定の重要性	75
(3) 伴走支援の成功に必要な要素	76
2. 手順書の活用の推進に必要な取り組みの提案	76
3. 今後の捕獲の推進に向けて必要な取り組みの考察と提案	77
(1) 捕獲の推進に向けた課題	77
(2) シカ等による森林被害緊急対策事業の活用の推進に関する提案	78
巻末資料1 事業実施計画	79
巻末資料2 アドバイザリー会議議事録	88
1. 第1回	88
2. 第2回	91
巻末資料3 標準作業書	95
巻末資料4 安全管理規程（例）	108
巻末資料5 シカ捕獲体制構築手順書	112
参考文献	161

第1章 業務概要

1. 事業実施の背景

全国的に増加の傾向を示しているシカによる森林被害や捕獲の担い手の不足等の問題を背景に、林野庁は森林におけるシカ捕獲について、日常的に森林内での作業に従事している林業関係者が被害防除を目的としたシカ捕獲に参画することを推進している。

しかし、先行事例において、林業事業体等の職員個人の意思やノウハウに活動が左右される傾向があることや林業事業体等の経営層や現場職員が捕獲に参画する意識は持ちつつも組織的な体制構築や事業運営についてのノウハウがないことが、参画への障壁になっているという課題が見受けられる。

このため、第三者による支援を通じて、林業関係者がシカ捕獲に参画し、自らまたは地域関係者等と連携しながら被害防除を行うように誘導する取組をモデル的に行うこととした。

2. 目的

本業務では、林業事業体等による主体的なシカ捕獲の参画を実現するため、「伴走支援」により林業関係者による組織的なシカ捕獲への参画のモデルケースを構築し、支援の内容を組み込んだシカ捕獲体制構築手順書を作成することで普及に向けた仕組みづくりを行う。なお、初期支援（第3章3.）の結果から一部の目的に変化を加える必要性が認められたため、アドバイザリー会議（第2章）におけるアドバイザーからの意見をもとに林野庁担当官と協議を行い、下記のとおり新たに事業目的を設定した。

- 伴走支援を受ける団体（以下、被支援者という。）の活動目標の達成を目指した支援を実施する
- シカ捕獲体制構築手順書として、本事業の事例をもとに捕獲体制の構築から捕獲の実行までを組み込んだ手順書を作成する
 - 適宜、上記手順書に被支援者の伴走支援の結果から、今後の普及につながるような捕獲や担い手の育成に関する項目・事例を取り入れる
 - 適宜、上記手順書にアンケート調査により収集する捕獲等のシカ対策への意欲や体制構築等に関する情報からシカ捕獲体制の構築に関する項目を取り入れる。

3. 業務名

令和6年度林業関係者等によるシカ被害対策等伴走支援実施事業

4. 履行期間

契約の日から令和7年3月17日まで

5. 発注者

林野庁

東京都千代田区霞が関1-2-1

6. 請負者

株式会社野生動物保護管理事務所

東京都八王子市小宮町 922-7

7. 業務の構成

本業務の主な作業項目を以下に記す（図1-7-1）。

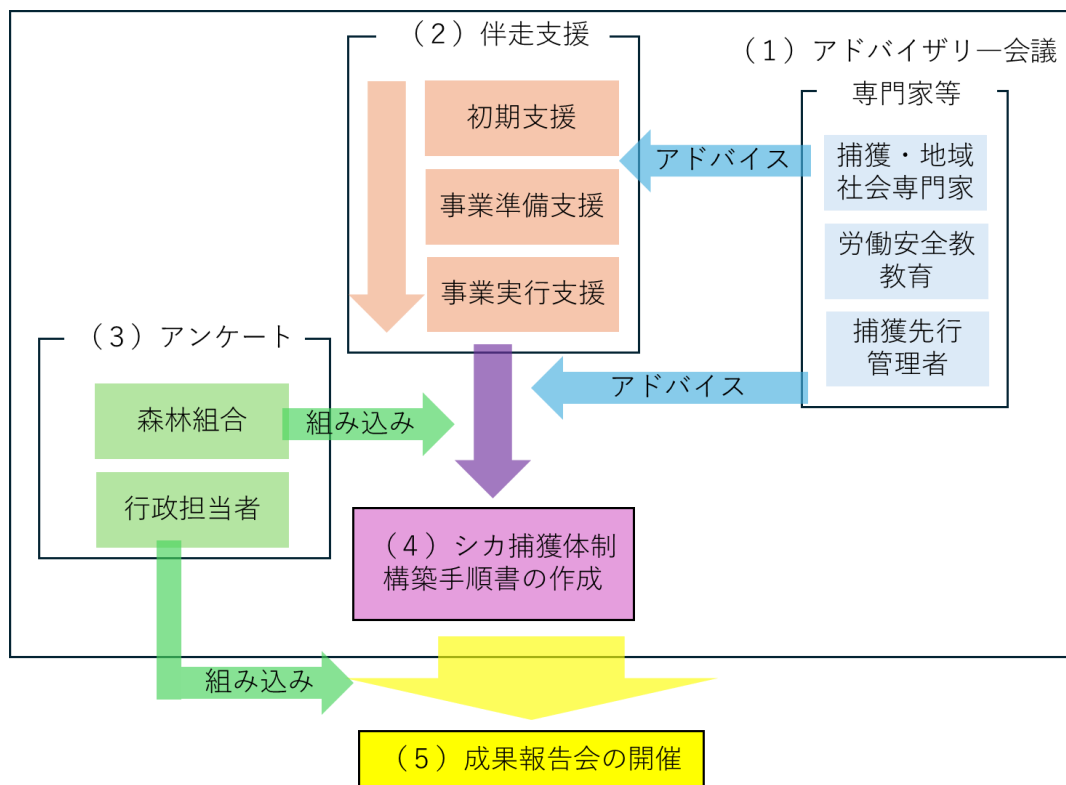


図1-7-1 業務の構成

(1) アドバイザリー会議の開催

アドバイザーとして3名の有識者を招聘し、アドバイザリー会議を2回開催した。

(2) 被支援者の段階に応じた支援の実施

林野庁が選定した被支援者に対し目標の設定から実際の捕獲までの伴走支援を実施した。

① 初期支援

被支援者に対してヒアリングを実施し、捕獲に関する活動目標の設定を支援した。また、それをもとに伴走支援の内容を決定した。

② 事業準備支援

捕獲の実施に必要な資材を準備し、活動目標の達成に必要な内容の研修を実施した。

③ 事業実行支援

活動目標の達成のため、捕獲の開始段階及び終了段階の計2回、捕獲に同行し、技術的な支援を実施した。また、次年度以降の活動目標の再設定を支援した。

(3) アンケート調査の実施

今後、関連事業との連携した捕獲を推進するため、全国の林業事業体及び都道府県に対象として、捕獲への参画意向や捕獲条件課題の解決手段の有無に関するアンケート調査を実施した。

(4) 林業事業体等によるシカ捕獲体制構築手順書の作成

林業事業体等による主体的なシカ捕獲の参画を実現するため、林業事業体によるシカ捕獲の普及に向けた仕組みづくりに資する資料として、伴走支援の内容及びアンケート調査の結果を組み込んだシカ捕獲体制構築手順書を作成した。

※業務のなかで「シカ捕獲体制構築手順書」は、「林業事業体によるシカ捕獲実施手順書」に名称を変更した。名称変更の詳しい経緯は第5章に記載した。

(5) 成果報告会の開催

本事業にて得られた成果を参加が容易なオンラインで実施する報告会にて、行政担当者向けに共有した。

(6) 計画書の作成等

① 事業実施計画の作成

契約締結後すぐに年間スケジュールや事業の実施体制、アドバイザーの候補者等を記載した事業実施計画書を作成し、林野庁担当職員と打合せ協議を行い、内容の承認を得た（巻末資料1）。

② 打合せ

事業の実施にあたり定期的に業務の進捗状況を報告するため、計5回打合せを実施した（表1-7-1）。

表 1-7-1 打合せ日程

打合せ	日程	場所
第1回	令和6年11月8日	林野庁
第2回	令和6年12月10日	オンライン
第3回	令和7年1月8日	オンライン
第4回	令和7年2月5日	オンライン
第5回	令和7年3月4日	林野庁

(7) 事業実施結果の報告

本事業の実施結果を報告書としてとりまとめ、令和7年3月17日（月）に成果物の電子データ及び、「紙」による報告書製本10部を林野庁長官あてに提出した。

なお、電子データについては、林野庁が指定する大容量ファイル転送サービスを用いて提出した。

第2章 アドバイザリー会議の開催

1. 開催の目的

アドバザリー会議はシカ捕獲技術等の知識をもつ有識者等を招集し、本業務における伴走支援内容と成果物等について、助言を受け、質を向上することを目的に開催した。アドバザリー会議は業務の進行に合わせて、全2回を開催した。

2. アドバイザーの構成

招集したアドバザイザーを表2-2-1に示した。

表2-2-1 アドバイザー一覧

所属	役職	氏名
兵庫県立大学	教授	山端 直人
一般財団法人 自然環境研究センター	研究主幹	黒崎 敏文
有限会社 合田林業	代表取締役	合田 澄男

3. 開催日時

開催日時等を表2-3-1に示した。いずれの回も日程調整上の都合により、全アドバイザーが一同に会することができなかったため、会議と個別ヒアリングを併用した。

表2-3-1 アドバイザリー会議等の開催日時等

回	名称	開催日時	開催方法
第1回	アドバザリー会議	令和6年12月24日 10:00-12:00	オンライン会議 (Teams)
	個別ヒアリング	令和6年12月26日 14:00-16:00	対面
第2回	アドバザリー会議	令和7年2月12日 10:00-12:00	オンライン会議 (Teams)
	個別ヒアリング	令和7年2月18日 13:00-15:00	対面

第1回、第2回ともに個別ヒアリングは合田氏を対象として実施した。

4. 会議等の記録

(1) 第1回

① アドバイザリー会議

(i) 議事次第

1. 開会
2. 挨拶
3. 議題
 - (1) 事業概要と被支援者の基礎情報の確認
 - (2) 支援内容についての意見聴取
 - (3) その他
4. 閉会

(ii) 出席者

所属	役職	氏名
アドバイザー		
兵庫県立大学	教授	山端 直人
一般財団法人 自然環境研究センター	研究主幹	黒崎 敏文
発注者		
林野庁研究指導課	森林保護対策室長	門脇 裕樹
	課長補佐	山下 広
	森林鳥獣害対策指導官	鶴見 仁
事務局		
株式会社 野生動物保護管理事務所	取締役	岸本 康誉
	取締役	平山 寛之
	主任研究員	小川 博史

(iii) 議事概要

3. (1) 事業概要と被支援者の基礎情報の確認

・意見を踏まえた方針

なし

3. (2) 支援内容についての意見聴取

・意見を踏まえた方針：本業務の成果について

- ・ 被支援者と連携が想定される香川東部森林組合の捕獲参画への意向を聞き取る。それを踏まえて、連携方法を具体化していく。
- ・ 単年度で実施する目標として、資料に記載の“①「五名里山を守る会の伴走支援」の目標”とする。ただし、林業事業者と連携は本来の本業務の趣旨と重なる重要な視点となる。そのため、森林組合との連携を検討する中で、捕獲事業者として活動の前提となる捕獲事業の収益をあげることの重要性の説明や事業としての森林組合との連携方法の具体化を、支援の中に組み込んでいく。
- ・ シカ捕獲体制構築手順書は、被支援者への支援によって得られたものをケーススタディとして活かしつつ、今後の森林組合等の林業事業者の捕獲への参画につながる一般的な内容も含めるという方針で、林野庁と事務局で検討の上、作成する

・意見を踏まえた方針：本業務で実施する支援内容について

- 研修会にて、被支援者と森林組合による連携を見据えたディスカッションを含める調整を行う。 ※研修会では参加者の都合上ディスカッションの実施が困難であったため、後日ディスカッションの場を設けることとした。 - 研修会に参加する森林組合には、積極的な参加をいただけるよう、選定者である香川県から声がけを行うよう依頼する。 - 被支援者には足くりわなの支援を行うが、手順書ではわな全般を扱う。 - 安全管理規程について、被支援者に既存の規定があるかを確認した上で、どこに組み込むかを検討する。 - 捕獲に不慣れな森林組合が安全に作業できるよう、作業分担の調整や使用するツールの工夫等を研修の中に組み込んでいく。

② 個別ヒアリング

・合田林業様の事業実施体制について

シカ捕獲事業（以後、捕獲事業）を貴社で、受託・実施することとなった経緯を教えてください。	・実施に至った経緯（きっかけ） 地元でシカが増える中で、山を守るためにはシカを減らす必要がある。そのために捕るしかないと思った。もともと狩猟をしていたこともあり、有害で捕獲を継続している。 猟友会に任せる選択肢もなくはないが、それでは捕りやすいところでしか捕らないこともあり、守りたいところを守れないと感じている。 ・事業受託開始時期（年度） シカの捕獲そのものは、有害で5年ほど前から実施。 捕獲事業は3年前から（株）野生動物保護管理事務所と実施。
現在の合田林業様での、捕獲事業の受託・実施状況を教えてください。	・捕獲事業の受託頻度 年に1件（上記の（株）野生動物保護管理事務所との事業） ・過去に受託した捕獲業の規模 3件（上記の（株）野生動物保護管理事務所との事業）
現在の捕獲事業の実施体制を教えてください。	・捕獲事業に従事可能な人数 狩猟免許所持者4名（銃・わな4名、わなのみ1名） ・社内での役割分担等 ✓事務作業 （現状、有害中心なので分担はない） ✓捕獲作業 免許所持者4名 ✓その他作業 人数が必要なときは従業員全員で分担する。
今後の捕獲事業の参入意向を教えてください。	・継続する。 ・継続する理由として、現状管理している山は自社で買い取った土地が主である。そのため、自ら実施しなければならないことと捉え

	ている。林業に関わっている人、農家など被害を受けている人が捕獲をした方が良い。
--	---

他の林業事業体が捕獲事業を実施するために必要となる要素等

捕獲事業を受託する前に大きな障害となると想定されるものがあれば教えてください。	シカの捕獲に関心がないこと。自分の土地であれば意識は違う。施業を委託される山、つまり自分の山でなければ、管理するモチベーションが低い。放置される山もある。森林組合は本業が忙しいのも原因としてあると考える。現実問題として、捕獲に割く時間がない。
上記の障害を越えるために、外部団体等が実施する支援として必要なものがあれば教えてください。	支援としては難しい。 きちんと捕獲事業としてお金になるのであれば、仕事の仕方もかわると考える。ただし、シカが減って、その結果として捕獲事業がなくなると、仕事が減るので安定しなくなる懸念がある。 身の回りの林業関係者は、自分たちで捕獲をしてなんとかするという感じは少ない。捕獲に興味がある人もいるが、必ずしも林業に関わっているわけではない。あとは、銃をもちたくても持てないという最近の状況もある。
捕獲事業を受託した後に、林業事業体が円滑に事業を実施するための支援として事業準備支援と事業実行支援を想定しています。追加で必要な支援または強化が必要な支援があればご意見ください	・事業準備支援について 被支援者のようにすでにイノシシの捕獲をしているのであれば、イノシシとシカの違いのような部分を伝えること。捕獲に関して言えばイノシシもシカも基本的には同じである。 ・事業実行支援について わなをかける場所のような具体的な現地指導は必要であろう。加えて、捕獲後の安全な止め刺し。ここが一番事故の危険があるので重要な部分。

・体制整備のために必要な要素等について

今回の被支援者は「捕獲従事者が高齢化しているため、担い手の育成を進めたいが方法がわからない」という課題を内部で抱えています。この点について、今後可能な取組や支援が想定されればご意見ください。	捕獲を行うには狩猟や自然が好きという関心が必要。全員というのは難しい。捕獲に対するモチベーションも、山を守りたい、捕獲が好きのように人それぞれ。まずは広く声をかけていく。そのうち半分でも興味を持ってくれるのであれば上出来。 合田林業内では、関心がありそうな職員がいれば、狩猟免許の取得方法やその後の手続きなどを説明している。また、狩猟免許を取得後には、一緒に捕獲するような協力も実施している。このような身近な協力が後押しになっているのかもしれない。
今回の被支援者は、地元森林組合と協力し、「わなの見回り」を依頼できないかと考えています。被支援者と地元森林組合との協力が可能と考えられるか、ご意見ください。また、協力する場合の留	難しいと思う。まずは協力への対価が出せるかという点。できるとすると、森林組合の個別の職員ではなく、トップと協力への合意が得られること。森林組合を動かそうと思うのであれば、地権者や組合員から要望をしてもらうのが良いのではないかな。

意点があれば教えて下さい。	
今回の被支援者に限らず、林業事業体が他団体と協力して捕獲事業を実施する場合に、考えられる体制や分担が想定されればご意見ください。	林業事業体がもっていないデータや知見をもっているようなコンサルとの組み合わせは経験として有用。コンサルがもっているデータや知識が捕獲に役立つ場合は確かにある。現場で得られている林業事業体の経験知との組み合わせになる。 なにより双方面識がない状態では、なかなかうまくいかないと思う。関係を構築しておくことが重要である。
林業事業体が業務として捕獲業務の支援を行うことは可能でしょうか。	可能である。 具体的には、捕獲穴の掘削、重機等による捕獲個体運搬、埋設処理、作業道を作ること等はできる。ただし、人も動くし、燃料も使う。重機は痛んでいくので費用負担は必要。

・作業記録様式について

被支援者が捕獲事業の作業記録に使用する様式案を作成しました。これらについて、容易に使用できるものになっていますでしょうか。また、記録作業の負担は許容範囲でしょうか。	・参考資料3 捕獲業務従事報告書について 問題ないと思う。負担としても小さい。
--	--

・その他

今回の事業及び支援内容等についてご意見等があればお願いします。	空いた時間にやるとなれば捕獲作業は自身としてはなんでもない。逆に、作業者に捕獲を行う余裕があることが必要になる。余裕を作る必要がある。 始めてしまっ、継続すればいずれそれが当たり前になる。当たり前になるまで、継続できるしくみか支援することが必要になる。
---------------------------------	---

(2) 第2回

① アドバイザリー会議

(i) 議事次第

1. 開会
2. 挨拶
3. 議題
 - (1) 事業概要と第1回会議での決定事項等の振り返り
 - (2) 実施した支援内容の報告と評価
 - (3) 手順書作成について
 - (4) その他
4. 閉会

(ii) 出席者

所属	役職	氏名
アドバイザー		
兵庫県立大学	教授	山端 直人
一般財団法人 自然環境研究センター	研究主幹	黒崎 敏文
発注者		
林野庁研究指導課	森林保護対策室長	門脇 裕樹
	課長補佐	山下 広
	森林鳥獣害対策指導官	鶴見 仁
事務局		
株式会社 野生動物保護管理事務所	取締役	岸本 康誉
	取締役	平山 寛之
	主任研究員	小川 博史

(iii) 議事概要

3. (1) 事業概要と第1回会議での決定事項等の振り返り

・意見を踏まえた方針

- 今回のモデルケースと手順書の対象である林業事業体の違いに留意して、成果をとりまとめる。

3. (2) 実施した支援内容の報告と評価

・意見を踏まえた方針

- 捕獲技術等のステップアップについては、具体的な評価ポイントを定めるなど、基準を設けて、評価を実施する。

3. (3) 手順書作成について

・意見を踏まえた方針

- 手順書は普及啓発の面も含めて利用いただけるよう、既存の捕獲体制を踏まえて自治体と協力した調整が重要であること、林地での被害対策の一環としての捕獲が地域の密度管理にもつながることを記載する。
- 今回のモデルケースをコラムとして入れることで、特殊な事例が基本的なものと受け取られないように注意をしながらとりまとめる。

3. (4) その他

・意見を踏まえた方針

- 意見を踏まえて、手順書の作成を進めていく

② 個別ヒアリング

・手順書の構成・内容について

本手順書の目的達成の上で、特に重要だと思う要素があれば教えて下さい	まだ自身も有害捕獲の実施は4年ほどである。その前提での助言となる。本業がある中での捕獲作業となるので時間の確保が必要になる。業務外で、実施するとなると、若い人は家庭のことなどで時間がないので、ある程度の年配の方が動きやすいという状況はある。
-----------------------------------	--

	・林業事業体を対象とする観点において 本業に支障が出ない範囲とするか、あるいは仕事としてできないと難しい。 ・捕獲の体制を作るという観点において 捕獲に従事できる人を確保することの難しさがある。方針は団体の上層部が決めることが重要になる。
捕獲をこれから開始するとなった段階で、林業事業体は特にどのようなことをについて知りたいと思うと想定されるでしょうか	どのようなトラブルが起こり得るかという点。トラブルの内容としては、事故もあるが、人間関係が多い。地権者や地元猟友会とのトラブルは避けたいが、地区や個人によって状況が異なるので、これをすれば良いということはない。相手によるところが大きいので、まずはしっかりと説明することが必要である。
現状の構成案について必要ない、必要性が低いと思う項目があれば教えてください	特になし。
1章1. 実際に捕獲をして、どういったことに林業事業体によるシカ捕獲参画の意味や捕獲のモチベーションを感じるでしょうか（シカの数を減らす、生息密度を下げることにモチベーションを感じるか）	お金というのは一般的にはあるかもしれない。自身は、せっかく植えた木を守りたい、自分の山を守りたいという思いがある。ジビエ利用は話題にはあがるが、捕獲個体を利用できるルートがある場合のみで、一般的にはモチベーションには繋がらないと思う。 捕獲によってシカが減ったという実感を得ることは自身にはある。山で獣道が減ること、薄くなることで感じる。目撃する機会も減る。林業に関わる人であれば、捕獲によってシカが減ることはモチベーションにはなるだろう。ただし、捕獲そのものを目的にすると、シカが減ることで、モチベーションは下がることもあるかもしれない。
1章3. 捕獲を始める際の地元調整としてどんなことをしましたか。あるいはどのような点に注意した調整が必要でしょうか。	・調整の実際 まずは捕獲をすでに行っている人や猟友会支部内でのやり方、ルールを把握するというところから始めるのが良いだろう。自身は猟友会員だったので、状況はわかっていた。 ・注意点 まずは支部の代表に相談をするなり、一報を入れること。事前に説明することが最も重要。その後の進め方は、地域によって、人によって違ってくと思う。
1章3. シカの捕獲において、林業事業体と他の団体（捕獲事業者）と協力する場合に想像できる現実的な捕獲体制はどのようなものでしょうか。	協力はできると思う。代表同士が決めることが重要である。 分担として、年配者がいる場合は、アクセスがきつい場所を若い人間がやることなどは、まずできる。 林業関係者として実施できるものとして、場所選定、わなの設置、見回りは可能であると思う。止め刺しは状況による。イノシシがいるところは、シカよりも捕獲や止め刺しの危険が大きくなるため、注意が必要になる。このような場合は、猟友会に依頼して、安全に止め刺しができる状態を作ることが重要になる。捕獲個体の搬出や埋設については、林業事業体による実施は可能である。
2章 これまでどのように情報を収集して捕獲計画（どこで捕獲す	まずは植栽年。植栽した年は重点的に捕獲を実施し、生長具合にもよるが、その後3年生ぐらいまでは、その周辺で捕獲をする。その

るか、どの程度わなをかけるか等)を決めているでしょうか	植栽地付近でシカの通いが多いような場所、作業の負担にならないような場所を選んでいる。 わな設置を行うピンポイントの場所は、通常施業をする中で、現場で得た情報や過去の捕獲実績をもとにしている。
3 章 社内で捕獲に従事する職員に渡している作業書や研修資料などはあるでしょうか。ない場合は、あった方がよいでしょうか。	・作業書等の有無 自社で準備はしてない。自社内の職員ではないが、捕獲に興味をもつ人がいた際は、狩猟に関するパンフレットを渡したりしている。 ・作業書の必要性 大いに役立ち、特に初心者是非常に助かると思う。準備するものややることひとつとっても、はじめはわからないことばかりであったり、工夫しながら揃えるものであったりするため。
4 章 捕獲の効果を実感されますか。またそれが定量的に把握できるような取組はありますでしょうか。	・捕獲による効果の実感 実感することはある。獣道が薄くなることを感じる。また、山に通う時、林道走行時にシカとの遭遇が減ることでも感じる。 ・効果の定量的な把握 肌感覚に近いもの。定量的なものは自身では実施していない。
5 章 これまでの経験で、捕獲場所や方法を変えるのはどのようなときでしょうか。また、それはどのぐらいの頻度で、どのようなことに着目して行いますでしょうか。	・捕獲の方法等 自身はくくりわな、箱わな、鉄砲をつかって捕獲を行っている。箱は有害のサル用。シカについて、基本はくくりである。 ・方法等を変える際に着目すべき点 あまり場所を変えない。守りたい場所があって、捕獲をするため。捕りたいだけの捕獲ではない。作業のしやすさをみて、変更することはある。
全体をとおして、不足していると感じた項目や情報はないでしょうか。	特になし

・手順書の普及方法について

こうした手順書のような新しい情報はどのような経路で受けることが多いですか	手順書はわからないが、有用な情報は森林組合などからが多い。新しい苗や資材の情報など。
こうした関連情報を得る場合に、信頼性が高いと感じる経路はありますか	すぐに思いつくものはない。地元で顔が効く人、活発な人から情報の発信や企画があることはある。
手順書はどのような形式であれば手に取りやすいでしょうか	年齢が高い層を狙うのであれば紙媒体。若い人であればネットも使えるので紙とネットの両方が良い。
手順書が手元にあったとして、それに目を通すかはどのように決めるでしょうか	知人の勧めや、詳しい人から紹介。
手順書は林野庁ウェブサイトに掲載される予定ですが、このような方法で他の林業事業体は情報にアクセス可能でしょうか	若い人はアクセスできると思う。ただ、それがウェブサイトにあることを知っていないと見られないことはある。
これまでに「この情報はもっとはやく知りたかった」という情報はありますか。どのような情報でしょうか。	新しい苗の情報や、材の販売先の情報などがある。
その情報はどのような経路で得ることになりましたか。	つながりのある同業者。自治体から情報を貰える場合もある。
シカ捕獲に参画したいと考えている林業事業体がいたとして、この手順書はどのように発信すれば届くでしょうか	狙って届けるというのは難しい。狙いをつけずに広く目に入るようにするしかないのではないかな。
施業地でシカ被害があった場合、どこに相談するでしょうか（優先順、複数可）。	自分たちの地域の場合はまず地区の猟友会。市や県に連絡をすることもある。

・その他

今回の事業及び支援内容等についてご意見等があればお願いします。	特になし
---------------------------------	------

第3章 被支援者の段階に応じた支援の実施

1. 支援の目的

本業務では当初、林業事業体等による主体的なシカ捕獲の参画を実現するため、新たにシカ捕獲に参画しようとする林業事業体に対し、目標の設定から実際の捕獲までを伴走支援することで、シカ捕獲への参画のモデルケースを構築することを想定していた。しかし、初期支援（第3章3.（1））で実施したヒアリングの結果から被支援者は当初の想定とは異なる「すでに捕獲の実績（捕獲体制）があり、作業の一部に林業施業が含まれる地域団体」であることがわかった。

この結果を受けて、本支援の実施目的に変化を加える必要性が生じたため、林野庁担当官と協議を行い、「被支援者の活動目標の達成を目指した支援を実施する」ことを目的として設定し、そうして実施された支援の結果を適宜、シカ捕獲体制構築手順書に反映することとした。

2. 実施した支援の全体像

（1）支援の概要

本支援は、林野庁が選定した被支援者に対して実施した。

支援の内容は目標の設定から実際の捕獲までとした。被支援者は別途香川県が発注する「令和6年度シカ等の捕獲に係るわな設置等支援業務（以下、わな設置業務という。）」の受注者であったため、実際の捕獲作業を伴う支援はわな設置業務の捕獲作業に付随して実施した。また、わな設置業務では、別途香川県が発注する「令和6年度香川県ドローンによるニホンジカ生息状況調査及び解析業務（以下、ドローン調査業務という。）」の結果からわなの設置を行うこととされていたため、ドローン調査業務の報告から被支援者とともに選定した捕獲候補地において支援を実施した。

（2）被支援者

林野庁により、下記の団体が被支援者として選定された。

団体名：一般社団法人五名里山を守る会

所在地：香川県東かがわ市五名 1850

（3）支援体制

令和6年度林業関係者等によるシカ被害対策等伴走支援実施事業提案書（以下、提案書という。）では、表3-2-1の支援体制及びサポート内容による支援の実施を想定していたが、被支援者の組織体制や作業体制、希望する連絡方法（電話及びFAX）に合わせて表3-2-2のとおり支援体制を再検討した。

表3-2-1 提案書内で想定していた支援体制及びサポート内容

【提案書内で想定していた支援体制】 ● 被支援者の現場職員による捕獲や安全管理、作業管理等を支援する「現場サポーター」及び被支援者の職員による組織的な体制構築、事業のリスク評価、経営目標の設定を支援する「事業推進サポーター」の配置により、組織による主体的な取組を現場の実情に合わせて支援する体制
【提案書内で想定していたサポート内容】 ● 林業事業体がシカ捕獲に参画に関する意思決定を行うの際に行う、捕獲のメリットとリスクを考慮した経営的な判断をサポートする ● 猟友会等の他の捕獲従事者との連携をサポートする ● 伴走支援終了後も自主的に事業の見直しや捕獲の効果検証を実施していくため、捕獲体制の一つとして自治体や専門家との連携体制の構築をサポートする体制 ● 「被支援者による主体的な活動」を基本とした、被支援者の課題整理と改善方針検討、その進行をスプレッドシートを用いた管理によりバックアップする

表3-2-2 再検討した支援体制及びサポート内容

【再検討した支援体制】 ● 「現場サポーター」と「事業推進サポーター」の役割を兼任する主立つ担当者を1名配置し、被支援者の組織事情や要望、予定に柔軟に対応することで、組織による主体的な取り組みを伴走支援できる体制
【再検討したサポート内容】 ● 被支援者の代表を通じて被支援者の課題整理と改善方針検討、その進行を管理し、事業の進行をバックアップする ● 支援の各段階において打合せを設定し、事業内容やシカ対策への理解の促進や被支援者の捕獲に関する意向の確認をサポートする ● 被支援者の意向に沿って事業準備支援や事業実行支援の内容を検討し、被支援者のステップアップをサポートする ● 捕獲の新たな担い手である被支援者の新人作業員の成長をサポートする

(4) 支援項目

- 初期支援
 - 活動目標の設定を支援
 - 支援内容の検討
- 事業準備支援
 - 資材の準備
 - 研修の実施
- 事業実行支援
 - 捕獲開始段階における支援
 - 捕獲実行中における支援
 - 捕獲実行後における支援

(5) 実施した支援のスケジュール

- | | | |
|---------|---|---------------------|
| 11月28日 | 被支援者ヒアリング（初期支援） | --- |
| 12月10日 | 林野庁と支援方針を協議 | —この間、捕獲資材準備（事業準備支援） |
| 12月24日 | 第1回アドバイザリー会議 | 及びアドバイスをもとに支援内容修正 |
| | | |
| 1月6, 7日 | 研修会の実施（事業準備支援） | ----- |
| 1月9日 | 捕獲事業参画に関する被支援者の意向確認及び
事業実行支援の内容に関する打合せ（事業実行支援） | |
| | ※香川県同席 | |
| 1月中旬 | ドローンによる捕獲候補地調査（香川県発注事業） | |
| 1月21日 | ドローンによる調査結果を被支援者に報告（香川県事業受注業者が実施） | |
| 1月22日 | 捕獲候補地でのわな設置支援等----- | |
| | （捕獲を始める段階における事業実行支援） | —この間、わなの見回りは |
| | | 被支援者が実施 |
| 1月28日 | 捕獲状況の確認及び今後の捕獲の改善支援等----- | |
| | （実行中及び実行後における事業実行支援） | |
| | ※被支援者はそのまま捕獲を継続するため、実行中、実行後の支援を同時に実施 | |

3. 支援の実施内容と得られた成果

(1) 初期支援

① 初期支援の概要

- 活動目標の設定
ヒアリングを実施し、被支援者の捕獲に関する将来構想や現在感じている捕獲に関する課題を抽出した。そうして抽出された将来構想を実現するために必要な今年度の活動目標の設定を支援した。
- 課題の解決に向けた事業内容の検討
今年度の活動目標を達成するために必要な伴走支援の内容をヒアリングの結果や周辺の被害防止計画の作成状況、被害防止実施隊と有害捕獲隊の活動状況を鑑みながら決定した。
- 作業フローの作成
被支援者が円滑に捕獲作業を進められるよう、被支援者の状況に合わせて作業フローを作成した。

② 実施した支援の詳細

(i) 活動目標の設定

1) ヒアリングの実施

被支援者の捕獲に関する将来構想や現在感じている捕獲に関する課題を抽出するため、令和6年11月28日に被支援者に対しヒアリングを実施した。

ヒアリングにおいては、被支援者と本業務に関する認識を共有するため、本事業の概要や想定している支援体制、林業事業体によるシカ捕獲の意味、支援進行管理方法の説明を行った。しかし、想定していた支援内容や支援進行管理は、被支援者の作業体制に合わず実施が難しいことがわかったため、支援内容を被支援者の既存の作業体制に合わせたものに変更した。

※ヒアリング結果には、被支援者の組織情報を含むため、別途電子データとして発注者である林野庁に提出した。

2) 組織の将来構想及び抱えている課題の整理

ヒアリングの中で、被支援者が組織の将来構想を持っており、その将来構想の実現のためにシカ対策の強化・継続に関してモチベーションを感じていることがわかった。また同時に、将来構想の実現に向けて解決すべき課題を抱えていることがわかった。

【組織の将来構想】

- シカの増加を抑制し地域の里山を守る組織

【抱えている課題】

- 対策の強化（効率化）
 - シカの対策に関する知識不足
- 対策の継続
 - 担い手の育成

3) 活動目標の設定

前述の被支援者が課題を解決し、組織の将来構想を実現するため、今年度の活動目標として下記の項目を掲げた。

【活動目標】

- 今後、被支援者が活動が続ける香川県東かがわ市において、地域住民に対し被害対策方法を教える地域リーダーのような活動や効率的な捕獲を実施できるようにシカについての知識や対策の技術を移転し、ステップアップをしていただく
- 被支援者が引き続き捕獲を続けていくために、捕獲の担い手を育成する仕組みづくりを支援する

(ii) 課題の解決に向けた支援内容の検討

1) 被支援者の活動地域周辺のシカ対策等に関する情報の調査

ヒアリングにおいて抽出された課題の解決に向けた事業内容を検討するため、被支援者ヒアリングで把握された情報のほかに、周辺の被害防止計画の作成状況や被害防止実施隊、有害捕獲隊の活動状況等の情報を調査・整理した。

2) 課題の解決に向けた計画

課題の解決に向けた計画として、事業準備支援及び事業実行支援の内容を検討した（検討した内容については3章3.（2）及び3章3.（3）に記載）。

(iii) 作業フローの作成

被支援者が円滑に捕獲作業を進められるよう、事業実施に必要な関連する作業フローの作成を支援するため、基盤となる林業施業等の日常的に実施される作業についてヒアリングを実施した。しかし、被支援者は恒常的に林業施業をしておらず、基盤となる作業フローがなかったため、一般的な捕獲事業の実施で想定される作業フローを作成した。作成した作業フローは標準作業書に含め、伴走支援の中で適宜ブラッシュアップを図った（図3-3-1）。

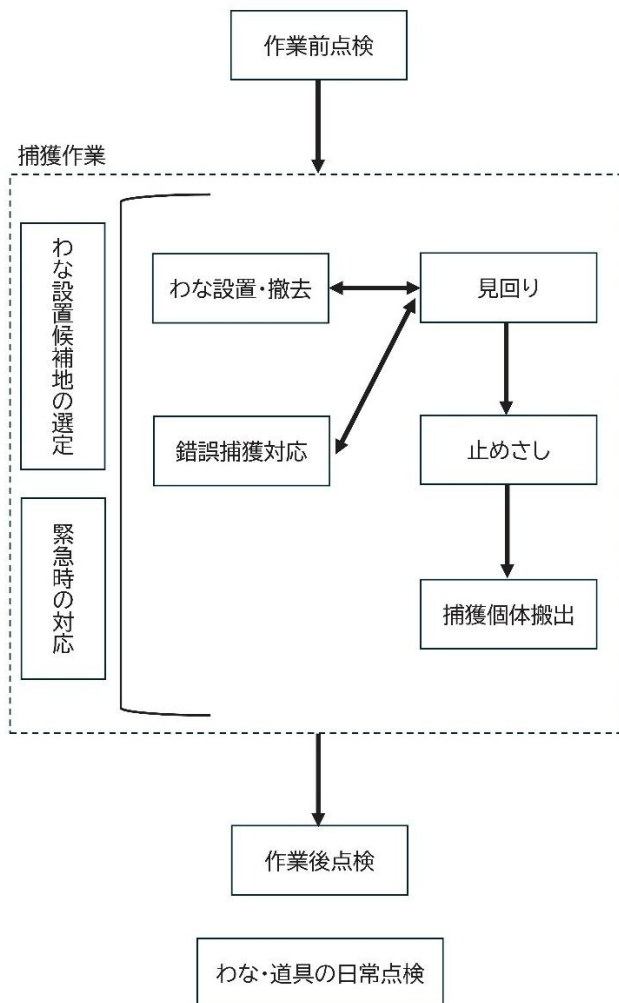


図3-3-1 標準作業書に記載した作業フロー図

③ 初期支援の実施によって得られた成果

- 捕獲参画のモチベーションと現状感じている課題感の双方を抽出することで、現実的な活動目標の設定が可能となり、そうした目標の中で行われる無理のない活動が被支援者の活動意欲の維持につながるということがわかった。
- 課題抽出を行い活動目標の設定をすることは、捕獲事業の方向性を明確にし、その後の捕獲事業内容の検討に大きく寄与する取組であることがわかった。

(2) 事業準備支援

① 事業準備支援の概要

- 資材準備

試行取組として行う捕獲作業の準備として被支援者の体制に合わせて必要な資材を準備した。

- 研修の実施

捕獲の工程管理や安全管理等の一般的な内容に加え、被支援者が抱えている課題である「シカの対策に関する知識不足」や「担い手の育成」の解決に繋がる内容の研修を実施した。

② 実施した支援の詳細

(i) 資材準備

1) 標準作業書

捕獲作業を円滑に実施するとともに今後の担い手の育成に資するものとして、作業フローを含む現場運用に関するマニュアルとして標準作業書を作成した（図3-3-2、巻末資料3）。

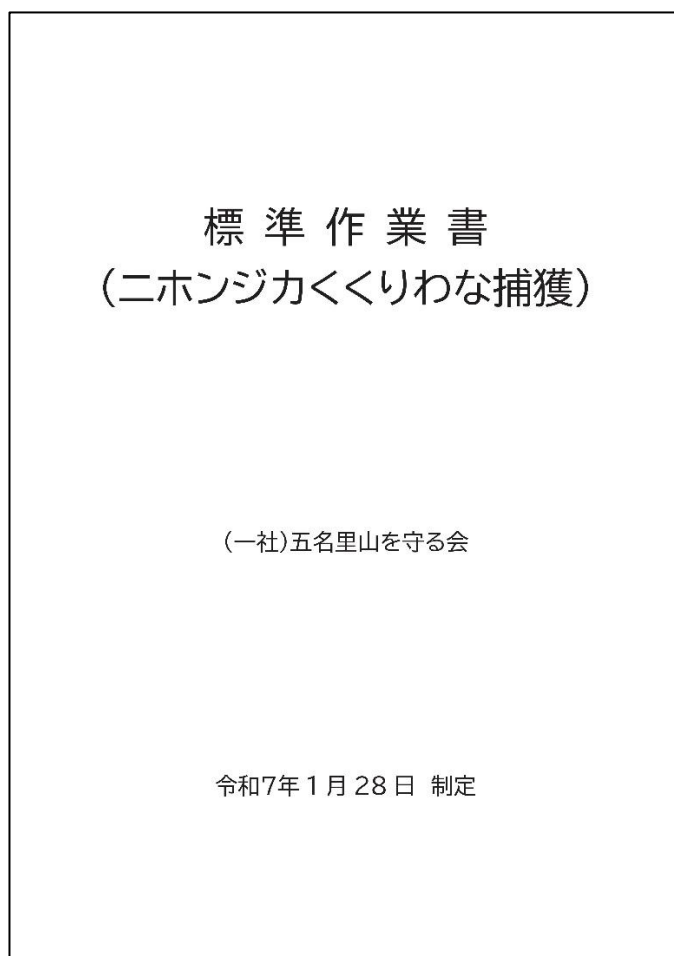


図3-3-2 作成した標準作業書の表紙

2) 安全管理規定（例）

被支援者はすでに有害鳥獣駆除を実施しており、既存の体制のまま、より安全に捕獲作業を実施するための安全管理の方法を求めている。このため、本支援では捕獲事業を実施する際に作成する安全管理規定という枠組で安全管理の方法を示すのではなく、標準作業書へ作業項目ごとの安全管理の方法を記載することとした。

一方で、林業事業体が捕獲事業を実施する場合には、組織としての安全管理体制を整えるために「規程」としての枠組みが適切であるため、別途、捕獲に関する安全管理規程を作成する際に参考となるような普及に向けた安全管理規程（例）を作成した（図3-3-3、巻末資料4）。

捕獲の実施に係る安全管理規程（例） 第一章 総則 （目的） 第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、（捕獲実施機関名）が実施する捕獲等に係る安全管理に関する事項を定め、もって捕獲を実施する際の安全管理を図るための体制を確保することを目的とする。 （適用範囲） 第2条 本規程は、鳥獣の捕獲にかかる業務活動に適用する。 2 捕獲は、ニホンジカを対象とする。 （捕獲の実施に係る安全管理に関する基本的な方針） 第3条 受託者（代表者）は、捕獲の実施に係る安全管理の重要性を深く認識し、捕獲の実施に係る安全を確保するための組織内統治を適確に行い、責任ある体制の構築、予算の確保その他必要な措置を講ずる。 第二章 安全管理体制に関する事項 （捕獲管理責任者の選任及び解任） 第4条 代表者は、捕獲の全体を統括し、監督する権限を有する捕獲管理責任者を選任し、捕獲の実施に係る安全管理体制の確保、捕獲従事者及び作業従事者に対する研修を実施する責任者とする。 2 代表者は、捕獲管理責任者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは解任し、新たな捕獲管理責任者を選任する。 ① 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき ② 関係法令等の違反又は捕獲の安全管理の状況に関する確認を怠る等により、捕獲管理責任者がその職務を引き続き行うことが捕獲の安全管理の確保に支障を来すおそれがあると認められるとき （捕獲管理責任者の責務） 第5条 捕獲管理責任者は、次に掲げる責務を有する。 ① 捕獲に係る安全管理の重要性の認識、関係法令の遵守及び安全管理に関する事項について、全ての捕獲従事者に対し周知徹底し、遵守させる。 ② 本規程について、随時必要な改善を図る。 ③ 全ての捕獲従事者に対して、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識の維持向上のために適切かつ十分な研修計画を定め、適切に実施されるよう監督し、随時必要な改善を図る。 ④ 捕獲が適正に行われるよう、捕獲現場ごとに、現場に常駐して指揮・監督を行う現場監督者を捕獲従事者の中から指名して配置する等、安全管理を実施するための体制を構築する。 ⑤ その他の捕獲の実施に係る安全管理を図るために必要な事項を行う。
--

図3-3-3 安全管理規程（例） 1 ページ目

3) 捕獲資材

被支援者はすでに捕獲を実施しているため、基本的な捕獲資材の準備は整っている状況であった。このため、本支援では実施する捕獲作業の安全面や効率面の強化を目的として、以下の資材を準備した。

- わな設置周知看板
- 捕獲個体保定具（錯誤捕獲対応資材含む）
- センサーカメラ

4) 作業記録簿

捕獲の状況を適切に把握し、円滑に作業が進むように日報という形で様式を作成したが、被支援者の作業実態に適していなかったため、改めて作業記録簿として一括で作業を記載できる様式を作成した。

(ii) 研修

1) 研修会の内容

本支援において実施した研修会は、捕獲事業を実施する際の工程管理や安全管理に関する内容を基本とするとともに、活動目標である被支援者のスキルアップや担い手の育成に繋がる内容として被支援者から希望があったシカの誘引捕獲の方法やセンサーカメラの活用方法等を内容に含めた。

研修会は2日間（1日目は全日、2日目は半日）の開催とした。研修会は参加者である被支援者及び森林組合の参加都合から1日目を被支援者に向けた内容、2日目を森林組合に向けた内容とした。

2) 研修会の工程

1日目（令和7年1月7日）

※被支援者から10名程度、香川県及び東かがわ市から6名が参加

座学Ⅰ：鳥獣捕獲の工程管理

鳥獣捕獲等事業の基本的な工程管理の方法について講義

座学Ⅱ：鳥獣捕獲の安全管理

鳥獣捕獲等事業の基本的な安全管理の方法について講義

座学Ⅲ：鳥獣の捕獲や被害対策に関連する法令等

鳥獣保護管理法・鳥獣被害対策特措法などについて講義

座学Ⅳ：シカによる被害の対策：里山編

里山におけるシカによる被害対策について講義

実習Ⅰ：シカの被害対策及び誘引捕獲方法

シカ等の野生鳥獣による被害対策とシカの誘引捕獲方法について説明、実演

- 箱わなの及びくくりわなの設置方法について実演
- 誘引捕獲方法について説明
- シカの痕跡について説明
- 錯誤捕獲の対応方法実演
- わな設置及び捕獲記録アプリの説明、体験

2日目（令和7年1月8日）

※被支援者から2名、香川東部森林組合及び香川県森林組合連合会から3名、香川県及び東かがわ市から6名が参加

座学Ⅴ：シカによる被害の対策：林業施業地編
林業施業地におけるシカによる被害対策について講義

実習Ⅱ：シカの痕跡等の紹介・猟具の基本的な取扱い
シカの捕獲に使用するわなの取り扱いや設置方法方法、センサーカメラの活用方法について実演、説明

- わな（くくりわな、箱わな）の設置から止めさし、搬出までを含めて実演
- シカの痕跡について説明
- センサーカメラの操作、設置方法を説明、実演
- 防鹿柵及び電気柵の設置方法を柵を見ながら説明



写真3-3-1 研修会の様子（座学）



写真3-3-2 研修会の様子（実習）

3) 研修会の所感

研修の実施後、打合せにおいて被支援者の代表から下記のとおり所感をいただいた。

※所感をいただいたのは事業実施支援（3章3.（3））の打合せ時であるが、関連するためこちらに詳細を記載した。

研修の所感	【質問】 内容は適切であったか。また、追加で知りたい内容はないか。 【回答】 ・研修や準備いただいたもの（標準作業書）は新人だけでなくベテランを含めても学ぶことが多かったと感じる。 ・シカの生態から現状を把握できるということ（分散時の雌雄傾向等）を知れたことは非常にためになった。 ・シカの痕跡についても今まで認識していなかったことを改めて学ぶことができた。 ・安全管理についてもレベルアップできたと感じる。 ・法律についても再確認できてよかった。 ・エサを用いた誘引方法についても学べたことで早速試せている。 ・追加とすると捕獲個体の処理のシステムを確保する方法があれば知りたい。 ・センサーカメラはぜひ活用したい。 【決定事項】 ・個体の処理については、森林組合との連携に関する打合せを別途設置し検討する。 →森林組合との打合せが設定できなかったため、本件については香川県に検討を引き継ぐこととした。 ・事業実行支援においてセンサーカメラを貸し出して使用する機会を設ける。
-------	---

③ 支援の実施によって得られた成果

- 被支援者からは、今回の資材準備及び研修は、新人だけでなくベテランも含めた組織全体のレベル向上（被支援者の活動目標のである「シカ対策のステップアップ」）に寄与したとの所感をいただいた。特に、研修で安全管理の重要性が伝わったことで、被支援者が自発的に捕獲体制の変更を行ったことは大きな成果であった。
- 標準作業書は当初捕獲を始める段階での活用を想定していたが、そうした段階だけでなく、捕獲を継続するための「担い手の育成」にも応用できることが分かった。

(3) 事業実行支援

① 事業実行支援の概要

- 捕獲をはじめる段階における支援

事前に被支援者と捕獲の工程等の確認をし、ドローン調査によって選定されたわな設置候補地におけるわな設置作業に同行した。設置作業では被支援者の代表及び新人に対しシカの痕跡からわなの設置方法、センサーカメラの設置方法等を指導した。

- 捕獲実施中および実施後における支援

わなを設置した現場の見回り作業に同行し状況の確認を行った。現場においては止めさしの方法やわなのメンテナンス方法の指導を実施した。

終了後は被支援者に対し、体制等の見直しや支援内容の評価に関するヒアリングを実施した。また、現場では被支援者が引き続き捕獲を実施するため、今後の捕獲作業の改善支援を実施した。

② 実施した支援の詳細

(i) 捕獲をはじめる段階における支援

1) 事前打ち合わせ

事業実行支援の開始に伴い、令和7年1月10日に支援の内容を最適化するための打ち合わせを設定し、被支援者に対して以下の説明や検討を行った。

- 事業内容の再説明

設定した活動目標や支援の意味等の再確認をするため、被支援者に対し事業内容について改めて説明を行った。

- 被支援者の今後の捕獲の取り組み方についての確認

本支援の内容をより実態に合ったものにするため、被支援者が今後の捕獲をどの様に実施したいと考えているかを把握するための確認を行った。

- 事業実行支援の内容についての検討

被支援者とともに、活動目標の達成に必要な実行支援の内容について検討した。

- 事業準備支援として作成した資料の確認

以下の資料の確認と配布を実施した。

- 標準作業書

安全管理項目や作業項目の内容について確認し、被支援者とともに緊急連絡体制を作成した。作成した標準作業書については後日被支援者に配布した。

- 作業日報

日報として作業の進捗を管理するための様式の内容を確認した。

しかし、日報は被支援者の作業実態に適していなかったため、改めて作業記録簿として一括で作業を記載できる様式を作成し、後日事業発注元である香川県に送付した。

- 研修の所感についての確認

実施した研修会の所感についてヒアリングを実施した。

※詳細は3章3.（2）に記載した。

2) わな設置への同行

実行支援としてわなの設置現場に同行して以下の項目について指導した。

- 連絡体制の再確認

配布した標準作業書内の緊急連絡体制の内容を再度確認した。

- ドローン調査結果をもとにした捕獲場所の検討

被支援者ともにドローン調査結果から捕獲場所を検討した。

- 痕跡の発見方法

現場において実際の痕跡を発見し、痕跡の内容を説明した。

- くくりわなの設置方法（誘引含む）

わなの設置位置までのアプローチや、誘引餌の撒き方、くくりわなの設置方法等を指導し、実際に被支援者にわなを設置していただいた（写真3-3-3）。

- センサーカメラの設置

センサーカメラの設置方法を指導し、被支援者にセンサーカメラの設定から設置までをしていただいた（写真3-3-4）。



写真3-3-3 わなを設置する様子

※捕獲候補地とは別の場所での設置指導時の写真



写真3-3-4 設置されたセンサーカメラ

(ii) 捕獲の実施中及び実施後に行う支援（現場の運用方法の確認、問題とその原因の洗い出し）

1) 見回り作業への同行

わなの見回り作業に同行し、以下の項目について確認、指導した。

- 安全な止めさし方法

見回り時にイノシシが罠にかかっていたため、安全な止めさし方法について指導しながら被支援者に実際に止めさしをしていただいた（写真3-3-5）。

- わなのメンテナンス

設置されたわな及び捕獲があったわなのメンテナンス方法を指導した。

- 誘引餌の状況の確認

誘引餌の状況から今後の捕獲についてのアドバイスをを行った（詳細はヒアリング及び改善支援に記載）。

- センサーカメラの撮影状況の確認

センサーカメラの撮影状況から今後の捕獲についてのアドバイスをを行った。



写真3-3-5 捕獲され保定されたイノシシ

2) ヒアリング及び改善支援

支援の終了に際して支援内容の評価ヒアリング実施し、そのなかで改善支援を行った。

事業実行支援（捕獲支援）の内容について

現状の捕獲作業について	【質問】 作業に無理はないか（ヒヤリハット等含む）。 【回答】 ・これまでも捕獲を実施してきたので特に無理は感じない。研修で学んだことも安全管理等に生かしている。
	【質問】 困りごとや要望はないか。 【回答】 ・ドローンの調査の時期が遅かった。捕獲開始当初に捕獲数が集中している状況であるため、早い時期に調査ができればもっと成果が出たように思う。 ・研修で学んだ安全管理面を考慮して複数人で作業ができるように班編成をしたため、班で時間を合わせる等の手間が新たに発生した。 【改善支援】 ・支援者から香川県に対し、こうした状況のフィードバックを行い、今後の改善を図る。 ・被支援者の実態に合わせた体制のブラッシュアップとして、見通しが悪い場所の見回りや止めさしを行う場合のみ、必ず複数人で対応する体制を提案した。
	【質問】 新人のステップアップ状況はどうか。 特別な支援が必要か。 【回答】 ・実際に現地で新人に指導していただけてよかった。初めて自分のかけたわなで捕獲を経験できた新人もあり、良い経験になったと思う。 ・今回の研修のような機会は、新人だけでなくベテランも学ぶことが多かったと感じている。ベテランメンバーは今まで自己流でやってきたものに新しい知見を加えて確実にステップアップできたと感じている。 ・今回の支援を受けた経験から、新人に捕獲の成功体験を積ませることは技術の向上意欲にもつながることがわかったため、今後は新人をなるべく現場連れていくような体制を検討している。 【改善支援】 ・新人の育成体制として、多忙な若い世代である新人を班編成に組み込み、ベテランへの同行やわなの見回りの代行など、複数人でわなを管理する体制を提案した。

	【質問】 支援の中で設置したセンサーカメラの撮影映像にはシカがかなりわなや誘引餌を警戒している様子が映っており、捕獲の継続によってスレが生じている可能性が示唆された。この状況から今後の捕獲をどう続けるべきと考えているか。 【回答】 ・誘引餌をについてはもう少し様子を見て使用を続けるか判断したい。 ・わなについては10日程度設置して、捕獲が無ければ警戒されていると判断して移設をすることを考えている。 【改善支援】 ・誘引餌についてはしばらく様子を見て採食が無ければ、誘引効果をより強化するために醤油や塩をまくことも有効であると説明した。それでも効果が無ければ誘引が難しいと判断し、獣道にわなを設置する方法を主に活用すべきであると助言を行った。 ・わなはある程度1か所に集中して設置している場合が多いため、そうした場所にセンサーカメラを設置し、誘引の状況等を確認することを提案した。
活動目標の達成について	【質問】 今回の支援によって活動目標は達成されたか 【回答】 ・新人からベテランまでシカ対策を幅広く学ぶことができたので達成できたように思う。 ・シカの対策及び捕獲作業の安全管理面のスキルアップが最も大きい成果であった。 ・運用するわなを増やしたことで経験が得られる機会が増えたため、担い手育成のスピードが速まったように思う。 ・ドローンによる調査は、今まで入っていなかったところで捕獲をするいいキッカケになった。 ・複数人で作業をする体制を設けたことが、担い手の育成や安全の向上に大きくつながったと感じている。 ・センサーカメラがこんなに便利なものであることを知れたことはよかった。今後の活用を検討したいと思う。 【質問】 今年度の支援で新たに見つかった課題はあるか。 【回答】 ・今年度の捕獲支援は個別指導で実施するため、実際に新人が経験を得られた機会が多く、意欲にもつながった。これまで猟友会では新人講習として大人数を相手に講義を実施しているのみであったが、こうした個別指導を取り入れるべきだと感じた。

	【質問】 伴走支援によって活動目標は達成されたか。 【回答】 ・新人からベテランまでシカ対策について学ぶことが多かった。内容も柵の設置から捕獲まで幅広く学べたので達成できたと考えている。
次年度以降の対策について	【質問】 次年度以降の活動はどのように考えているか。 活動目標はあるか。 【回答】 ・ベテランは捕獲に慣れており活動が形骸化してきていると感じていたため、今回の支援は良い刺激になった。学んだことを生かしてさらに活動的に捕獲を継続していきたい。 ・技術や安全管理面としてはひとまず今回学んだことを再確認して、強化していくことを目標としたい。 ・担い手の育成についても今回作った体制で続けていきたい。 ・これからは捕獲だけでなく農家への被害対策のアドバイス等もしていきたい。 【提案した活動目標】 ・現状の体制を継続し、担い手の育成を続けていく。 ・適宜捕獲状況の振り返りを行い、技術及び安全管理の強化や活動目標の再認識を行う。 ・捕獲だけでなく被害対策にも積極的に関わる。

その他

	【質問】 ・今回支援を受けてみて感じたことや思ったことはあるか。 【回答】 ・我々は捕獲をすでに実施していたため困りごとも少なかったが、捕獲をしたことのない団体に捕獲をやらせるのであれば、もっと支援にコストが必要であるため、捕獲の支援は、少しでも捕獲に取り組んだ経験があるところへ行うのがよいと思う。 ・捕獲をしている団体が捕獲を続けるための仕組みをつくるのが大切だと感じる。我々は報奨金と捕獲個体をジビエにすることでランニングコストを稼げているが、そうした仕組みがつかれなくてやめていったところも多い。 ・大きいジビエ加工施設を建てるとランニングコストも大きくなるため運用も難しくなる。仕組みづくりの際（運用初期）には個体持ち込みにレギュレーションを設ける等の工夫も大切。 ・報奨金を上げることでやる気を上げる方法もある。
--	--

③ 事業実行支援の実施によって得られた成果

- 今回は被支援者の希望（シカが警戒するため大人数での実施は避けたい）により、わな設置現場において新人に対して個別に指導を行う体制で支援を実施したが、結果的に新人が経験できる捕獲経験が多くなったことで、新たな担い手の技術向上が図れた（被支援者の活動目標である「担い手の育成」に寄与した）。被支援者は今後こうした個別指導の体制を続けていき、捕獲を継続できる組織を作っていきたいとのことであった。
- ヒアリングの結果からも本支援によって今年度の活動目標である「シカ対策のステップアップ」と「担い手の育成」が達成できたと考えられる。また、今年度の目標の達成によって次年度の活動目標の設定及びその活動にも意欲を感じた。

4. 支援内容のとりまとめ

（１）支援の評価

事業準備支援において実施したヒアリングのとおり、本事業の支援によって被支援者の活動目標が達成されたため、本支援の目的であった「被支援者の活動目標の達成を目指した支援を実施する」についても達成されたと考える。また、アドバイザリー会議においてアドバイザーからも同様の評価を受けた。

【活動目標の達成状況】

- 今後、被支援者が活動を続ける香川県東かがわ市において、地域住民に対し被害対策方法を教える地域リーダーのような活動や効率的な捕獲を実施できるようにシカについての知識や対策の技術を移転し、ステップアップをしていただく
 - 研修により被支援者がの新人からベテラン作業員まで捕獲から柵の設置までの幅広いシカ対策を幅広く学ぶことができ、特に安全管理面のスキルアップが行えた。
- 被支援者が引き続き捕獲を続けていくために、捕獲の担い手を育成する仕組みづくりを支援する
 - 新人作業員を含めた複数人でわなを運用し、新人が多くのをなを管理できるような体制とすることで、新人への指導や捕獲の機会を増やす仕組みづくりを行った。

（２）本支援の活用

本事業で実施した支援は、今後他地域で支援を展開する場合に活用することができるように支援内容を取りまとめ、適宜手順書へ反映した。

第4章 アンケート調査の実施

1. 実施の目的

施業地におけるシカ捕獲を推進するにあたり、シカの生息・被害状況、対策の取組状況、実施体制、捕獲推進における課題等に関する情報を収集し、現状を把握することを目的にアンケート調査を実施した。また、現在の状況把握に加え、過去の類似するアンケートとの比較により、林業事業体によるシカ捕獲への意識等の変化を把握することも併せて目的とした。

2. 設計

(1) アンケート対象

アンケートは都道府県林業部局を対象としたもの、全国の森林組合を対象としたものの2種類を設計の上、実施した。

(2) アンケート実施方法

アンケートは Google フォームによるオンラインアンケートとして実施した。都道府県対象、森林組合対象のいずれも、林野庁からアンケート URL を電子メールにて配信し、回答を依頼した。なお、森林組合対象については、全国森林組合連合会を通して、全国の森林組合へ配布を行った。

都道府県対象のアンケートについて、Google フォームへのアクセスができなかったケースがあった。こうしたケースでは、都道府県に Excel で回答を入力してもらい、事務局にて Google フォームへの入力を行った。

アンケートは令和7年2月12日に配信し、当初の回答期限を令和7年2月25日とした。当初の回答期限後に、期限を延長し、最終的に令和7年3月7日まで回答を受け付けた。

(3) アンケート内容

配信したアンケートのうち、都道府県対象のものの入力画面を図4-2-1から図4-2-10に、森林組合対象のものを図4-2-11から図4-2-21に示した。

都道府県におけるシカ被害及び対策実施 状況調査（令和6年度林業関係者等による シカ被害対策等伴走支援実施事業）

シカによる森林被害が深刻化し、林業の持続性に影響を及ぼしています。森林におけるシカ捕獲の強化が必要となる中で、林業関係者によるシカ捕獲への参画を推進しております。本調査は、林業関係者のシカ捕獲参画の現状や課題を把握し、今後の支援策を検討するために実施するものです。ご多忙の折恐縮ですが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

★回答期限：2025年2月25日（火）17:00

* 必須の質問です

0. 所属情報
回答者の所属先等の情報をご記入ください。

0-1：都道府県 *

選択 ▼

0-2：部署名 *

回答を入力

0-3：回答者役職

回答を入力

0-4：回答者氏名

回答を入力

0-5：所属連絡先（メールアドレス、電話番号等）

回答を入力

図4-2-1 都道府県対象アンケート（1ページ目）

都道府県におけるシカ被害及び対策実施
状況調査（令和6年度林業関係者等によ
るシカ被害対策等伴走支援実施事業）

* 必須の質問です

1.シカの生息等状況について

1-1：主要な施業地でのシカの分布状況を教えてください。*

☐ いる

☐ いない

☐ わからない

戻る 次へ 2/9 ページ フォームをクリア

図4-2-2 都道府県対象アンケート（2ページ目）

都道府県におけるシカ被害及び対策実施 状況調査（令和6年度林業関係者等によ るシカ被害対策等伴走支援実施事業）

* 必須の質問です

1.シカの生息等状況について

1-2：5年前と比べた時の、主要な施業地でのシカの生息状況の変化を1つ選択し *

てください。

☐ 増えた

☐ 変わらない

☐ 減った

☐ わからない

1-3：今年度の、主要な施業地での、シカによる植栽木への被害状況を教えて下 *

さい。

☐ 深刻

☐ 軽微

☐ ない

☐ わからない

1-4：5年前と比べた、主要な施業地でのシカによる植栽木への被害状況の変化を *

1つ選択してください。

☐ 増えた

☐ 変わらない

☐ 減った

☐ わからない

戻る

次へ

3/9 ページ

フォームをクリア

図 4-2-3 都道府県対象アンケート（3 ページ目）

都道府県におけるシカ被害及び対策実施
状況調査（令和6年度林業関係者等による
シカ被害対策等伴走支援実施事業）

* 必須の質問です

2. 施業地でのシカ対策の実施状況

2-1：主要な施業地にて、これまでに実施したシカ対策を選択してください（複数選択可）。

その他の場合は具体的な対策を記入してください。

☐ 防護柵（単木）
☐ 防護柵（小規模柵：10m×10m程度）
☐ 防護柵（大規模柵）
☐ チューブ
☐ テープ巻き・ネット巻
☐ 忌避剤
☐ 有害捕獲（報償費支給等による捕獲）
☐ 事業捕獲（委託事業等による捕獲）
☐ なし
☐ その他:

設問2-1で、「有害捕獲（報償費支給等による捕獲）」または「事業捕獲（委託事業等による捕獲）」を選択しなかった方は2-2にお答えください。

設問2-1で、「有害捕獲（報償費支給等による捕獲）」または「事業捕獲（委託事業等による捕獲）」を選択した方は2-3、2-4にお答えください。

2-2：設問2-1で、「有害捕獲（報償費支給等による捕獲）」または「事業捕獲（委託事業等による捕獲）」を選択しなかった方にお聞きます。

捕獲実施まで至らない最も大きな要因を選択してください

回答後、画面下部の「次へ」を選択してください。

☐ 課題はない
☐ 実施の予定がそもそもない
☐ 捕獲実施意識の不足
☐ 予算の不足
☐ 担い手不足
☐ 技術やノウハウの不足
☐ 捕獲地の選定の困難さ
☐ アクセスの困難さ
☐ 捕獲個体処理の負担の大きさ
☐ その他:

図4-2-4 都道府県対象アンケート（4ページ目前半）

2-3：設問2-1で、「有害捕獲（報償費支給等による捕獲）」または「事業捕獲（委託事業等による捕獲）」を選択した方にお聞きます。
捕獲を実施する中で現状抱えている最も大きな課題を選択してください。
その他の場合は具体的に記入ください。

☐ 課題はない

☐ 捕獲実施意識の不足

☐ 予算の不足

☐ 担い手不足

☐ 技術やノウハウの不足

☐ 捕獲地の選定の困難さ

☐ アクセスの困難さ

☐ 捕獲個体の処理

☐ その他: _____

2-4：設問2-1で、「有害捕獲（報償費支給等による捕獲）」または「事業捕獲（委託事業等による捕獲）」を選択した方にお聞きます。
捕獲の実行体制を教えてください。
各選択肢の組合せ、および、その他の場合はその他に記入。

☐ 猟友会

☐ 捕獲事業者（認定鳥獣捕獲等事業者等）

☐ 鳥獣被害対策実施隊

☐ 森林組合等の林業従事者

☐ 森林組合等の林業従事者と捕獲事業者等の組合せ

☐ なし

☐ その他: _____

戻る 次へ 4/9 ページ フォームをクリア

図4-2-5 都道府県対象アンケート（4ページ目後半）

都道府県におけるシカ被害及び対策実施 状況調査（令和6年度林業関係者等による シカ被害対策等伴走支援実施事業）

2. 施業地でのシカ対策の実施状況

設問2-4で、「森林組合等の林業従事者と捕獲事業者等の組合せ」を選択した方にお聞きします。役割分担等について以下の設問に回答ください

2-5：捕獲における林業従事者の役割はなんでしたか？具体的にお答えください。

回答を入力

2-6：捕獲における捕獲事業者等の役割はなんでしたか？具体的にお答えください。

回答を入力

戻る

次へ

5/9 ページ

フォームをクリア

図4-2-6 都道府県対象アンケート（5ページ目）

都道府県におけるシカ被害及び対策実施 状況調査（令和6年度林業関係者等による シカ被害対策等伴走支援実施事業）

2. 施業地でのシカ対策の実施状況

2-7：その他の特記事項があれば教えてください。
例えば、林業従事者が捕獲に参加できた成功要因等があれば記載してください
（例：複数の事業費を組合せた、県独自の補助や研修会を実施した）。

回答を入力

戻る

次へ

6/9 ページ

フォームをクリア

図4-2-7 都道府県対象アンケート（6ページ目）

都道府県におけるシカ被害及び対策実施 状況調査（令和6年度林業関係者等によ るシカ被害対策等伴走支援実施事業）

3. 対策事業の使用意思

シカ等による森林被害緊急対策事業において、令和7年度以降に実施可能な以下の項目につ
いて、事業内の利用予定の有無を選択してください。

3-1：ドローンなどを活用してシカのねぐらや隠れ場等を特定する、捕獲ポイン
トの特定調査等。 *

- ☐ 実施する予定
☐ 実施しない予定
☐ 検討中で未確定

3-2：森林はアクセスが悪く、捕獲後の個体処理が困難等条件が悪いことから、
簡易な捕獲個体処理施設の整備など、捕獲に必要な条件整備。 *

- ☐ 実施する予定
☐ 実施しない予定
☐ 検討中で未確定

[戻る](#)[次へ](#)

7/9 ページ

[フォームをクリア](#)

図4-2-8 都道府県対象アンケート（7ページ目）

都道府県におけるシカ被害及び対策実施
状況調査（令和6年度林業関係者等によるシカ被害対策等伴走支援実施事業）

* 必須の質問です

3. 対策事業の使用意思

3-3：捕獲に必要な条件整備に関して、想定する条件整備の内容を選択してください *

☐ 個体処理施設整備

☐ 林道整備

☐ 捕獲作業道整備

戻る 次へ 8/9 ページ フォームをクリア

図4-2-9 都道府県対象アンケート（8ページ目）

都道府県におけるシカ被害及び対策実施
状況調査（令和6年度林業関係者等によるシカ被害対策等伴走支援実施事業）

* 必須の質問です

4. 今後必要な取組

4-1：貴都道府県内に捕獲事業を受託できる林業事業者がありますか *

☐ ある

☐ ない

☐ わからない

4-2：今後、林業関係者等によるシカ捕獲を推進するために必要な支援事業があれば具体的に記載してください。

回答を入力

戻る 送信 9/9 ページ フォームをクリア

図4-2-10 都道府県対象アンケート（9ページ目）

施業地におけるシカ被害及び対策実施状況調査（令和6年度林業関係者等によるシカ被害対策等伴走支援実施事業）

シカによる森林被害が深刻化し、林業の持続性に影響を及ぼしています。森林におけるシカ捕獲の強化が必要となる中で、林業関係者によるシカ捕獲への参画を推進しております。本調査は、林業関係者のシカ捕獲参画の現状や課題を把握し、今後の支援策を検討するために実施するものです。ご多忙の折恐縮ですが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

★回答期限：2025年2月25日（火）17:00

* 必須の質問です

0. 所属情報
回答者様の所属先等の情報をご記入ください。

0-1：所在地都道府県 *

選択 ▼

0-2：所属名 *

回答を入力

0-3：回答者役職

回答を入力

0-4：回答者氏名

回答を入力

0-5：所属連絡先（メールアドレス、電話番号等）

回答を入力

主要な施業地について

0-6：主要な施業地（最も面積が広い施業地）の場所について教えてください。 *

☐ 所在地都道府県内にある

☐ 所在地都道府県ではない

次へ

1/8 ページ

フォームをクリア

図4-2-11 森林組合対象アンケート（1ページ目）

施業地におけるシカ被害及び対策実施状況調査（令和6年度林業関係者等によるシカ被害対策等伴走支援実施事業）

* 必須の質問です

0. 所属情報

0-7：設問0-6で「所在地都道府県ではない」を選択した方にお聞きます。*
主な施業地がある都道府県を教えてください

選択 ▼

戻る 次へ 2/8 ページ フォームをクリア

図4-2-12 森林組合対象アンケート（2ページ目）

施業地におけるシカ被害及び対策実施状況調査（令和6年度林業関係者等によるシカ被害対策等伴走支援実施事業）

* 必須の質問です

1. 主要な施業地におけるシカの生息等状況について

1-1：主要な施業地でのシカの分布状況を教えてください。*

☐ いる

☐ いない

☐ わからない

戻る 次へ 3/8 ページ フォームをクリア

図4-2-13 森林組合対象アンケート（3ページ目）

施業地におけるシカ被害及び対策実施状況調査（令和6年度林業関係者等によるシカ被害対策等伴走支援実施事業）

* 必須の質問です

1. 主要な施業地におけるシカの生息等状況について

1-2：5年前と比べた時の、主要な施業地でのシカの生息状況の変化を1つ選択してください。 *

☐ 増えた

☐ 変わらない

☐ 減った

☐ わからない

1-3：主要な施業地にて、今年度、シカによる被害を受けた植栽木のおよその割合を1つ選択してください。 *

地点ごとに被害状況が異なる場合は平均的な被害状況を選択してください。

☐ なし

☐ 10%未満

☐ 10～25%

☐ 25%～50%

☐ 50%以上

1-4：5年前と比べた、主要な施業地でのシカによる植栽木への被害状況の変化を1つ選択してください。 *

☐ 増えた

☐ 変わらない

☐ 減った

☐ わからない

戻る次へ

4/8 ページ

フォームをクリア

図4-2-14 森林組合対象アンケート（4ページ目）

施業地におけるシカ被害及び対策実施状況調査（令和6年度林業関係者等によるシカ被害対策等伴走支援実施事業）

* 必須の質問です

2. 主要な施業地でのシカ対策の実施状況

2-1：主要な施業地にて、これまでに実施したシカ対策を選択してください（複数選択可）。

捕獲にチェックを入れた場合は年間捕獲数をその他内に記入してください。

（注）組合員による捕獲に限ります。

その他の場合は具体的な対策を記入してください。

- ☐ 防護柵（単木）
- ☐ 防護柵（小規模柵：10m×10m程度）
- ☐ 防護柵（大規模柵）
- ☐ チューブ
- ☐ テープ巻き・ネット巻
- ☐ 忌避剤
- ☐ 捕獲（組合員のみで実施）（年間捕獲数をその他に記入）
- ☐ 捕獲（組合員と捕獲事業者等で協力して実施）（年間捕獲数をその他に記入）
- ☐ なし
- ☐ その他: _____

2-2：設問2-1で、「捕獲（組合員と捕獲事業者等で協力して実施）」を選択した方にお聞きます。

貴組合職員が分担・協力をした作業内容を教えて下さい（複数選択可）。

その他の場合は具体的な作業内容を記入してください。

- ☐ 林道の整備
- ☐ 作業道の整備
- ☐ わな設置場所等の捕獲実施地点の選定
- ☐ 捕獲資材の運搬
- ☐ わな等の見回り
- ☐ 止め刺し
- ☐ 個体を埋設する穴の掘削
- ☐ 捕獲個体の埋設処理
- ☐ 捕獲個体処理施設の整備
- ☐ その他: _____

図4-2-15 森林組合対象アンケート（5ページ目、1/3）

2-3：実施した対策のうち、効果があったものにチェックをしてください（複数選択可）。

その他の場合は具体的な対策を記入してください。

- ☐ 防護柵（単木）
- ☐ 防護柵（小規模柵：10m×10m程度）
- ☐ 防護柵（大規模柵）
- ☐ チューブ
- ☐ テープ巻き・ネット巻
- ☐ 忌避剤
- ☐ 捕獲
- ☐ なし
- ☐ その他: _____

2-4：今後、取り組む予定の対策について、チェックをしてください（複数選択可）。

その他の場合は具体的な対策を記入してください。

- ☐ 防護柵（単木）
- ☐ 防護柵（小規模柵：10m×10m程度）
- ☐ 防護柵（大規模柵）
- ☐ チューブ
- ☐ テープ巻き・ネット巻
- ☐ 忌避剤
- ☐ わなによる捕獲
- ☐ 銃器による捕獲
- ☐ なし
- ☐ その他: _____

2-5：今後、捕獲に取り組む予定がある方にお聞きます。
捕獲の際に想定している体制についてチェックをしてください（複数選択可）。
その他の場合は具体的に記入してください。

- ☐ 組合職員のみで実施
- ☐ 猟友会と実施
- ☐ 認定鳥獣捕獲等事業者等の捕獲事業者と実施
- ☐ 市町村（鳥獣被害対策実施隊）と実施
- ☐ 予定なし
- ☐ その他: _____

図4-2-16 森林組合対象アンケート（5ページ目、2/3）

2-6：設問2-5で、「猟友会と実施」「認定鳥獣捕獲等事業者等の捕獲事業者と実施」^{*}「市町村（鳥獣被害対策実施隊）と実施」のいずれかを選択した方にお聞きします。
貴組合職員が分担・協力をする想定する作業内容を教えてください（複数選択可）。
その他の場合は具体的に記入してください。

☐ 林道の整備

☐ 作業道の整備

☐ わな設置場所等の捕獲実施地点の選定

☐ 捕獲資材の運搬

☐ わな等の見回り

☐ 止め刺し

☐ 個体を埋設する穴の掘削

☐ 捕獲個体の埋設処理

☐ 捕獲個体処理施設の整備

☐ その他: _____

2-7：組合の所属員について以下の設問にお答えください。

2-7-1：組合の職員数を教えてください。（半角でお答えください。）

回答を入力 _____

2-7-2：組合の狩猟免許（第一種銃猟・第二種銃猟）の所持者数を教えてください。（半角でお答えください。）

回答を入力 _____

2-7-3：組合の狩猟免許（わな猟・網猟）の所持者数を教えてください。（半角でお答えください）

回答を入力 _____

2-7-4：組合の捕獲経験者の人数を教えてください。（半角でお答えください）

回答を入力 _____

戻る 次へ 5/8 ページ フォームをクリア

図4-2-17 森林組合対象アンケート（5ページ目、3/3）

施業地におけるシカ被害及び対策実施状況調査（令和6年度林業関係者等によるシカ被害対策等伴走支援実施事業）

* 必須の質問です

3. 今後の捕獲事業への協力

3-1：今後、シカ捕獲を事業※として請け負い、捕獲事業者等と協力して実施することができるか教えて下さい。 *

※ 都道府県や市町村等からの委託事業等を想定。貴組合が元請け、下請けどちらでも可。

その他の場合は具体的に記入してください。

- ☒ 協力して実施したことがあり、今後も協力できる
- ☐ 協力して実施したことはあるが、今後は協力できない
- ☐ 協力して実施したことはないが、今後実施する可能性はある
- ☐ 協力して実施したことはなく、今後も実施できない
- ☐ わからない
- ☐ その他: _____

図4-2-18 森林組合対象アンケート（6ページ目、1/2）

3-2：設問3-1で、「協力して実施したことがあり、今後も協力できる」または「協力して実施したことはないが、今後実施する可能性はある」を選択した方にお聞きます。
捕獲事業の実施内容または実施可能と想定される内容を選択してください（複数選択可）。
その他の場合は具体的な実施内容を記入してください。

☐ 林道の整備

☐ 作業道の整備

☒ わな設置場所等の捕獲実施地点の選定

☐ 捕獲資材の運搬

☐ わな等の見回り

☐ 止め刺し

☐ 個体を埋設する穴の掘削

☐ 捕獲個体の埋設処理

☐ 捕獲個体処理施設の整備

☐ その他: _____

3-3：設問3-1で、「協力して実施したことがある」または「実施したことはないが、協力できる可能性はある」を選択した方にお聞きます。
捕獲事業を実施済または実施可能と想定される地域を記載してください。

回答を入力 _____

3-4：貴組合と協力して、捕獲事業を担うことができる林業事業体はありますか。 *

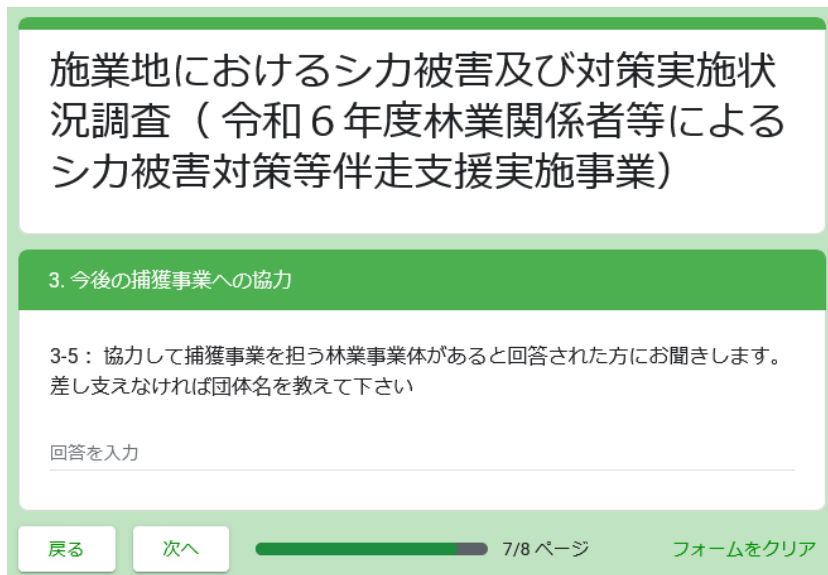
☒ ある

☐ ない

☐ わからない

戻る 次へ 6/8 ページ フォームをクリア

図4-2-19 森林組合対象アンケート（6ページ目、2/2）



施業地におけるシカ被害及び対策実施状況調査（令和6年度林業関係者等によるシカ被害対策等伴走支援実施事業）

3. 今後の捕獲事業への協力

3-5：協力して捕獲事業を担う林業事業者があると回答された方にお聞きます。
差し支えなければ団体名を教えてください

回答を入力

戻る 次へ 7/8 ページ フォームをクリア

図4-2-20 森林組合対象アンケート（7ページ目）

施業地におけるシカ被害及び対策実施状況調査（令和6年度林業関係者等によるシカ被害対策等伴走支援実施事業）

* 必須の質問です

4. 今後必要な取組

4-1：林業関係者等によるシカ捕獲を推進する上で、最も大きな課題となってい^{*}るものを選択してください。
その他の場合は具体的な課題を記入してください。

☐ 予算の不足

☐ 担い手の不足

☐ 技術やノウハウの不足

☐ 捕獲地選定の困難さ

☐ アクセスの困難さ

☐ 捕獲個体の処理

☐ その他: _____

4-2：今後、林業関係者等によるシカ捕獲を推進するために必要な支援事業があれば具体的に記載してください。

回答を入力

戻る 送信

8/8 ページ

フォームをクリア

図4-2-21 森林組合対象アンケート（8ページ目）

3. 結果

以下の分析では令和7年3月3日までに得られた回答をもとに集計を行った。また、本報告書では主要な設問の結果のみを記載し、その他の回答データは Excel ファイルとして納品した。

(1) 都道府県対象

① 回答状況

47 都道府県中 34 都道府県からの回答を得ることができ、回答率は 72%であった。地方別の回答件数は表 4-3-1 に示した。

表 4-3-1 都道府県対象アンケートの地方別回答状況

地方	回答件数	回答率(%)
北海道	1	100.0
東北	4	80.0
関東	8	72.7
中部	4	100.0
近畿中国	10	71.4
四国	3	75.0
九州	4	50.0
総計	34	72.3

② 主要な設問の集計結果

(i) シカの生息状況

9割以上で主な施行地にシカが分布していると回答があり（図4-3-1）、5年前と比較して増えている地域が半数以上であった（図4-3-2）。なお、以降の集計では、シカが分布していないと回答した1件を除いた33件をもとに集計等を行った。

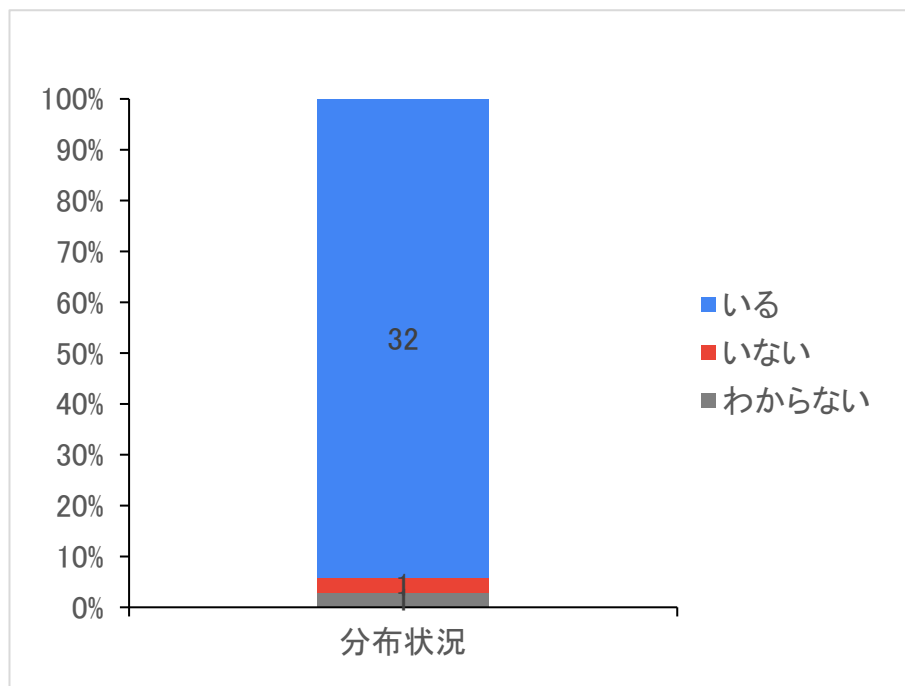


図4-3-1 シカの分布状況

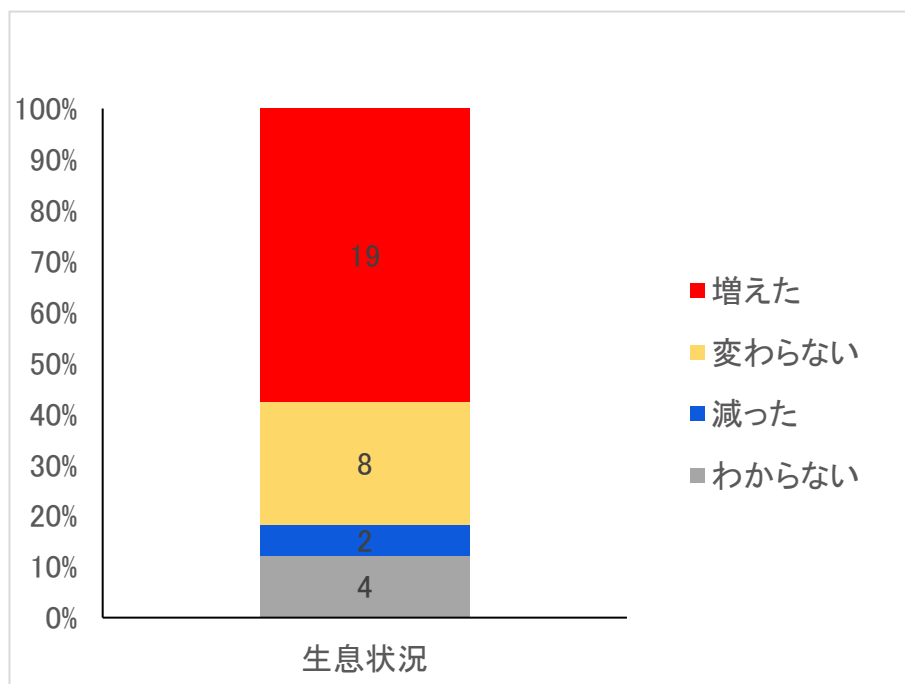


図4-3-2 5年前と比較したシカの生息状況の変化

(ii) シカによる被害状況

約4割の地域で被害が深刻であり（図4-3-3）、5年前と比較して被害が増えている地域は35%であった（図4-3-4）。

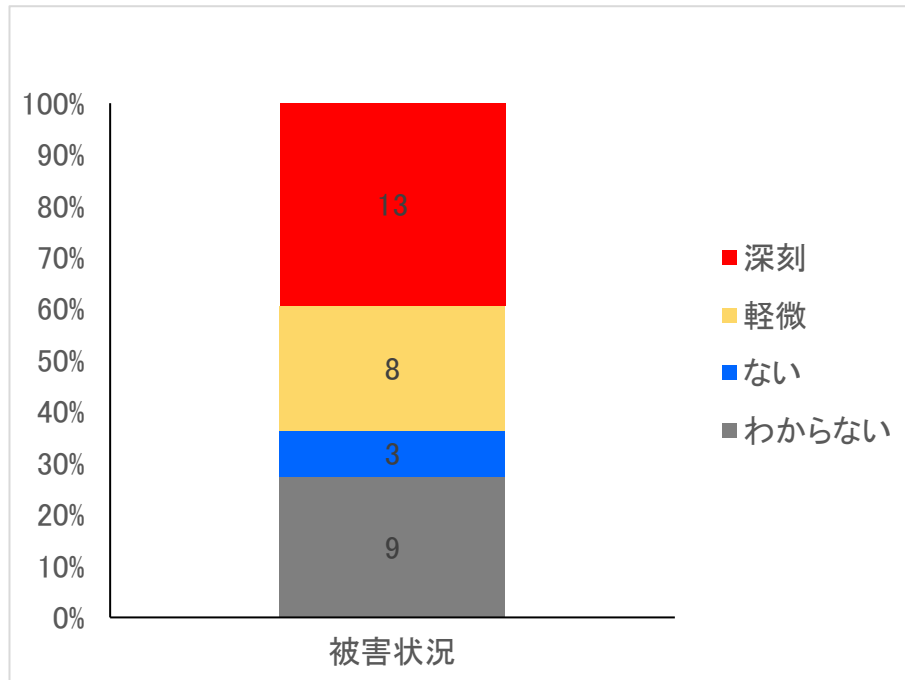


図4-3-3 シカによる被害状況

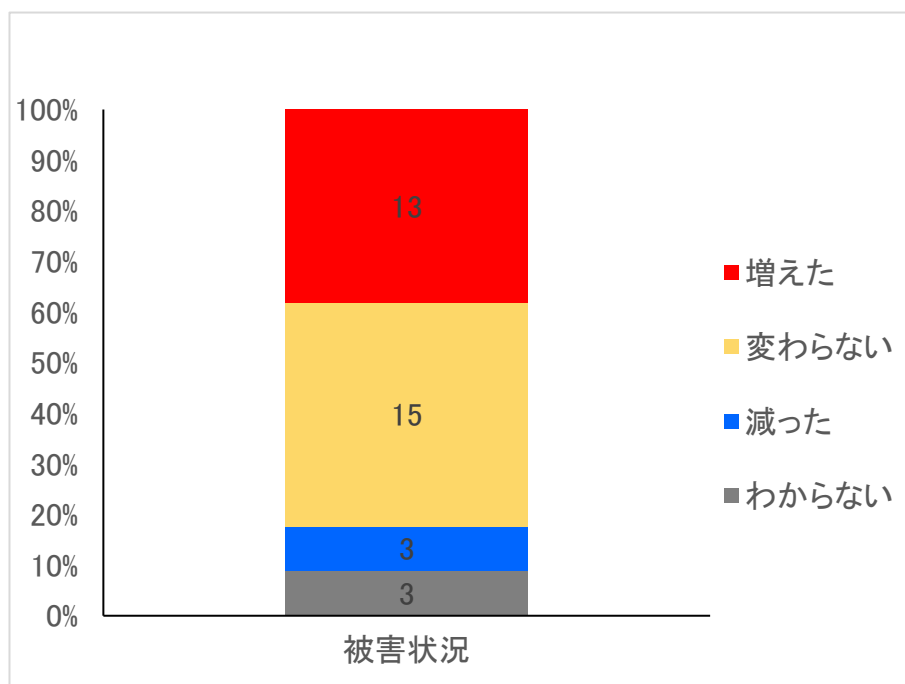


図4-3-4 5年前と比較したシカによる被害状況の変化

(iii) 対策の実施状況

実施している対策は防護柵（大規模）が最も多かった。捕獲に関しては、有害捕獲と事業捕獲の実施件はいずれも 40%を超えていた（表 4-3-2）。また、捕獲を実施した場合の体制は猟友会が最も多く 12 件、林業従事者が含まれているものは 6 件であった（表 4-3-3）。

有害捕獲もしくは事業捕獲を実施するにあたっての課題としては「担い手不足」が最も多く、全体の約 6 割であった（図 4-3-5）。また、捕獲を実施することができていない場合、最も大きな障害となっているものに共通するものはなく、基本的には実施予定をそもそもしていないという理由が半数以上であった（図 4-3-6）。

表 4-3-2 対策の実施状況

対策名	実施あり	実施率
防護柵（単木）	9	27.3%
防護柵（小規模柵：10m×10m 程度）	7	21.2%
防護柵（大規模柵）	25	75.8%
チューブ	18	54.5%
テープ巻き・ネット巻	8	24.2%
忌避剤	11	33.3%
有害捕獲（報償費支給等による捕獲）	14	42.4%
事業捕獲（委託事業等による捕獲）	16	48.5%

実施率はシカが生息していないと回答した 1 件を除いた 33 件中の割合を示した。

表 4-3-3 捕獲の実施体制

捕獲の実施体制	件数
猟友会	12
捕獲事業者（認定鳥獣捕獲等事業者等）	5
鳥獣被害対策実施隊	4
森林組合等の林業従事者	4
森林組合等の林業従事者と捕獲事業者等の組合せ	2

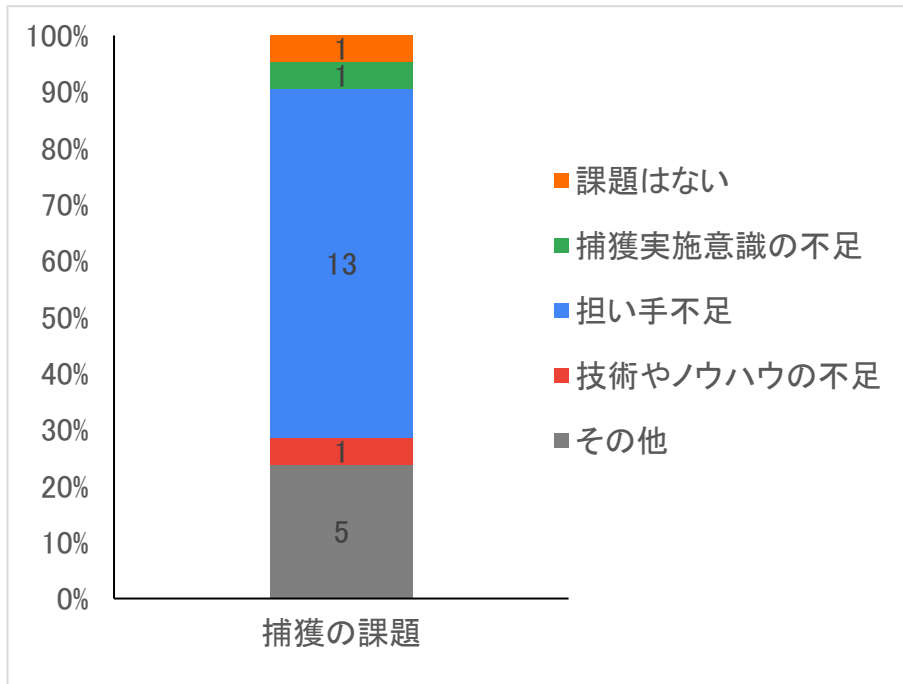


図 4-3-5 捕獲を実施する際の最も大きな課題

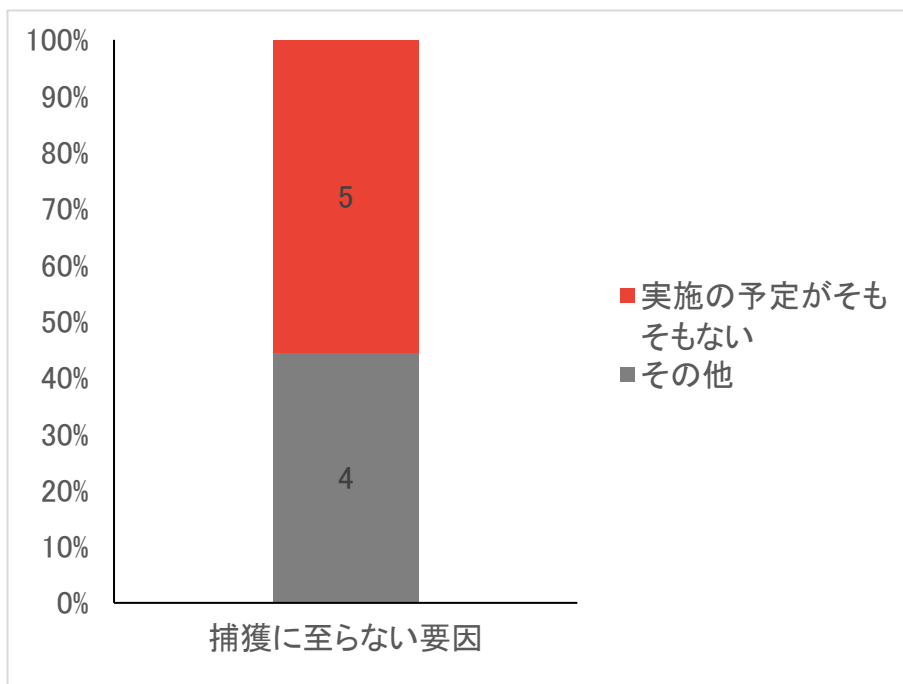


図 4-3-6 捕獲に至れない要因となっている障害

(iv) 対策事業の利用予定

シカ等による森林被害緊急対策事業（拡充）における、令和7年度以降の利用予定として、ドローンの活用が3件（図4-3-7）、捕獲に必要な条件整備が2件（図4-3-8）と利用する予定は少ない状況であった。

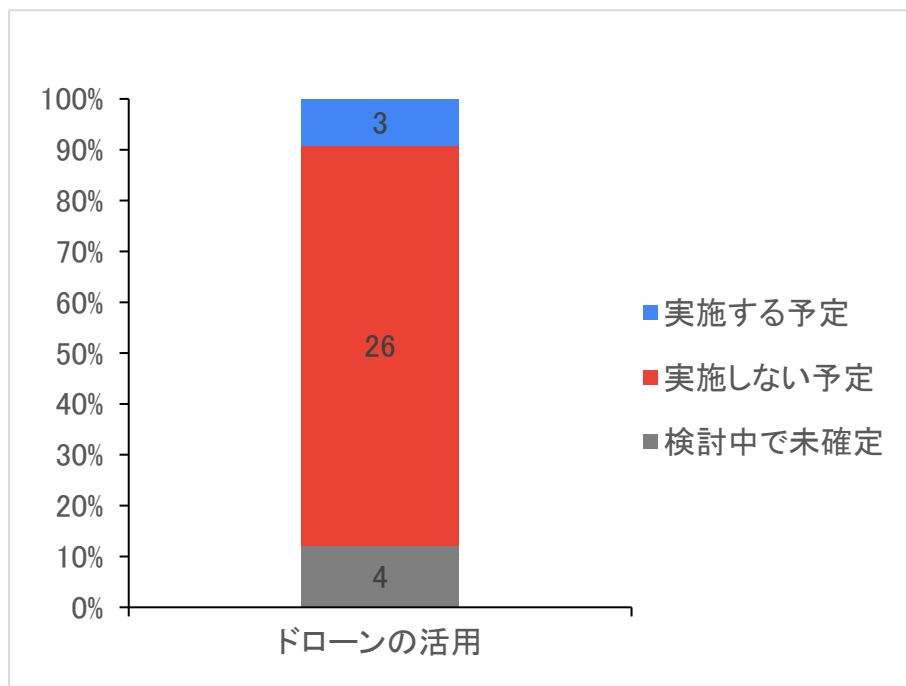


図4-3-7 緊急対策事業でのドローン活用の予定

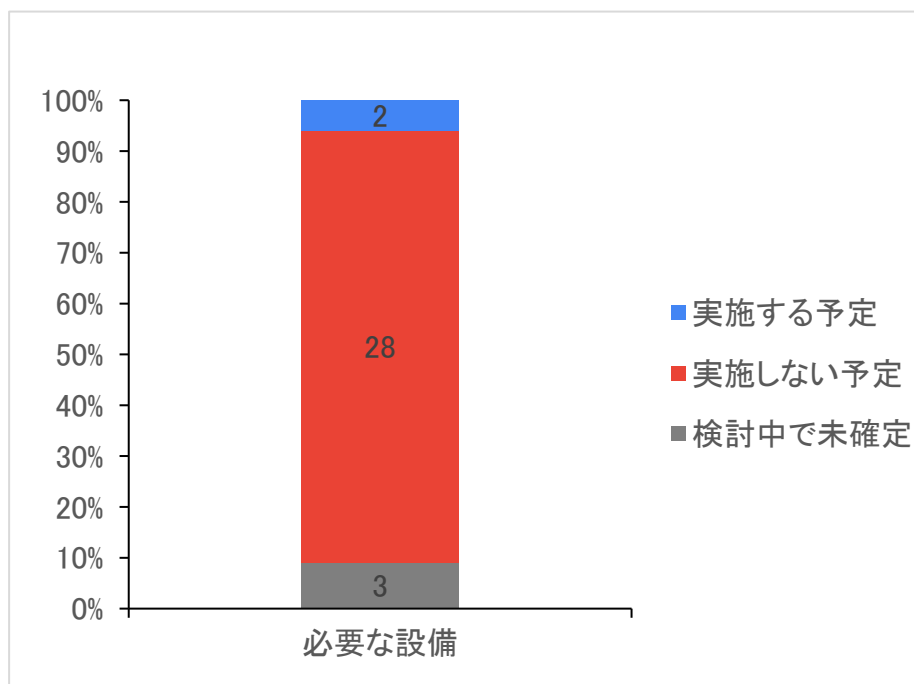


図4-3-8 緊急対策事業での捕獲に必要な条件整備の実施予定

(v) 捕獲事業を受託できる林業事業体の有無

捕獲事業を受託できる林業事業体を有している地域は全体の約 15%であった（図 4-3-9）。

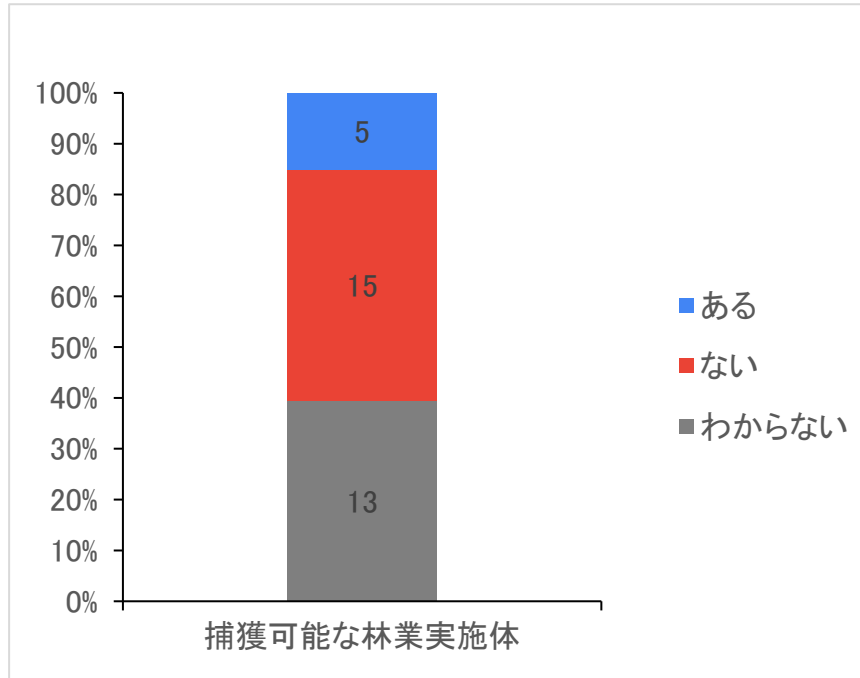


図 4-3-9 捕獲事業が可能な林業事業体の有無

(2) 森林組合対象

① 回答状況

98 件の回答を得た。地方別の回答件数は表 4-3-4 に示した。全国森林組合連合会ウェブサイト (<https://www.zenmori.org/>) によると、令和 5 年 3 月末時点の組合数は 607 組合であり、これをもとにした全国の森林組合の回答率は 16%であった。

表 4-3-4 森林組合対象アンケートの地方別回答状況

地方名	回答件数
北海道	0
東北	2
関東	26
中部	10
近畿中国	43
四国	6
九州	10
総計	97

② 主要な設問の集計結果

以降に主要な設問の集計結果を示す。前項で示したとおり、森林組合を対象としたアンケートは回答率 16%と低かった。このため、全国の状態を十分に反映していない可能性があることに留意が必要である。

(i) シカの生息状況

約 9 割で主な施行地にシカが分布していると回答があり（図 4-3-10）、5 年前と比較してシカが増えているとした回答が 7 割以上であった（図 4-3-11）。なお、以降の集計では、シカが分布していないと回答した 7 件を除いた 90 件をもとに集計等を行った。

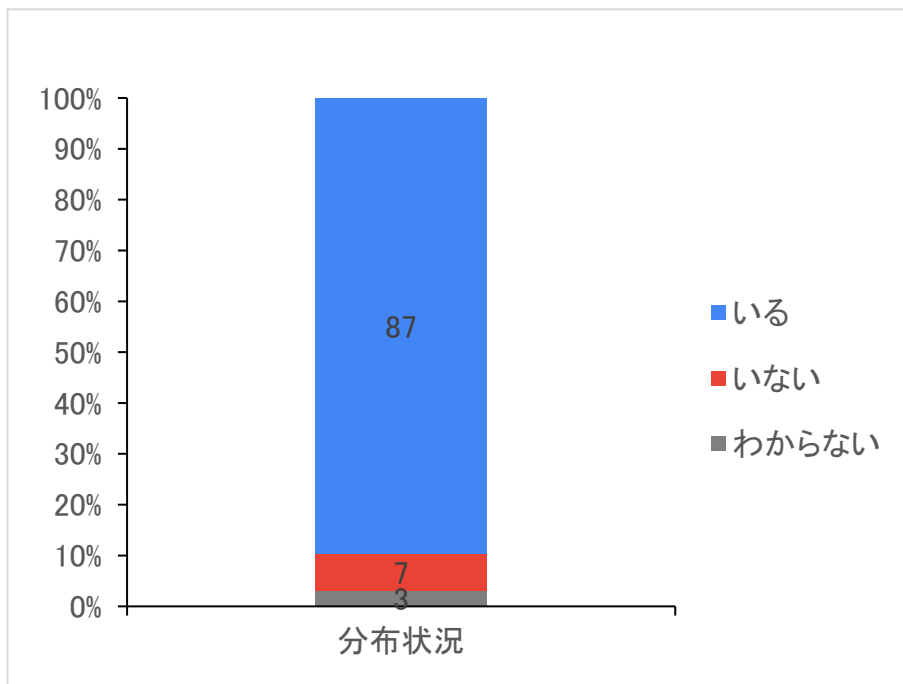


図 4-3-10 シカの分布状況

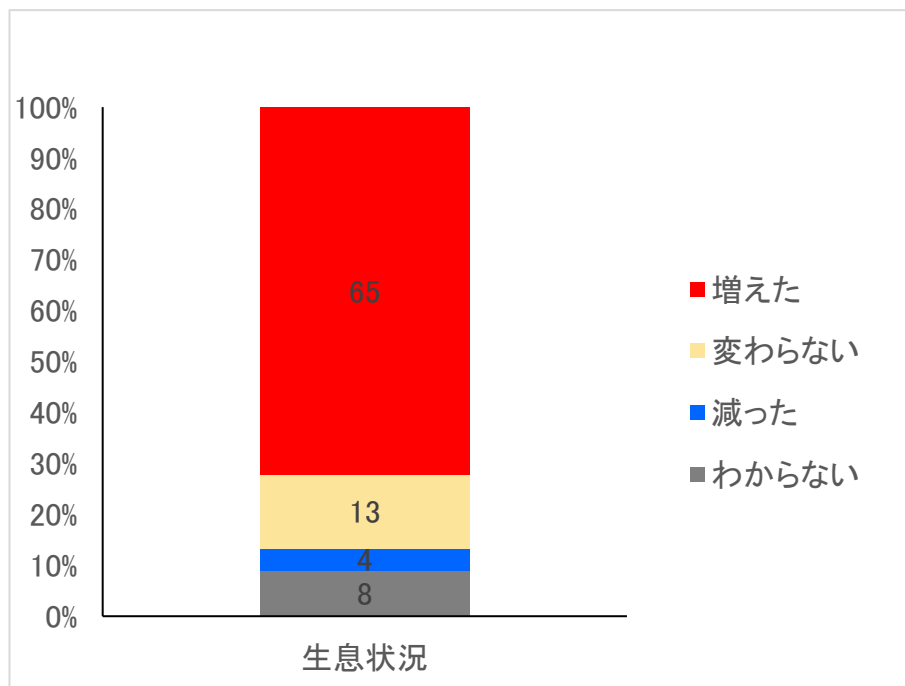


図4-3-11 5年前と比較したシカの生息状況の変化

(ii) シカによる被害状況

約3割の地域で25%以上の植栽木に被害が生じていた（図4-3-12）。また、5年前と比較して被害が増えている地域は5割以上であった（図4-3-13）。

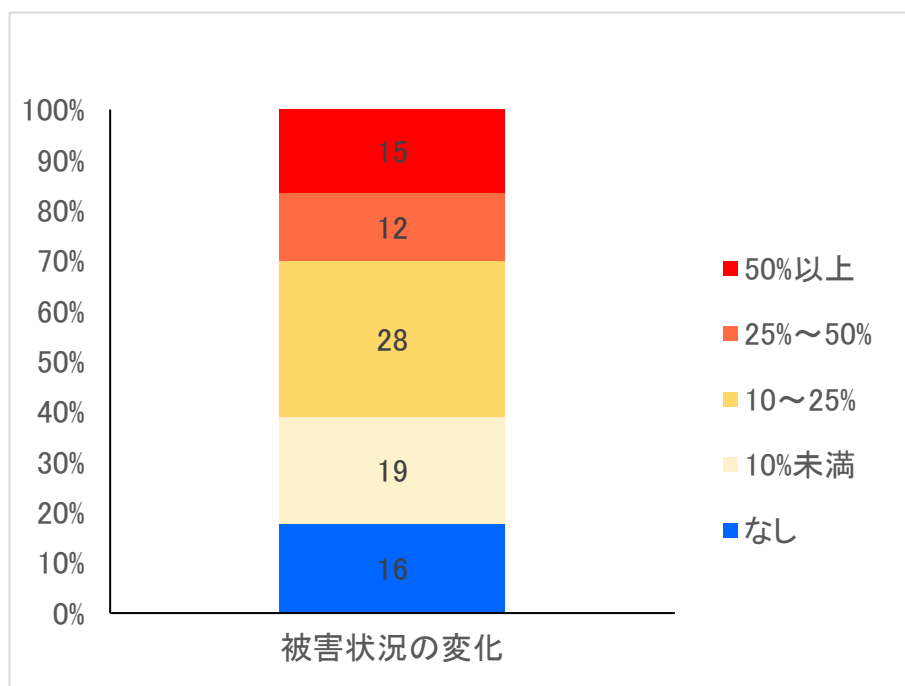


図4-3-12 シカによる被害を受けた植栽木の割合

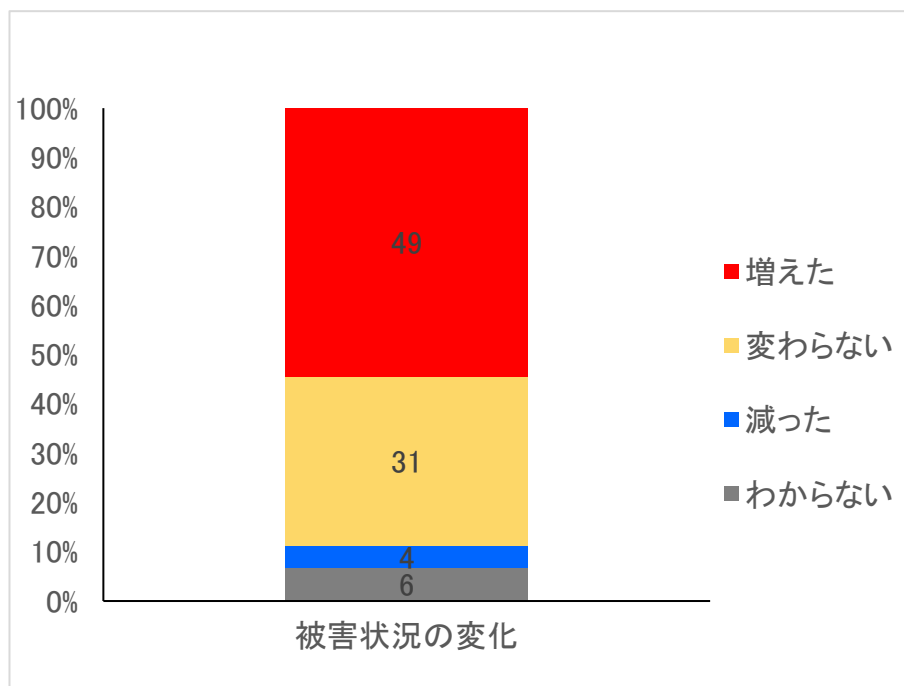


図 4-3-13 5年前と比較したシカによる被害状況の変化

(iii) 対策の実施状況等

対策の実施状況、効果、今後の実施予定を表 4-3-5 に示した。実施している対策は防護柵（大規模）が最も多かった。また、対策の効果を実感した割合については、捕獲、防護柵（大規模）、防護柵（単木）の3つの順に高く、これらの対策の効果を感じた割合は7割を超えていた。今後実施が予定されている対策で、最も増加割合が大きいものは捕獲で、唯一、選択肢にある対策の中で現状の実施件数を上回った。

捕獲について実施状況を見ると、「組合員と捕獲事業者等で協力して実施」が13件、「組合員のみで実施」が3件であった（表 4-3-5）。「組合員と捕獲事業者等で協力して実施」の場合に、組合員が分担・協力した作業は表 4-3-6 に示した。最も多いのは捕獲実施地点の設定で8件だった。

今後、捕獲に取り組む予定がある場合に、想定する体制を表 4-3-7 に示した。最も多いのは猟友会と実施で20件であった。また、他団体等と連携する場合に、組合職員が分担する想定の作業を表 4-3-8 に示した。

表 4-3-5 対策の実施状況等

対策名	実施		効果		実施予定	
	実施あり	実施率	効果あり	効果実感率	実施予定	実施予定数/実施あり数
防護柵（単木）	28	31.1%	20	71.4%	25	89.3%
防護柵（小規模柵：10m×10m程度）	9	10.0%	5	55.6%	8	88.9%
防護柵（大規模柵）	61	67.8%	44	72.1%	50	82.0%
チューブ	23	25.6%	15	65.2%	20	87.0%
テープ巻き・ネット巻	12	13.3%	7	58.3%	6	50.0%
忌避剤	25	27.8%	9	36.0%	10	40.0%
捕獲（組合員のみで実施）	3	3.3%	12	75.0% ^{注1}	24	150.0% ^{注1, 注2}
捕獲（組合員と捕獲事業者等で協力して実施）	13	14.4%				

実施率：シカが生息していないと回答した7件を除いた90件中の割合を示した。

効果実感率：対策を実施したうち、効果を実感した割合。効果あり件数/実施件数として算出。

注1：捕獲の効果と実施予定について、体制を分けて聞き取っていなかったため、「捕獲（組合員のみで実施）」と「捕獲（組合員と捕獲事業者等で協力して実施）」の合計値を分母とした。

注2：実施予定について捕獲（わな）と捕獲（銃）を分けて聞き取っていたが、ここではプールして示した。

表 4-3-6 組合員の協力した作業

作業内容	回答件数
わな設置場所等の捕獲実施地点の選定	8
わな等の見回り	7
捕獲個体の埋設処理	7
作業道の整備	6
個体を埋設する穴の掘削	6
捕獲資材の運搬	5
止め刺し	4
林道の整備	1
捕獲個体処理施設の整備	0

表 4-3-7 今後の捕獲体制

想定する捕獲体制	回答件数
組合職員のみで実施	7
猟友会と実施	20
認定鳥獣捕獲等事業者等の捕獲事業者と実施	3
市町村（鳥獣被害対策実施隊）と実施	10

表 4-3-8 分担を想定する作業内容

作業内容	回答件数
作業道の整備	45
わな等の見回り	20
林道の整備	20
捕獲資材の運搬	11
わな設置場所等の捕獲実施地点の選定	9
個体を埋設する穴の掘削	9
捕獲個体の埋設処理	6
止め刺し	6
捕獲個体処理施設の整備	0

(iv) 今後の捕獲事業への協力

今後、“シカ捕獲を事業として請け負い、捕獲事業者等と協力して実施することができるか”に対する回答を図4-3-14に示した。これまでに協力して実施したことがある組合が12%（「協力して実施したことはあるが、今後は協力できない」と「協力して実施したことがあるが、今後も協力できる」の和：11件）であった。また、今後協力の可能性がある組合は43%（「協力して実施したことがあるが、今後も協力できる」と「協力して実施したことはないが、今後実施する可能性はある」の和：39件）であった。

捕獲作業に協力可能性がある組合について、実施可能とする作業内容を表4-3-9に示した。最も多いのは「作業道の整備」であった。ついで、「わな等の見回り」、「わな設置場所等の捕獲実施地点の選定」があり、わなの捕獲作業にも積極的に協力できる姿勢があった。

連携して捕獲事業を担うことができる林業事業体の有無については、「ある」と回答したのは3件であり、林業事業体による捕獲が可能な例は稀であった（図4-3-15）。

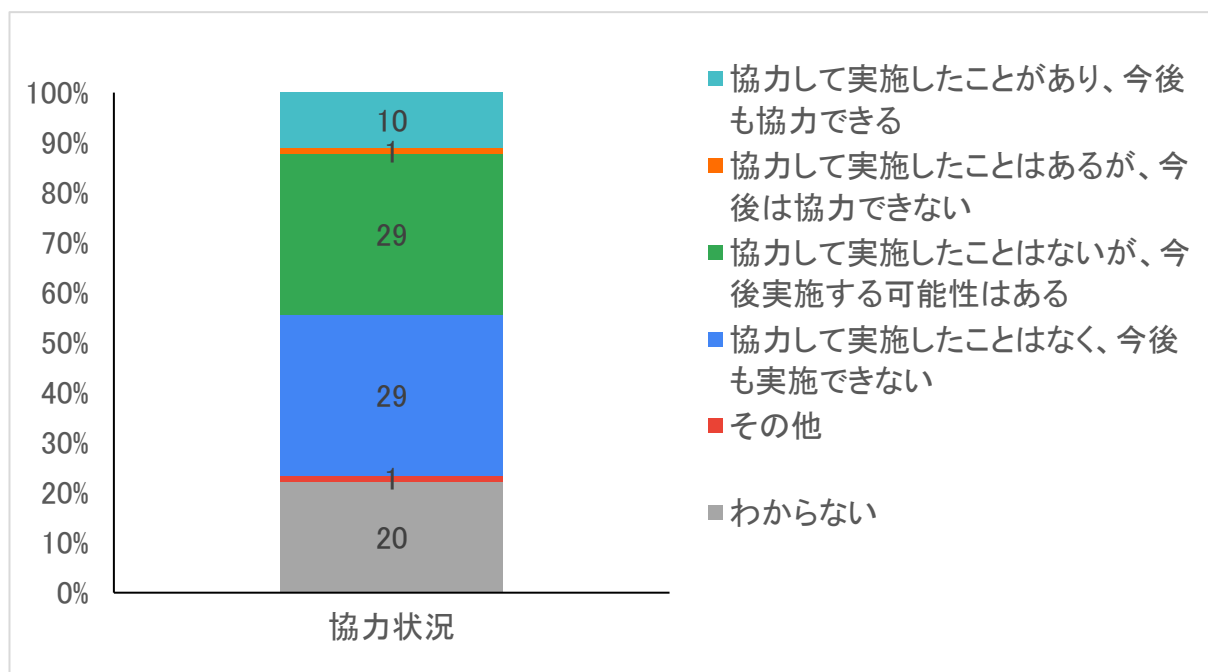


図 4-3-14 捕獲事業者等との今後の協力

表 4-3-9 捕獲事業者等と協力する場合に組合が実施を想定する作業

作業内容	回答件数
作業道の整備	30
わな等の見回り	21
わな設置場所等の捕獲実施地点の選定	19
林道の整備	18
捕獲資材の運搬	13
捕獲個体の埋設処理	11
個体を埋設する穴の掘削	11
止め刺し	10
捕獲個体処理施設の整備	3

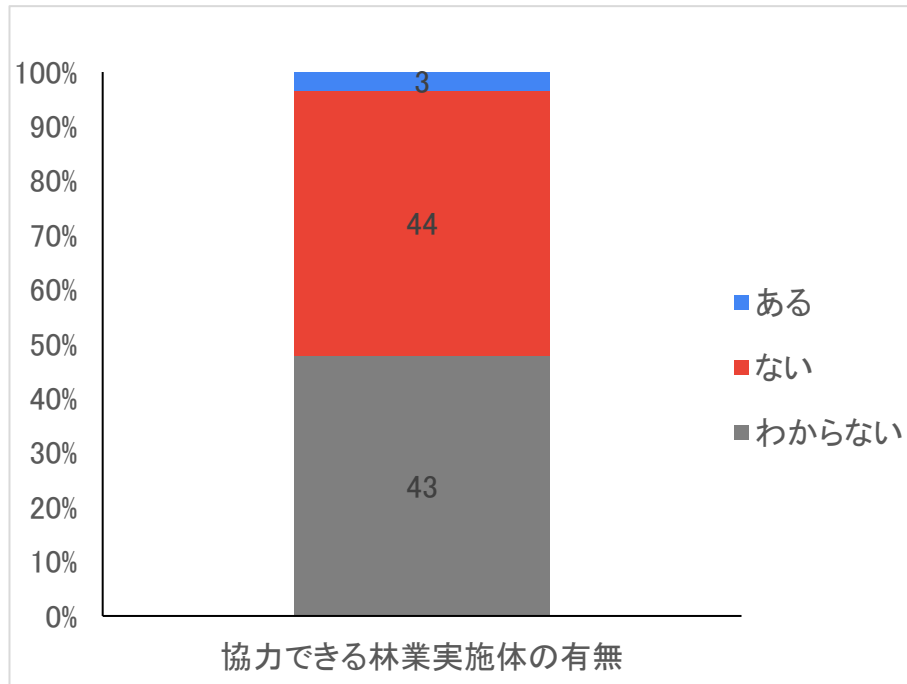


図4-3-15 協力して捕獲事業を担うことができる林業事業体の有無

(v) 捕獲の推進における課題

林業関係者等によるシカ捕獲を推進する上での最も大きな課題についての回答結果を図4-3-16に示した。最も件数が多いものは「担い手の不足」で約40%、ついで「予算の不足」が約25%であった。

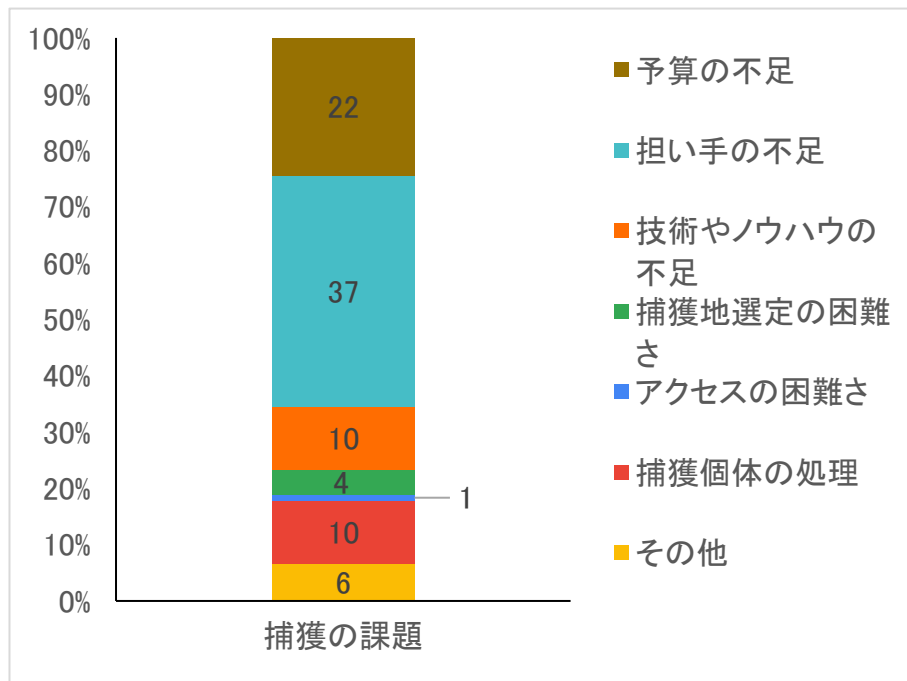


図4-3-16 林業関係者等による捕獲を推進する上の課題

③ 体制整備上の変化

森林組合対象のアンケートについて、その設問の一部を平成 30 年度鳥獣被害対策コーディネート等育成研修事業（野生動物保護管理事務所，2019）（以下、「平成 30 年度事業」）内で森林組合対象に実施したアンケートに倣って設計した。これによって平成 30 年度業務時点と現在での、対策の実施状況や体制等の変化を比較することができる。本項では、特に捕獲に関する回答について比較することとした。ただし、本業務での回答数が 97 件に対し、平成 30 年度事業では 450 件以上となっている。回答を得られている範囲が異なるため、比較は慎重に行う必要があることには注意が必要である。

(i) 主要な施業地でのシカ対策の実施状況（設問 2-1）

実施した対策のうち、捕獲（組合員のみで実施）の比較を図 4-3-17 に、捕獲（組合員と捕獲事業者等で協力して実施）の比較を図 4-3-18 に示した。組合員のみでの捕獲は変化がほとんどなかったが、組合員と捕獲事業者等で協力は平成 30 年度事業よりも実施割合がわずかに上昇した。

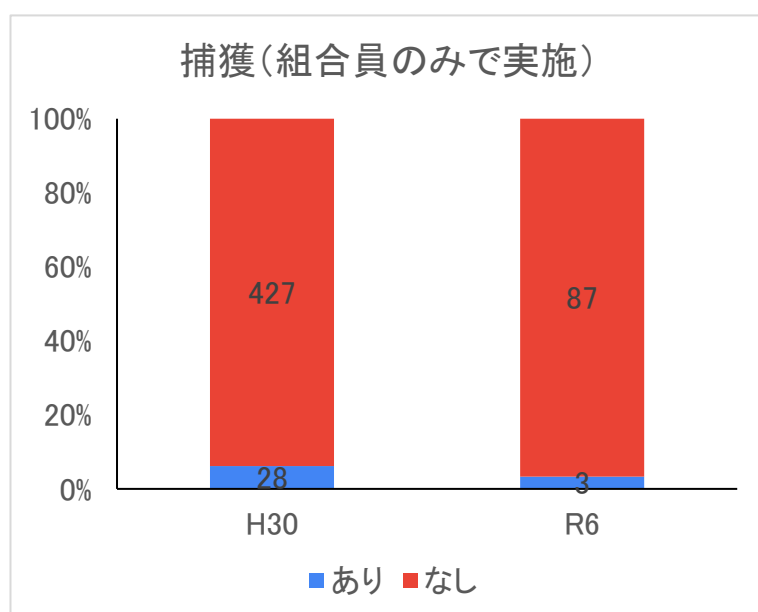


図 4-3-17 捕獲（組合員のみ）を対策で実施した割合

H30：平成 30 年度事業の回答；R6：本業務での回答。

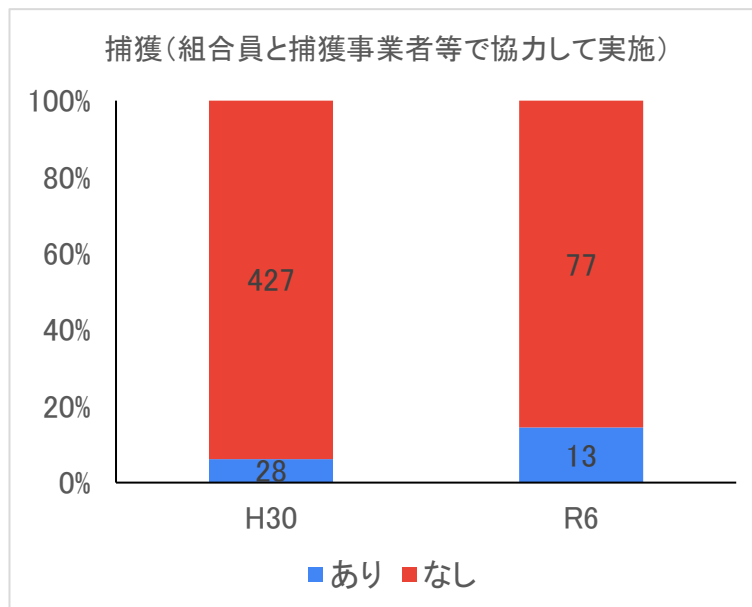


図 4-3-18 捕獲（組合員と捕獲事業者等で協力して実施）を対策で実施した割合

H30：平成 30 年度事業の回答；R6：本業務での回答。

(ii) 今後、取り組む予定の対策（設問 2-4）

今後、取り組む予定の対策として、捕獲が選択された割合を図 4-3-19 に示した平成 30 年度事業から本業務で、割合としては約 2 倍に増加した（平成 30 年度事業：13%、本業務：27%）。

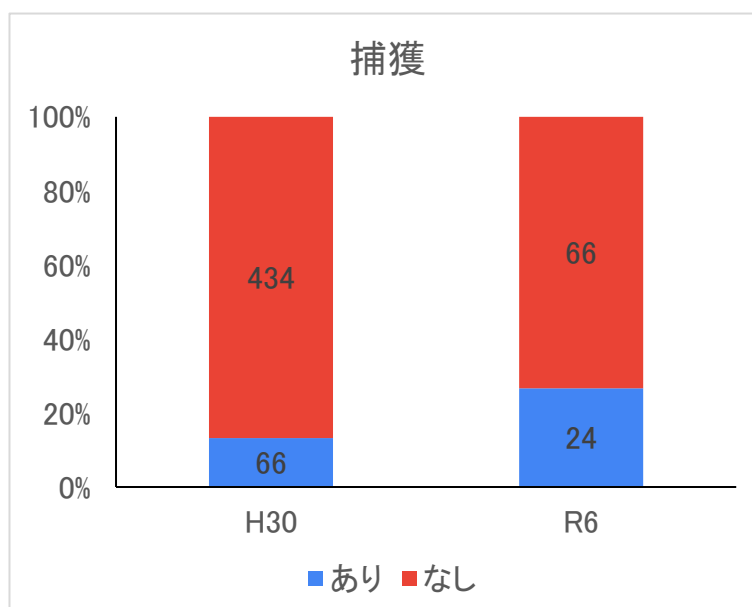


図 4-3-19 今後捕獲に取り組む予定の割合

H30：平成 30 年度事業の回答；R6：本業務での回答。

(iii) 捕獲の際に想定している体制（設問 2-5）

今後、捕獲に取り組む予定がある場合の、体制について図4-3-20に示した。平成30年度事業から本業務で、猟友会との実施の割合が上昇し、市町村との実施の割合が低下した。

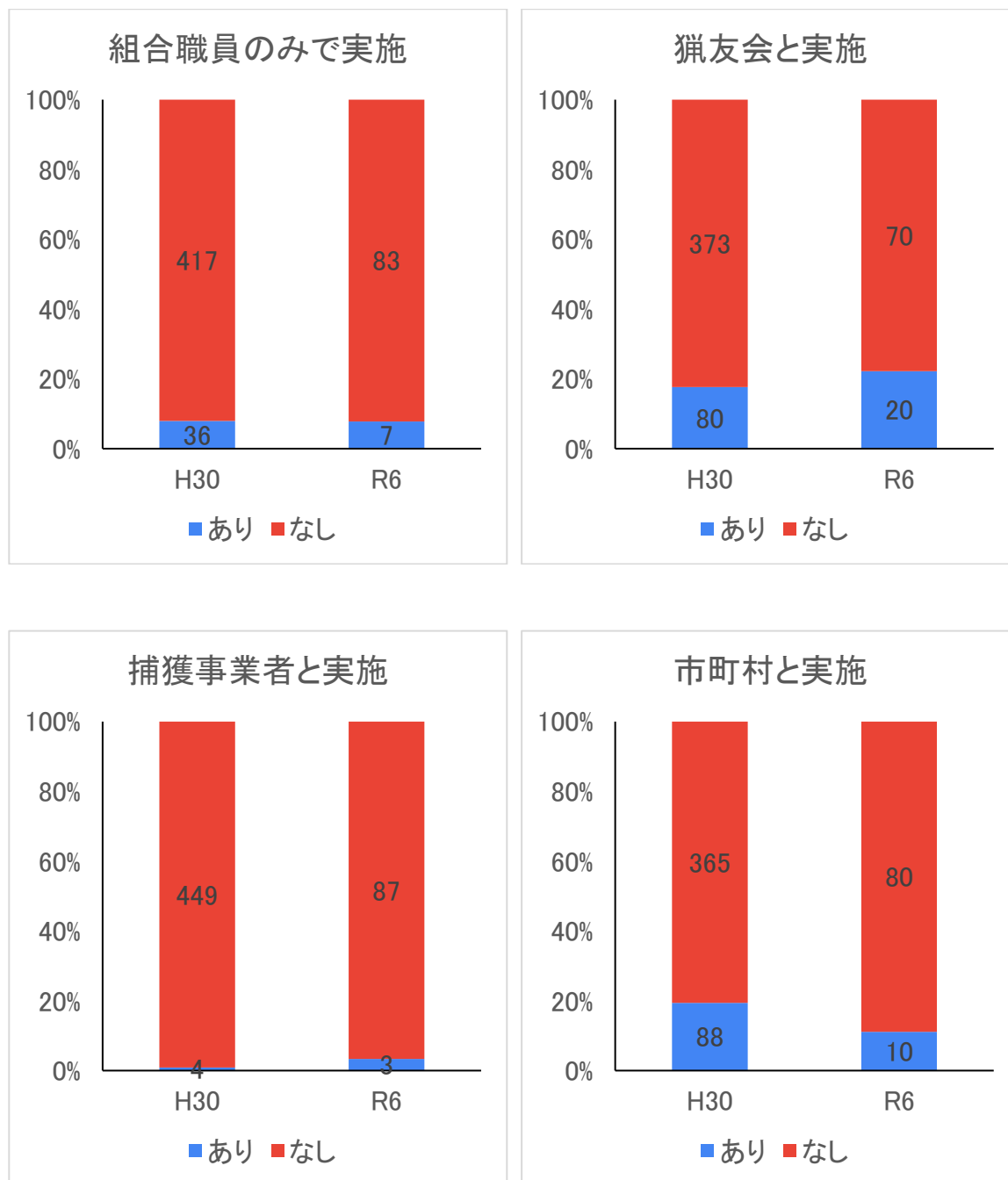


図4-3-20 今後捕獲に取り組む場合の体制

H30：平成30年度事業の回答；R6：本業務での回答。

第5章 林業事業体等によるシカ捕獲実施手順書の作成

1. 手順書を作成する目的

本事業で作成した手順書は、林業事業体が被害防除を目的としたシカ捕獲を始める段階において生じる、捕獲に参画する意欲は持ちつつも組織的な体制構築や事業運営についてのノウハウがなく参画への障壁になっているという課題を解決し、林業関係者等がシカ捕獲事業を円滑に実行できるような仕組みづくりに資することを目的として作成した。

2. 手順書の位置づけ

手順書は以下のとおり過年度に林野庁が作成した関連資料の役割を考慮して、その位置づけを整理した。

- 林業事業体によるシカ捕獲実施手順書（本事業において作成）
捕獲に参画する意欲のある林業事業体が組織的に捕獲を実施するため、シカ捕獲の参画から捕獲事業の実行、終了までの各段階においての手順を示し、円滑な作業実施を手助けする内容。また、モデルケース等をもとに実例を紹介し、捕獲事業参画の実効性の向上を図る。
- シカ捕獲技術マニュアルーこれから捕獲に取り組む方へー（令和3年度作成、図5-2-1）
捕獲経験のない林業事業体がシカの捕獲作業に携わるため、シカの捕獲に焦点を当ててその意義や作業内容への理解を深めることを手助けする内容。
- シカ捕獲事業推進マニュアルー捕獲事業を発注する方へー（令和3年度作成、図5-2-2）
効果的な捕獲の実施を推進するため、行政担当者や事業統括者による林業施業地での捕獲事業の設計、管理を適切に行うことを手助けする内容。



図5-2-1 シカ捕獲技術マニュアル表紙



図5-2-2 シカ捕獲事業推進マニュアルの表紙

3. 手順書の構成と作成

手順書は、林業関係者等がシカ捕獲事業を円滑に実行できるよう標準的な作業を網羅した項目立てを基本とした。ただし、手順書の項目のうち定型的ではない内容については、本事業の伴走支援事例を含むことで、今後の普及を目指したより活用しやすい手順書となるように整理した。整理にあたり、手順書の表題を「シカ捕獲体制構築手順書」から「林業事業体によるシカ捕獲実施手順書～ニホンジカ箱わな・囲いわな・くくりわな捕獲～」に変更した。

手順書には、参画段階での重要な伴走プロセスである「捕獲体制の構築」を伴走支援がない場合にも実施できるようにアンケート調査等によって収集した情報から捕獲体制タイプを選択する形のフローチャートとして整理した。また、伴走支援によって把握された活動目標の設定以降の支援プロセスについては、捕獲段階や捕獲体制のタイプごとに確認が必要な項目のチェックリスト等を整備した。

手順書の構成および各項目のねらいについては、アドバイザリー会議においてアドバイザーの確認を受け、その場でいただいた助言をもとに方針や内容を検討して作成した（表5-3-1）。

作成した手順書を巻末資料5に示す。

表5-3-1 アドバイザリー会議における手順書に関する議論の概要

アドバイザリー会議	議論内容
第1回	・ 手順書の構成について確認を行い記載内容をわな全般とすることを確認した。 ・ 手順書に記載する内容について議論し「伴走支援の成果として得られたものをケーススタディとして出来るだけ活かしつつ、今後の森林組合等の林業事業者の捕獲への参画につながる一般的な内容も含めるといふ」方針とした
第2回	・ 手順書は普及啓発の面も含めて林業事業体に利用いただけるよう、既存の捕獲体制を踏まえて自治体と協力した調整が重要であること、林地での被害対策の一環としての捕獲が地域の密度管理にもつながることを記載することとした ・ 今回のモデルケースをコラムとして入れることで、特殊な事例が基本的なものと受け取られないように注意をしながらとりまとめることとした

第6章 成果報告会の開催

1. 成果報告会の概要

林野庁職員を対象とした本事業の成果報告会を開催した。

2. 報告会で共有した成果

報告会では本事業の成果である手順書について共有した。

また、成果の報告にあたっては単に手順書の内容を説明するものでなく、林業事業体が捕獲を実施するために重要となる部分が明確となるよう、下記のとおり工夫をした。

- 発表は項目ごとに分けて構成する（捕獲参画の下準備、捕獲体制の構築、作業管理等）
- 前提となる条件等を確実に説明する
- 捕獲参画を成功させるために必須となる要素を伝える
- 質疑の時間を十分に取り、参加者からの疑問にしっかりと対応する

第7章 本事業の結果の活用

1. 伴走支援の実施に関する考察

本事業の実施結果から、伴走支援の実施に関して考察を行った。

(1) 伴走支援の必要性

本事業で実施した森林組合を対象としたアンケート調査では、5年前と比較してシカが増えているとした回答が7割以上、5年前と比較して被害が増えているとした回答は5割以上であった。加えて、今後実施が予定されている対策のなかで、最も増加割合が大きい対策は捕獲であったことから、各地の林業施業地で捕獲の実施が望まれており、実際に捕獲の実施が検討されている状況が明らかとなった。

また、同アンケートでは、林業関係者等によるシカ捕獲を推進するために必要な支援を収集しており、収集結果（表7-1-1）から、特に捕獲の参画段階における支援の必要性が示された。

これらのことから、今後、林業事業体等による捕獲をさらに推進していくためには、特に捕獲の参画段階における支援として、狩猟免許の取得や捕獲技術の移転、捕獲個体の処理等を指導するような項目が必要であることが考えられた。

ただし、本事業で実施した伴走支援の結果からもわかるとおり、被支援者となる林業事業体の捕獲段階や組織体制は多種多様であるため、実施される支援は、被支援者の特性に合わせて設計された、被支援者が自ら行う捕獲に寄り添い、補助する「伴走支援」とするべきであると考ええる。

表7-1-1 アンケート調査によって収集された担い手や技術の不足に関する課題
（一部抜粋）

質問：今後、林業関係者等によるシカ捕獲を推進するために必要な支援事業があれば具体的に記載してください。
● 処理施設等捕獲活動の円滑な運営支援 ● 担い手不足対策の強化、遠隔による捕獲対策の強化、ジビエ利用推進対策の強化 ● わな免許の取得、捕獲技術の習得、個体の解体方法の習得 ● 担い手養成及び技術支援 ● 新規人員確保の為の免許取得支援・講習教育

(2) 適切な支援目的の設定の重要性

本支援で実施した伴走支援は、支援者の特性に応じて支援目的を変化させたことにより、一定の成果を上げることができた。前項で述べたとおり、被支援者はそれぞれ様々な捕獲段階にいるため、支援目的の設定は、本事業に準じて被支援者の捕獲段階を把握したうえで適切な内容を検討する方法で行うべきである。

また、こうした支援目的の設定は、本事業で実施したように第三者の専門家によるアドバイスを受けることができる場（アドバイザリー会議等）を設定することで、より被支援者に適したものにすることができると考える。

（３） 伴走支援の成功に必要な要素

林業事業体による捕獲を推進していくために必要な「伴走支援」は、これまで多くの事業等で実施されてきた「研修」という枠組みを超えた、被支援者が自ら行う捕獲に寄り添い、補助する支援となる。したがって、伴走支援は、被支援者の捕獲へのやる気や意気込み等の取り組み意識に大きく依存し、その成功（林業事業体による捕獲への参画や捕獲の継続）が左右されることとなる。このため、伴走支援の実施過程のなかでも「捕獲に対するモチベーションの整理（第三者が伴走支援を設計する場合には適切な被支援者の選定）」がとりわけ重要な項目であるといえる。

実際に本事業で実施した伴走支援において選定された被支援者は、活動地域の里山環境を維持するために実施するシカ捕獲に対して高いモチベーションを感じており、そうした状況から捕獲の技術向上を望んでいた。また、アドバイザーである合田氏（有限会社 合田林業 代表取締役）からも、植えた木を守ることや自分の山を守るために実施する捕獲にモチベーションを感じていると意見をいただいた。

これらの事例から、捕獲に対するモチベーションの整理（または被支援者の選定）は「捕獲の実施者としての当事者意識を持つ（捕獲の実施者としての当事者意識を持っている）」ことを基準にして行うべきであると考ええる。

この当事者意識を持つ理由は事例のとおり、林業事業体によって様々であると考えられるため、個々の事例に応じた確認が必要であるが、こうした整理を伴走支援を実施する前に実施することにより、その後実施される伴走支援が、林業事業体による捕獲の推進に寄与するものになると考える。

2. 手順書の活用の推進に必要な取り組みの提案

本事業で作成した手順書は、林業事業体等がシカ捕獲に参画するとともにシカ捕獲を円滑に実行できるような仕組みづくりに資することを目的として作成している。こうした仕組みづくりに手順書が活用されるためには、捕獲を実施する林業事業体自身や捕獲の伴走支援を行う支援者が手に取れるような工夫をすることが必要である。

アドバイザーである合田氏からは、こうした手順書のような新しい情報を受け取る経路として、森林組合や知人からの紹介があり、手に取りやすい形式は年齢層によってウェブサイトまたは紙媒体が分かれるとの意見をいただいた。

このことから、手順書を活用を促すために必要な工夫として、下記の2通りの方法で提案書を配布することを提案する。

- ウェブサイトによる掲載を行い、全国森林組合へ掲載情報をメールにて周知する。また同時に手順書の印刷を促す。
- 紙媒体として印刷し、都道府県や市町村、森林組合連合会等の大きい組織に対し配布を行う。

3. 今後の捕獲の推進に向けて必要な取り組みの考察と提案

(1) 捕獲の推進に向けた課題

本事業で実施したアンケートの結果から、林業事業体等による捕獲を推進するうえで大きな課題となっている要素として、担い手の不足の次に予算の不足が挙げられた。また、本事業で実施した伴走支援の被支援者やアドバイザーの合田氏からも捕獲の継続に関わる大きな要素として予算の獲得が挙げられた。

現状、林業事業体による捕獲に係る報酬の主な獲得方法としては、捕獲事業の実施と捕獲報奨金の2つがある。しかし、捕獲事業の実施は体制構築のハードルが高く、捕獲報奨金は、捕獲行為にかかる役務費等の経費を賄うことが難しいという課題があり、アンケートでもそうした状況を反映するように林業関係者等によるシカ捕獲を推進するために必要な支援として予算措置に関する記述が多かった（表7-3-1）。

表7-3-1 アンケート調査によって収集された予算の不足に関する課題（一部抜粋）

質問：今後、林業関係者等によるシカ捕獲を推進するために必要な支援事業があれば具体的に記載してください。
● 捕獲機材の購入支援 ● 猟銃の更新補助 ● 新規人員確保の為の賃金保障・移住定住促進 ● 捕獲への行動へ対しての費用弁償（捕獲頭数のみの実績対価では労務雇用できない） ● 新植保育の造林地周辺での狩猟補助 ● 罠設置見回りや捕獲をGPSデータ付きの写真でGIS上で報告し、金銭的なインセンティブ付与 ● 林業事業体のくくりわな作成 or 購入と止め差し器具への購入補助による初期投資緩和 ● 林業者狩猟 week or month を設定し金銭的なインセンティブ付与

(2) シカ等による森林被害緊急対策事業の活用の推進に関する提案

前項のとおり、捕獲の推進に向けた課題として「予算の不足」が挙げられ、その具体的な内容として捕獲の役務費の確保や捕獲資材の購入が把握されたため、それらの解決による捕獲の推進に向けて必要な取り組みの検討を行った。

林野庁では、シカ等による森林被害緊急対策として、都道府県が実施する捕獲に必要な条件整備事業に対する補助を予定している（図7-3-1）。この項目は、林業事業体への直接的な補助ではないものの、林業施業地における捕獲の推進に寄与する内容である。加えて、捕獲の条件整備として挙げられる林道の整備や捕獲個体の埋設穴の掘削は、林業事業体が専門としている内容に近しいものであるため、そうした事業を林業事業体が受託することによって資金を獲得し、その資金の一部を捕獲の経費に充てるような工夫も考えられる。

しかし、本事業で把握された各地の林業施業地で捕獲の実施が望まれている状況は、都道府県にまでは伝わりづらく、こうした事業の活用に至っていない状況がある。

このため、この状況を解決する方法として想定する下記の2つのアプローチを今後の林業事業体による捕獲を推進するために必要な取り組みとして提案したい。

- 実際に捕獲の条件整備を必要としている場所をアンケート等により抽出し、都道府県へ情報の共有を行う
- 林業事業体自身が活用できる「伴走支援」や「捕獲行為の役務費等に関する補助」のシステムを検討、確立し、事業に組み込む



図7-3-1 シカ等による森林被害緊急対策事業 PR 版（林野庁発行）

巻末資料 1 事業実施計画

令和 6 年度林業関係者等によるシカ被害対策等伴走支援実施事業 実施計画

令和 6 年 11 月 11 日
(株)野生動物保護管理事務所

1. 事業概要

(1) 事業目的

林業事業体等による主体的なシカ捕獲の参画を実現するため、「伴走支援」により林業関係者による組織的なシカ捕獲への参画のモデルケースを構築し、普及に向けた仕組みづくりを行う。

- 組織的な取組を推進していくため、個別の組織的な支援を行う。
- 被支援者（団体）の職員による捕獲や安全管理、作業管理等を支援する「現場サポーター」の配置、被支援者（団体）の現場職員による組織的な体制構築、事業のリスク評価、経営目標の設定を支援する「事業推進サポーター」の配置により、組織による主体手的な取組を、現場の実情に合わせて支援する。

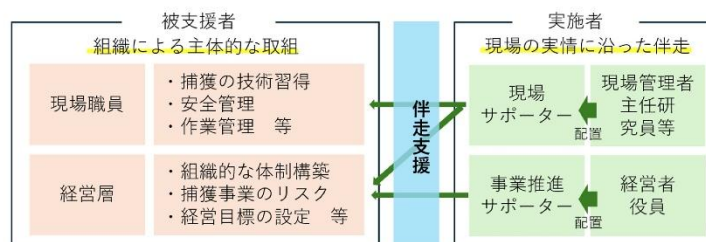


図 1 被支援者による捕獲参画に向けた伴走支援の体制

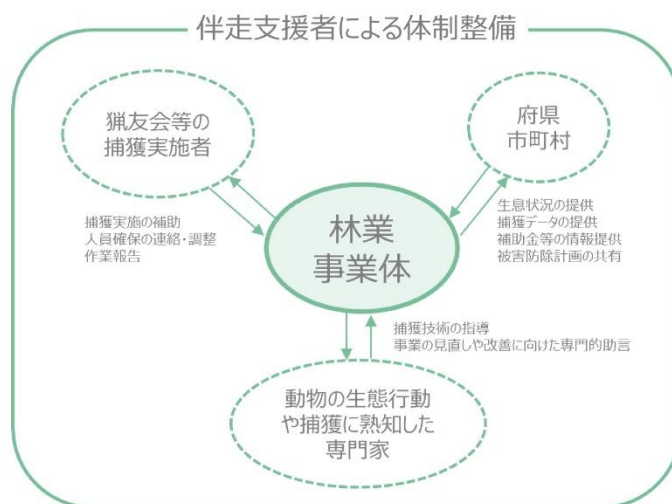


図 2 伴走支援者による体制整備の全体構想

(2) 想定する被支援者

団体名：五名里山を守る会

所在地：香川県東かがわ市五名 1850

(3) 支援スケジュール

事業内容	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
1 打合せ		●	●	●	●	●	10月中旬（着手時） 12月初旬（アドバイザーボード会合前） 1月下旬（アドバイザー会合前） 3月初旬（報告書初稿後）
2 アドバイザリー会議の開催							
アドバイザーボード会合			⇔				
アドバイザー会議				⇔			
3 具体的な伴走支援							
ア 初期支援		⇔	⇔				10月下旬～11月初旬（被支援者・支援スケジュールの決定） 11月下旬～12月上旬（支援開始に向けた下調べやヒアリング等）
イ 事業準備支援				●			
ウ 事業実行支援				⇔			
エ 林業事業体等によるシカ捕獲体制構築手順書の作成					⇔		
4 とりまとめ						⇔	履行期限：令和7年3月17日
報告書の作成							
5 その他							
実態調査		●			●		11月下旬（アンケート配布） 2月上旬（とりまとめ）

(4) 実施体制

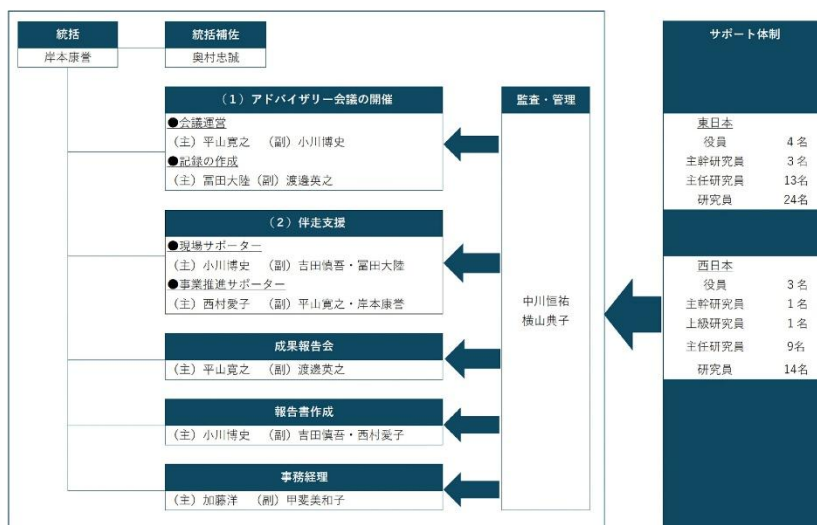


図3 本事業の実施体制及びバックアップ体制

2. 具体的な事業内容

(1) アドバイザリー会議の開催

アドバイザリー会議を2回開催する。

- 1 回目の開催目的は、本業務を効果的なものにすることを主とし、支援内容やとりまとめ上の留意点、期待される成果等について議論を行う。
- 2 回目の開催目的は、来年度以降の支援をより充実したものにすることを主とし、本業務の成果の評価とそれに基づく次年度以降の事業や支援内容について議論を行う。
- 対面での開催を基本としながら、遠方からの参加等で一同に会することが難しい場合には、Web 会議にて実施する。Web 会議にて実施することとなった場合は、発注者と協議のうえで適切な会議システムを使用する。
- アドバイザリー会議の候補者として、シカ捕獲事業について実務経験を有する下記3名を選定した。

区分	氏名（所属等）	選定理由
シカ捕獲技術と地域社会学について学的知見を持つ学識経験者	山端 直人 (兵庫県立大学)	✓ AI やIoT 等の最新技術を活用したシカ捕獲を含む獣害対策の開発や実証を行った実績があり、今後林業地及び林業事業体に適用可能な捕獲手法等の助言をいただけることが期待される。 ✓ 社会科学の視点から、獣害対策を持続できる仕組みづくりや体制整備を実施してきた実績をもつ。こうした知見から林業地での体制づくりについても、今後必要となる観点を提供いただけることが期待される。 ✓ 県の農業研究所に所属していた経歴をもち、行政として必要な支援等の助言もいただけることが期待される。 ✓ 専門的知見から事業実施結果全体の評価をいただくことを想定している。
労働安全教育に詳しい者	黒崎 敏文 (一般財団法人自然環境研究センター)	✓ 環境省人材登録における鳥獣保護管理プランナー兼捕獲コーディネーターとして多くの行政や林業関係者への講演や捕獲事業の実績をもち、捕獲に関する労働安全上の課題の発見と解決策の提示を受けられることが期待される。 ✓ 捕獲に関する事業の管理者としての経験も豊富であり、作業員から管理者までの幅広い視点からの実務的な課題を踏まえた助言が期待される。 ✓ 専門的知見から事業実施結果のうち、特に捕獲事業の安全管理部分の評価をいただくことを想定している。
先行事例の管理者等	合田 澄男 (有限会社 合田林業)	✓ 愛媛県の林業事業体として R4 及び R5 に捕獲事業を実施した経験をもつことから、事業体による捕獲に必要な体制や運営ノウハウについての具体的な助言をいただけることが期待される。 ✓ また、捕獲事業参入の意思決定から実施までを経験している

		ことから、各段階で障害となり得るポイント及び前提条件を理解しており、各段階で必要となる支援内容について助言をいただけることが期待される。 ✓ 先行事例の実績から、事業実施結果のうち、支援内容の部分の評価をいただくことを想定している。
--	--	--

（２）被支援者の段階に応じた支援の実施

ア）初期支援

【具体的な初期支援の内容】

- ① 森林管理におけるシカ捕獲の位置づけの明確化や現状把握（周辺地域の被害状況やシカの生息状況）を通して問題意識（被害の可能性や被害額等のリスク）を課題として抽出し、課題を解決するために必要な活動目標の設定を支援する。
- ② 抽出した課題を解決する方法（事業内容）を周辺の被害防止計画の作成状況や被害防止実施隊、有害捕獲隊の活動状況を鑑みながら決定する。
- ③ 事業を計画的かつ円滑に遂行するためのフロー（捕獲だけでなく資材準備、許認可等を含む）を作成する。
- ④ 事業を始めるための体制整備として事業統括者及び現場責任者を選任する補助を行う。具体的には組織の各層の主要人物へ林業事業体が捕獲に参画することのメリットとリスクについて丁寧に説明し、ヒアリングとして体制整備に関わる下記の項目の聞き取りを行う。そうして得た情報から組織内部の状況を整理し、捕獲部分の役割分担として他の捕獲者との連携を考慮に入れた体制を提案する。

【ヒアリング項目】

- ・ 捕獲従事者候補の情報（狩猟免許・銃砲所持許可の有無、年齢、役職、捕獲経験等）
- ・ 森林管理の年間スケジュール
- ・ 作業に関する情報（管理している林班数、作業頻度、作業時期、一日の作業スケジュール等）

イ）事業準備支援

試行取組として行う事業の準備として被支援者の体制に合わせて必要な資材として下記のようなものを準備する。

- 標準作業書
- 捕獲資材（わな設置用具、止めさし用具、搬出用具等）
- 錯誤捕獲対応資材（盾、保定具等）
- 被害調査や巡視の報告様式
- 作業日報
- 捕獲努力量報告様式
- 地域に合わせた捕獲記録報告様式

事業の実施に向けて下記の項目について研修を行う。

- 安全衛生教育
 - 【内容及び体制】
 - ・ 鳥獣捕獲等事業の工程管理（座学）
 - ・ 鳥獣捕獲等事業における安全管理（座学）
 - ・ 捕獲に係る法令（座学）
- 資材の操作方法
 - 【内容及び体制】
 - ・ シカによる被害や痕跡の紹介及びその対策手法（座学）
 - ・ シカによる被害や痕跡の発見方法（実習）
 - ・ 猟具の取り扱い（実習）

ウ）事業実行支援

事業を円滑に実施するために下記のとおり事業の手順ごとに支援を行う。

- ① 事業の実行（現場における技術的支援）
 - ・ 資材の操作方法に関する研修項目の再確認（被害や痕跡の発見方法、猟具の取り扱い等）
 - ・ 止めさしや搬出の方法の解説
- ② 現場における事業の実施状況確認
 - ・ 猟具の運用の確認
 - ・ 資材のメンテナンス状況の確認
 - ・ 注意喚起看板や標識の設置等の確認
 - ・ 事業実施体制の再確認
- ③ 問題とその原因の洗い出し
 - ・ 従事者へのヒアリング
 - ・ 改善案の提示

- ①支援手法の概要
- 伴走支援するにあたって、現場職員を支援する「現場サポーター」および経営層を支援する「事業推進サポーター」を配置して組織による主体的な取組になるよう支援する。
- 伴走支援の手順として、①初期支援②事業準備支援③事業実行支援のそれぞれのステップにおいて、階層ごとに必要な支援を「事業推進サポーター」及び「現場サポーター」が行う。

経営層		現場職員	
支援 ステップ	手順	支援 ステップ	手順
初期支援	組織としての課題の特定	初期支援	事業化に向けた課題の特定
	事業化に向けた事業のメリット・デメリットの整理 対象地域エリア外での土着状況情報の収集 関係者への関係性の整理 事業化に向けた課題の特定と整理 事業化に向けた課題の特定と整理		事業化に向けた課題の特定 事業化に向けた課題の特定と整理 事業化に向けた課題の特定と整理
事業準備支援	事業化に向けた課題の特定	事業準備支援	事業化に向けた課題の特定
	事業化に向けた課題の特定 事業化に向けた課題の特定と整理 事業化に向けた課題の特定と整理		事業化に向けた課題の特定 事業化に向けた課題の特定と整理 事業化に向けた課題の特定と整理
事業実行支援	事業化に向けた課題の特定	事業実行支援	事業化に向けた課題の特定
	事業化に向けた課題の特定 事業化に向けた課題の特定と整理 事業化に向けた課題の特定と整理		事業化に向けた課題の特定 事業化に向けた課題の特定と整理 事業化に向けた課題の特定と整理

図 4 階層ごととステップごとの支援内容と留意点

(3) 林業事業体等によるシカ捕獲体制構築手順書の作成

林業事業体によるシカ捕獲体制構築手順書として、初期支援、事業準備支援、事業実行支援の内容をまとめた資料を作成する。

【シカ捕獲体制構築手順書（骨子案）】

1. 現状把握と課題抽出
 - ① 森林管理におけるシカ捕獲の位置づけ
 - ② 現状把握による問題意識の共有
2. 課題の解決に向けた活動目標の設定
3. 目標の達成に向けた事業の計画
 - ① 周辺地域の被害防止計画及び各種捕獲の実施状況の収集
 - ② 被害状況の確認・判定
 - ③ 捕獲手法の検討
 - ④ 体制の検討
 - ⑤ 標準作業書の作成
 - ⑥ 捕獲作業に関する許認可申請
4. 事業の実施
 - ① 必要資材の準備
 - ② 安全管理及び資材の取り扱いに関する研修
 - ③ 捕獲作業の実施
5. 事業のフィードバック
 - ① 被害状況の再確認
 - ② 作業記録の確認
 - ③ 捕獲記録等の提出
6. 事業計画の改善
 - ① 被害状況に合わせた捕獲手法や努力量の検討
 - ② 体制の再検討
 - ③ 標準作業の修正

(5) 成果の共有

本事業にて得られた成果は参加が容易なオンラインで実施する報告会にて、行政担当者向けに共有する。

- 業務で得られた成果は速やかに共有し、各地での事業等に反映するため、得られた成果の報告会を実施する。
- 報告会は Web 会議を使用して実施する。
- 参加者への周知や運営等は申請者が実施しますが、都道府県及び国有林の担当者連絡先（メールアドレス）等は発注者より提供いただくことを想定している。

(5) その他

①事業の進行管理

被支援者に対する伴走支援は、「被支援者による主体的な活動」を基本として、被支援者の課題整理と改善方針検討、その進行を全面的にバックアップする。

【具体的な手順】

- 以下のシートを web で相互に確認等が可能なスプレッドシートで管理をする。
- 被支援者（現場職員・経営層）、支援者（現場サポーター・事業推進サポーター）が一堂に会する場を設定する。
- その中で、「組織全体・個人の課題整理と目標設定シート」と「個人の作業計画・実施状況・振り返り進行管理シート」の中に、被支援者が入力を行う。
- これらのシートをベースに、各月、支援者による被支援者向けの定期面談を行い、事業全体の進行を管理する。

被支援者名				
【組織全体】				
組織におけるシカ捕獲参画上の課題				
伴走支援を通じた課題解決に向けたゴール				
【個別】				
名前	役職	業務内容	個別課題	個別改善方針

図 5 組織全体・個人の課題整理と目標設定シート

名前	計画・実施年月				
	2024年11月	2024年12月	2025年1月	2025年2月	2025年3月
	計画（予定）				
	実施状況（実施した内容）				
	振り返り・次回までのチャレンジ				

図6 個人の作業計画・実施状況・振り返り進行管理シート

②シカ捕獲条件整備が必要である地域の調査

今後、関連事業との連携した捕獲を推進するため、林道の整備や捕獲個体埋設穴の掘削等の捕獲条件課題の解決手段を持つ林業事業体を抽出し、林野庁が実施する「シカ等による森林被害緊急対策事業」を後押しする。

- 今後の捕獲の推進に向けて、捕獲条件課題の解決手段を持つ林業事業体の調査等を実施する。
 - ・ 「シカ等による森林被害緊急対策事業」による条件整備が可能な林業事業体やその担当可能地域、条件整備項目等を取りまとめる
 - ・ 過年度に実施した捕獲参画に関するアンケート調査との結果を比較し、捕獲参画への意識の変化や体制整備課題等を取りまとめ、適宜シカ捕獲体制構築手順書に反映する

巻末資料２ アドバイザリー会議議事録

１．第１回

（１）事業概要と被支援者の基礎情報の確認

以下の資料を事務局から説明し、事業概要及び被支援者の情報、本会議の論点等の議論の前提となる確認を行った。

- 資料 1-1：事業概要とアドバイザリー会議（第１回）の論点
- 資料 1-2：被支援者ヒアリング結果

意見を踏まえた方針

なし

アドバイザーによる意見等

（山端）被支援者は法人格を持っているか。
（事務局）一般社団法人である。広葉樹を薪として活用、販売することが中心で、それを含めて地域活動を支援する団体。
（黒崎）今回の被支援者は想定していた団体とギャップがあるようだが、誰が選定したのか。
（林野庁）香川県が捕獲体制を構築する補助事業において選定した。当初、香川東部森林組合も想定していたが対象とすることができなかった。

（２）支援内容についての意見聴取

以下の資料を事務局から説明し、本事業で得る成果について議論を行った。

- 資料 2-1：伴走支援事業実施によって期待される成果及び実施する支援の全体像

意見を踏まえた方針

- ・ 被支援者と連携が想定される香川東部森林組合の捕獲参画への意向を聞き取る。それを踏まえて、連携方法を具体化していく。
- ・ 単年度で実施する目標として、資料に記載の“①「五名里山を守る会の伴走支援」の目標”とする。ただし、林業事業体と連携は本来の本業務の趣旨と重なる重要な視点となる。そのため、森林組合との連携を検討する中で、捕獲事業体として活動の前提となる捕獲事業の収益をあげることの重要性の説明や事業としての森林組合との連携方法の具体化を、支援の中に組み込んでいく。
- ・ シカ捕獲体制構築手順書は、被支援者への支援によって得られたものをケーススタディとして活かしつつ、今後の森林組合等の林業事業者の捕獲への参画につながる一般的な内容も含めるという方針で、林野庁と事務局で検討の上、作成する

アドバイザーによる意見等

（黒崎）被支援者は捕獲を、捕獲事業として実施しているのか有害で実施しているのか。

(事務局) 有害として実施している。目的達成のためには捕獲事業に参画していくことも重要である。

(黒崎) 団体として利益を上げることを目的としているか。

(事務局) 利益よりも地域を活性化させることにモチベーションがある。

(山端) 山の中のシカ管理をメインにしておらず、シカが地域に出てきて問題となるであれば対応するという団体だと想定される。被支援者がシカの知識を持つようにすることは、そうした問題対応に貢献でき、被支援者の活動理念にもつながるものである。一方で森林組合との連携は、シカ管理に焦点を当てたまた違ったステップとなる。担い手育成についても支援として実施できることはあるだろうが同様である。また、それらをもとにマニュアルすると、類似した団体には活用できるが、森林組合等にはうまく活用できないものになると考えられる。

(事務局) 被支援者がシカ管理を目的とする捕獲事業体となることを目指しての支援については指摘のとおり、被支援者の活動理念と乖離すると感じた。マニュアルの作成についてはご指摘いただいた部分を考慮して昨年度事業の成果も使用して、必要な要素を補填していくことを考えている。

(黒崎) 事業の大まかなスケジュールを教えて欲しい。

(事務局) 今回の事業は、実行支援まで行い、将来構想をどのように実現するかの道筋を立てるところまで。被支援者に行う支援は今年度のみである。

(林野庁) 本来3年間の想定であったが、単年度の事業となった。

(林野庁) 当初は森林組合に当たったが、主体的には取り組むのが難しい状況であった。森林組合とどのように連携できるかを良く聞き取って進めると、本来の事業の趣旨に沿うことができるのではないかと。今回連携が検討される森林組合の状況を教えてほしい。

(事務局) 香川東部市も同席された打合せでは、想定する香川東部森林組合は捕獲には参画できないが、研修には参加する意思があることを聞いている。当該森林組合は、シカが増えている状況は把握しているが、捕獲の実際がどのようなものかは理解していない状況だと考えている。

(林野庁) 林業事業体が対価なく労働力だけを提供するのは難しい。どのような連携であれば可能かは、意見を引き出しながら進めてほしい。

(事務局) 香川東部森林組合の捕獲参画への意向を聞き取る。それからはじめて、連携について知見が得られれば、手順書に反映していく。

(黒崎) 捕獲事業で利益を上げて進めることが重要。捕獲でも林業施業でも利益が上がる、そういう体制を構築していく必要がある。今の段階から連携をすることを考えるのは重要である。一方で、何年先にどこまでを達成したいのか、それによって、実施すべきことが変わってくる。

(事務局) どのくらいの時間を想定するかによって、目標が変わってくるのは指摘のとおり。今回は単年度での事業となるので、被支援者の現状の課題解決に向けた支援は必要となる。将来的な目標達成には、林業事業体をいかに巻き込んでいくかが重要となる。森林組合との連携を検討する際には捕獲事業体として今後活動していくために必要な前提である、収益、採算性もフォローすることを含める。

(林野庁) 今のまとめのとおりで進めてもらって良いと考えている。加えて、森林組合が連携する上での課題や解決方法、合意形成が可能な部分についての情報が得られると良い。

今回の事業内で課題解決までは至らなくとも、森林組合の課題が把握できるところまでいければよい。

(黒崎) 方向性は良い。「森林組合との連携」に注力し、次年度以降、森林組合の活動に繋がれば良い。ただし、担い手育成は短期的には難しい。被支援者のみの担い手育成なのか、林業事業体も含めてなのかで、内容が変わるのでここは検討が必要な部分である。シカ捕獲体制構築手順書は、被支援者が現状シカ捕獲をほとんど実施していないことを考えると、それに合わせて作成することで、林業事業体にも使えるものになる。

（山端）成果としてマニュアルは重要なものである。ケーススタディであっても、被支援者と似た団体では有用なものになる。しかし、普遍性をもたせようとすると、今回の事業で実施していない、一般論を扱うことになる。一般的なマニュアルにするのか、ケーススタディでも具体的な内容にするのか、そのあたりの方向性の検討は必要である。

（事務局）成果として得られたものをケーススタディとして出来るだけ活かしつつ、今後の森林組合等の林業事業者の捕獲への参画につながる一般的な内容も含めるという方針で、林野庁とも調整しながら進める。

以下の資料を事務局から説明し、本事業で実施を想定する支援内容について議論を行った。

- 資料 2-2：事業準備支援の内容について
- 資料 2-3：事業実行支援の内容について
- 資料 2-4：シカ捕獲体制構築手順書の作成について
- 参考資料 1：標準作業書（案）
- 参考資料 2：安全管理規定（案）
- 参考資料 3：従事報告様式（案）

意見を踏まえた方針

- ・ 研修会にて、被支援者と森林組合による連携を見据えたディスカッションを含める調整を行う。
※研修会では参加者の都合上ディスカッションの実施が困難であったため、後日ディスカッションの場を設けることとした。
- ・ 研修会に参加する森林組合には、積極的な参加をいただけるよう、選定者である香川県から声かけを行うよう依頼する。
- ・ 被支援者には足くりわなの支援を行うが、手順書ではわな全般を扱う。
- ・ 安全管理規程について、被支援者に既存の規定があるかを確認した上で、どこに組み込むかを検討する。
- ・ 捕獲に不慣れな森林組合が安全に作業できるよう、作業分担の調整や使用するツールの工夫等を研修の中に組み込んでいく。

アドバイザーによる意見等

（山端）被支援者の何人位を受講生として想定しているのか。担い手育成として、その対象にならない層も含まれるか。

（事務局）研修の対象とする被支援者は 8 名程度。基本的には捕獲を実施してきた人だが、捕獲歴 1 年の方も含まれる。加えて、捕獲の経験がない森林組合も参加予定である。

（山端）森林組合を含めて、ビギナーの人も来てくれるのであれば、研修の後に、どのように連携できるのかといったディスカッションできる場を設けるのが良いのではないか。

（事務局）森林組合を含めたディスカッションを入れるように調整を進める。

（林野庁）森林組合が捕獲に参画することを想定すると、組合の経営者層、現場従事者も参加してもらえると良い。事務局と相談して進める。

（山端）森林組合のような受講者に誰が声をかけるか、というのが重要になる。今回選定を行った県が、森林組合にしっかりと声をかけることが重要である。

（事務局）森林組合の参加については、香川県に調整していただいている。香川県に今回いただいた内容を伝え、意識を共有して進めていく。

(黒崎) 実行支援はどのくらいの期間を考えているか。手順書に関する捕獲の手法はわなに限定するのか、限定するのであればどの手法か。安全管理規程については、法人全体、野外調査、捕獲事業といった段階がある。どの段階の安全管理規程を想定するか。被支援者に既存の安全管理規程があれば、その中のどのように組み込むかも重要になる。

(事務局) 実行支援の期間は1ヶ月程度を予定している。捕獲手法として、被支援者に対する支援とするものは、足くくりわなに限定する予定だが、手順書には、わな全般を記載することを想定している。銃は所持や管理面も含めてハードルが高く、今後の林業事業体が見込みが低いと想定しているため扱わない予定である。安全管理規定をどこにどのように組み込むかは、被支援者の現状を確認の上、検討する。

(林野庁) 心配なのは事故等が起きること、連携ができなくなる。その部分は丁寧に研修に組み込んで欲しい。

(事務局) わなをかけた人と見回る人が異なることによって、わなに近づきすぎるなど事故発生リスクが高くなることは懸念されている。作業分担や使用するツールの工夫など、安全に作業するための内容も研修に組み込んでいく。

(3) その他

なし

2. 第2回

1.

(4) 事業概要と第1回会議での決定事項等の振り返り

以下の資料を事務局から説明し、本会議の論点等の議論の前提となる確認を行った。

- 資料 1-1：事業概要
- 資料 1-2：アドバイザリー会議（第1回）の内容と決定事項
- 資料 1-3：伴走支援事業の実施によって期待される成果の変化とアドバイザリー会議（第2回）の論点

意見を踏まえた方針

- ・ 今回のモデルケースと手順書の対象である林業事業体の違いに留意して、成果をとりまとめる。

アドバイザーによる意見等

(黒崎) 林業事業体の想定は、森林組合、素材生産業者、株式会社等、どのような団体か。

(事務局) 現場で施業をしている団体で、個人としてではなく組織として活動している団体。

(山端) 今回の五名里山の会は、想定と少し違うと思われるので、どこに的を絞るのが重要。手順書の対象は、今回のモデルケースに偏らず、より一般的な林業事業体を対象とするのが良い。三重の場合、速水林業などが捕獲を実施できるような手順書。

(5) 実施した支援内容の報告と評価

以下の資料を事務局から説明し、本事業で支援内容の評価等を行った。

- 資料2-1：実施した伴走支援の内容と結果
- 参考資料1：標準作業書
- 参考資料2：捕獲の実施に係る安全管理規程（例）

意見を踏まえた方針

- ・ 捕獲技術等のステップアップについては、具体的な評価ポイントを定めるなど、基準を設けて、評価を実施する。

アドバイザーによる意見等

（山端）五名里山を守る会への伴走支援は、目標を達成できている。今回は特殊なケースではあるが、今回の「新人」はどのような位置付けか。技術的なところで「ドローン」は誰がどこに飛ばしたのか。

（事務局）新人は、捕獲をあまり実施したことがない人。当該地域に最近移住してきた人で、これから有害捕獲活動に参加しようとしている。ドローンのフライトは香川県の事業として、スカイシーカーが夜間に実施。場所は林縁から山の中に入ったところで、林縁から歩いて20分程度。

（黒崎）新人がステップアップをしたと評価する際の基準となるものはあるか。ドローン調査について、この事業との関係はどのようなものか。

（林野庁）効率的な捕獲を実施していくために、ドローンによるシカの利用場所を絞る、そのために、補助事業として実施。捕獲を実施していくにあたって、関係者と連携を図っていくことも事業のメニューになっている。

（事務局）ステップアップの基準は、評価項目としてまとめておく。

（黒崎）安全管理規程について、この団体に既に規程があったのか。

（事務局）実際に規程はなかった。これまでは、有害鳥獣捕獲だったため、組織的な動きは強くない状況であった。そのため、規程として定めても、団体として扱いにくい。作業手順書の中に組み込んだ方が安全な作業を行う上で、効果的と考えた。

（黒崎）安全管理規程は必須になるのではないか。手順書の対象を組織とすることが前提であるので。

（事務局）この事業で作成する手順書では、安全管理規程は必須となるというのは同じ認識である。

(6) 手順書作成について

以下の資料を事務局から説明し、手順書作成の方針について議論した。

- 資料3-1：シカ捕獲体制構築手順書の内容と各項目のねらい
- 参考資料3：シカ捕獲体制構築手順書（案）

意見を踏まえた方針

- ・ 手順書は普及啓発の面も含めて利用いただけるよう、既存の捕獲体制を踏まえて自治体と協力した調整が重要であること、林地での被害対策の一環としての捕獲が地域の密度管理にもつながることを記載する。
- ・ 今回のモデルケースをコラムとして入れることで、特殊な事例が基本的なものと受け取られないように注意をしながらとりまとめる。

アドバイザーによる意見等

（山端）書いていることには異論はない。まず確認で、手順書には今後、大きな林業事業体に捕獲に取り組んでもらう、それを進めるための啓発資料としての意図があると認識しているがそれで良いか。次に、捕獲を実施するにあたって、地元猟友会等の調整は必要になるので、そのためのフローなどは含めておいた方が良い。もう1点、密度管理との関係など、県の施策との関連性など公的な意味があることを伝えるのも良いのではないかな。

（事務局）啓発資料の役割は本手順書に含めている。猟友会との軋轢を生まないような進め方は重要な観点であるので内容に含めたいところであるが、手順書は林野庁が発行する資料となるため、どこまで実情の部分を具体的に記載するかは悩みどころである。実情部分の表現については検討していきたい。公的な役割については重要であるものの、密度管理は環境省、今回は被害管理を対象としているという部分もあるので、林野庁の意見を伺いたい。

（山端）被害が大きい場所は密度も高い。つまり被害が大きい場所で捕獲を強化していくことが、密度管理にもつながる、社会的意義があるという書き方をしてはどうか。

（林野庁）林業被害が、林業事業体が捕獲に参加するための動機付けになるものと考えているが、そのような地域では農地での被害も発生していると考えられ、また、最近では植生への影響によって土壌流出も懸念されている中で、林業事業体による捕獲が地域の問題解決につながっていることを林業事業体がしっかり理解できるよう、手順書に記載しておくことは必要。

（黒崎）モデルケースもここに入れて作成することになっているが、五名里山の会のケースが、林業事業体を対象とした手順書のコラムとして適切か。書き方に注意が必要である。

（事務局）特殊な事例が基本と誤解されないよう注意をして、手順書に記載する。表現にも十分に注意する。

（黒崎）「自ら」という意味は。農地とは異なり、森林組合などは、土地を持っていない人が捕獲を進める中で、「自ら」という部分に何を求めているのかがわかるように書いていくと良い。

（事務局）説明を加えるか、伝わりやすい表現となるように工夫をする。

（7）その他

本事業に今後の展開という視点も踏まえて議論を行った。

意見を踏まえた方針

- ・ 意見を踏まえて、手順書の作成を進めていく

アドバイザーによる意見等

（山端）林野庁として、林業事業体に担って欲しいことが伝わるような手順書になってくると良い。地域の林業事業体は社会貢献の意識をもっているので、農業被害の状況なども考慮して、林地での捕獲に参画してもらえるような手順書になると良い。林地での被害軽減の捕獲の先には、密度管理と農業被害の軽減にも貢献できる可能性があるということ、農水省からのメッセージとして出してもらえると良いのではないかな。

（黒崎）20-30年で多くの木が切られ、再造林されると、林業被害がさらに深刻になる可能性がある。農業と同じように、林業も「自ら」ということを、理解して進めていくことが、使命であり重要なことが伝われば良い。捕獲が業務になると林業事業体の人は「儲かる」という視点を発信してほしい。それが林業事業体の参画に繋がる。

（林野庁）捕獲対策に要するコストは大きな課題だと感じている。今回は特殊な事例ということで、分析は難しかったが、狩猟関係者と林業事業体のコスト意識には差があると感じている。狩猟関係者と連携する場合において、無償で捕獲対策に協力する林業事業体がいるのか。アンケートなどから林業事業体の捕獲対策に対するコスト意識を明らかにできると良い。地域によってはジビエ利用などで、コストを賄えるということもあるかもしれない。今後のアンケートで少しでもそういうところを分析できると良い。

巻末資料3 標準作業書

標準作業書
(ニホンジカくくりわな捕獲)

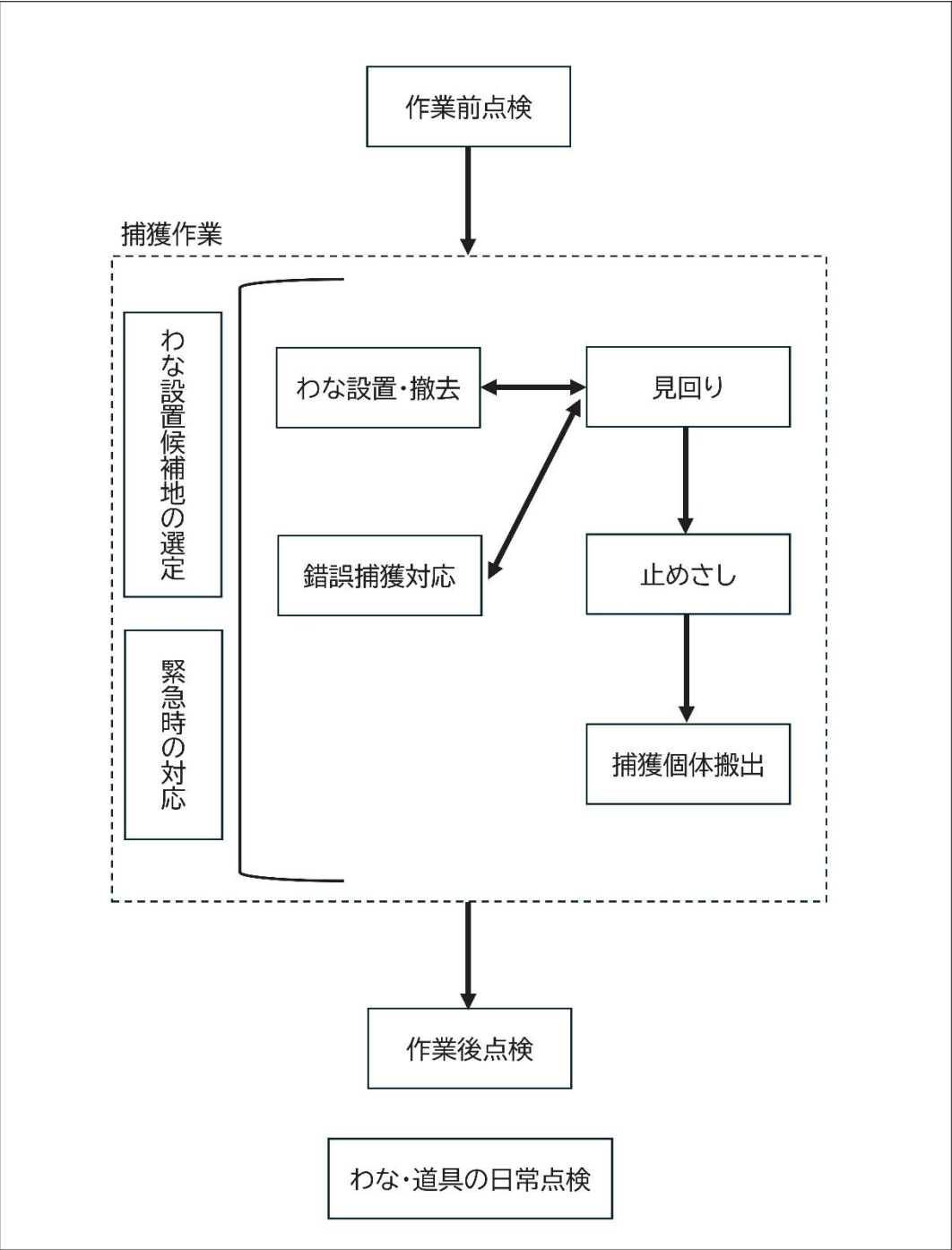
(一社)五名里山を守る会

令和7年1月28日 制定

目 次

1. フローチャート（捕獲作業の流れ）	1
2. 作業前点検	2
(1) 共通	2
(2) わな	2
(3) 銃器（所持者のみ）	2
3. 捕獲作業	3
(1) 共通	3
(2) わな設置候補地の選定	3
(3) わな設置・撤去	4
(4) 止めさし	5
(5) 捕獲個体搬出	6
(6) 錯誤捕獲対応	6
(7) 緊急時の対応	8
4. 作業後点検	9
(1) 共通	9
(2) わな（捕獲があった場合）	9
(3) 銃器（所持者のみ）	9
5. わな・道具の日常点検	10
(1) 止めさし用道具の点検	10
(2) わなの点検	10
(3) 銃器（所持者のみ）の点検	11

1. フローチャート（捕獲作業の流れ）



2. 作業前点検

以下の項目について、捕獲作業に入る前に点検を行う。

(1) 共通

- ・ 捕獲許可証もしくは捕獲従事者証を携帯しているか
- ・ 無線機もしくは携帯電話等双方向通信可能な通信機器を携帯しているか(充電は十分か)
- ・ 捕獲に従事する者の体調を確認したか(酒気帯びの確認含む)
- ・ 猟具の点検状況を確認したか
- ・ 救急用具は携行したか
- ・ 当日の作業内容の周知を行ったか
- ・ 当日捕獲範囲内に関係者以外の者の立ち入りはあるか
- ・ その他危険な状況が起こり得るかの確認を行ったか(KY 活動の実施)

(2) わな

- ・ 刃物・電殺器は携帯したか
- ・ 電殺器用バッテリーの充電は十分か
- ・ ゴム手袋・ゴム長靴は用意したか
- ・ 保定具は携帯したか
- ・ わな設置用の道具(スコップや根切り等)は携帯したか
- ・ 蝶ネジやシャックル等の予備部品は携帯したか
- ・ 法定標識や注意看板は携帯したか

(3) 銃器(所持者のみ)

- ・ 銃砲所持許可証は携帯したか
- ・ 実包は携帯したか
- ・ 携帯している実包の数はいくつか
- ・ 車両に実包を残していないか
- ・ 銃カバーはかけてあるか
- ・ 日の出・日の入り時間を確認したか

3. 捕獲作業

(1) 共通

捕獲作業中は以下に留意して作業を行う。

- ・ 転倒や滑落に注意して歩行する。
- ・ 現場での作業は可能な限り短くし、静かに行う。
- ・ 作業の合間に適宜休憩を取り入れる。体調不良等があれば作業を中止する。
- ・ 作業は日中のうちに行い、シカが活発に活動する日の出・日の入りの時間帯を避ける。
- ・ 捕獲現場を歩く際はなるべく獣道を壊さないように注意して歩く。可能であれば獣道を外れて歩くことも検討する。

(2) わな設置候補地の選定

- ・ 新しい足跡や獣道からよく利用している場所を選定する。足跡が見つけにくい場合は降雨後に探すとわかりやすい。



獣道

寝屋・水場・餌場の場所をつなぐ移動経路上はわなの設置候補地となる。頻繁に使っている場所は古い痕跡と新しい痕跡両方の痕跡数が多いので目安となる。



新しい糞



古い糞

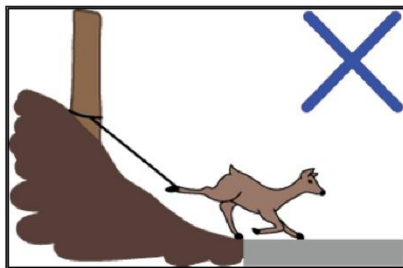
- ・ 周辺に強固な根付け木がある場所を候補地とする。根付けの太さの目安は最低でも直径15cm程度、枯死しておらず揺すってもぐらつかない木を根付けにする。

3. 捕獲作業

- ・ ヤブなどがなく見通しの良い場所を候補地とする。膝丈より高いヤブがあるような場所は捕獲された動物の発見・目視確認が安全な距離から行いにくいいため避ける。急傾斜地は止めさし作業に支障が出たり捕獲個体の足切れが発生しやすく危険なため、設置候補地から外す。
- ・ わな設置候補地に事前誘引やセンサーカメラの設置を行い、シカの生息状況を把握する。
- ・ ドローンが利用できる場合は上空からシカを発見したポイントを設置候補地とする。
- ・ ツキノワグマやニホンカモシカの出没が確認された地点は設置候補地から外す。

(3) わな設置・撤去

- ・ 設置前に踏み板、ワイヤー等猟具に不具合がないか今一度確認する。
- ・ 踏み板の大きさを目安に穴を掘る。必要以上に穴を大きく掘らない。
- ・ トリガーセットしたわなを掘った穴の中に収める。踏み板の上面が地面と同じ高さか、やや低くなるようにする。
- ・ 地面が柔らかく踏み板ごと沈み込んでしまうような場合は、掘った穴の底に枝を敷き詰めたり板を敷いたりなどして対策する。
- ・ わなに土を被せる。被せる土は手でほぐしてから使用する。空はじきの原因となるため踏み板の上の枝や杉の葉、小石など取り除く。
- ・ わな標識を根付け木に取り付ける(法定義務)。
- ・ 捕獲作業に関わりのない人が不用意にわなに近づくことがないように注意を促す看板を取り付ける。
- ・ 離れた場所からわなの場所が確認しやすくなるよう根付け木にマーキングテープ(施業用のテープと混同しない色を選ぶ)を巻く。
- ・ 捕獲された動物が公道にはみ出る可能性がある場所にはわなを設置しない。



設置してはいけない場所の例

- ・ 設置後 10 日以上捕獲がないわなは別の設置候補地への移設を検討する。前もってわなの移設先が用意できている状態が望ましいため、作業の隙間時間等でわなの設置候補地を選定しておくことを習慣づけるようにする。
- ・ わなを撤去する際は標識、看板、踏み板等の回収忘れがないか、立ち去る際にもう一度現場確認を行う。

3. 捕獲作業

- ・ 常にわなに動物が捕獲されている前提でわなに近づく。
- ・ わなの設置場所が傾斜地の場合、斜面の下方からわなに近づかないようにする。わなと同じ高さ、もしくは斜面上方のわなより高い位置から近づくようにする。
- ・ 目視確認は 20m 程度離れた場所から捕獲された動物がいないかよく観察し、安全が確認された後わなに近づく。
- ・ 空はじきしていた場合はその原因を分析し、以下の対策を取る。
 - ① くくり輪の部分が踏み板の真上に落ちている
 - 踏み板の外枠を踏まれたため足がくくれなかった。確実に踏み板の中央を踏ませるために障害物等をわなの周囲に置いてシカが足を着く場所を限定する。
 - ② くくり輪の部分が踏み板から離れたところに落ちている
 - 一旦は足をくくれたが抜けられた。くくり輪がスムーズに締まらず足を引き抜く猶予があった、足と一緒に枝などの障害物をくくったためくくり輪が完全に締まりきらず、ワイヤーと足の間に隙間ができて抜けられた等が考えられるため、くくり輪部分の作動状況の確認、過剰なカモフラージュ等があれば改善・対処する。
- ・ シカが捕獲されていた場合は(5)および(6)の手順に沿って対応する。
- ・ シカ以外の動物が捕獲されていた場合は(7)の手順に沿って対応する。
- ・ 子グマの錯誤捕獲を確認した場合は、周辺に親グマが潜んでいる可能性が高いため、物音を立てないように静かにすみやかに退避し、可能な限りわなから距離をおくようにする。以後の対応は(7)の通りに行う。

(4) 止めさし

- ① 電殺器を使用する場合
 - ・ 雨の日は感電のリスクがあるため使用を避ける。他の止めさし方法を検討する。
 - ・ ゴム手袋・ゴム長靴を装着する。
 - ・ 保定具を使用し、確実に保定する。
 - ・ 通電する前に周囲に声がけし、安全を確保する。
 - ・ 心臓を挟みこむように頭側と胸側に電極を当て通電する。成獣のシカで60秒程度通電させると死に至る。
 - ・ 呼吸が止まっているか、瞳孔が開いているかをよく確認して死亡を判断する。



開いた瞳孔

3. 捕獲作業

② 刃物を使用する場合

- ・ 保定具を使用し、確実に保定する。
- ・ 刃物を取り出す際は転倒等に注意し、他者や自分を刃物で傷つけないよう注意する。
- ・ ○○もしくは○○を刃物で刺し、捕獲個体を失血死させる。
- ・ 可能な限り血液で捕獲現場を汚さないようにする。
- ・ 呼吸が止まっているか、瞳孔が開いているかをよく確認して死亡を判断する。

③ 猟銃を使用する場合

- ・ 実包装填の有無にかかわらず銃口を人に向けない。銃口は上方、人のいない方向、または射撃方向に向けて保持する。
- ・ 実包装填前に銃身の異常や銃身内に異物がないかを確認する。
- ・ 捕獲個体を確認してから実包を装填する。
- ・ 実包を装填した猟銃を立木等に立てかけない。
- ・ 発砲直前まで安全装置は解除しない。
- ・ 発砲する時以外、引鉄に指をかけない。
- ・ 射撃方向の左右90度に射撃線を想定し、その線の前方に人がいたら発砲しない。
- ・ 矢先を確認する。人畜、建物、車両等に危害の生ずる恐れがある方向には発砲しない。矢先を確かめ、安全と捕獲の自信が無ければ発砲しない。
- ・ 射撃方向、捕獲個体の背後に安土があることを確認する。
- ・ 安全かつ確実に狙える距離から発砲する。跳弾や砕けた弾の破片等で自身や周囲の人が怪我をする可能性もあるため、捕獲個体の極至近距離からは発砲しない。
- ・ シカに着弾するよう十分に狙って発砲する。
- ・ 呼吸が止まっているか、瞳孔が開いているかをよく確認して死亡を判断する。
- ・ 止めさしが終了したら脱包確認を行い、「脱包よし」の掛け声とともに周囲に確実に脱包したことを宣言する。

(5) 捕獲個体搬出

- ・ 公道を捕獲個体の血液で汚さないよう注意して搬出する。車両の荷台で輸送する際はトロ船等に乗せて荷台から血液が流れないようにする。
- ・ 血液で汚してしまった際は水で洗い流す。洗浄用の水は車両に常時積載しておく。

(6) 錯誤捕獲対応

錯誤捕獲が発生した場合は以下の方針に沿って対応する。

① ツキノワグマ・ニホンカモシカの場合

捕獲個体の生存・死亡に関わらず、ただちに(8)のフローに沿って発注者および事業管理責任者に緊急時の第一報を入れ、指示を仰ぐ。

② 特定外来生物の場合

放獣する。

3. 捕獲作業

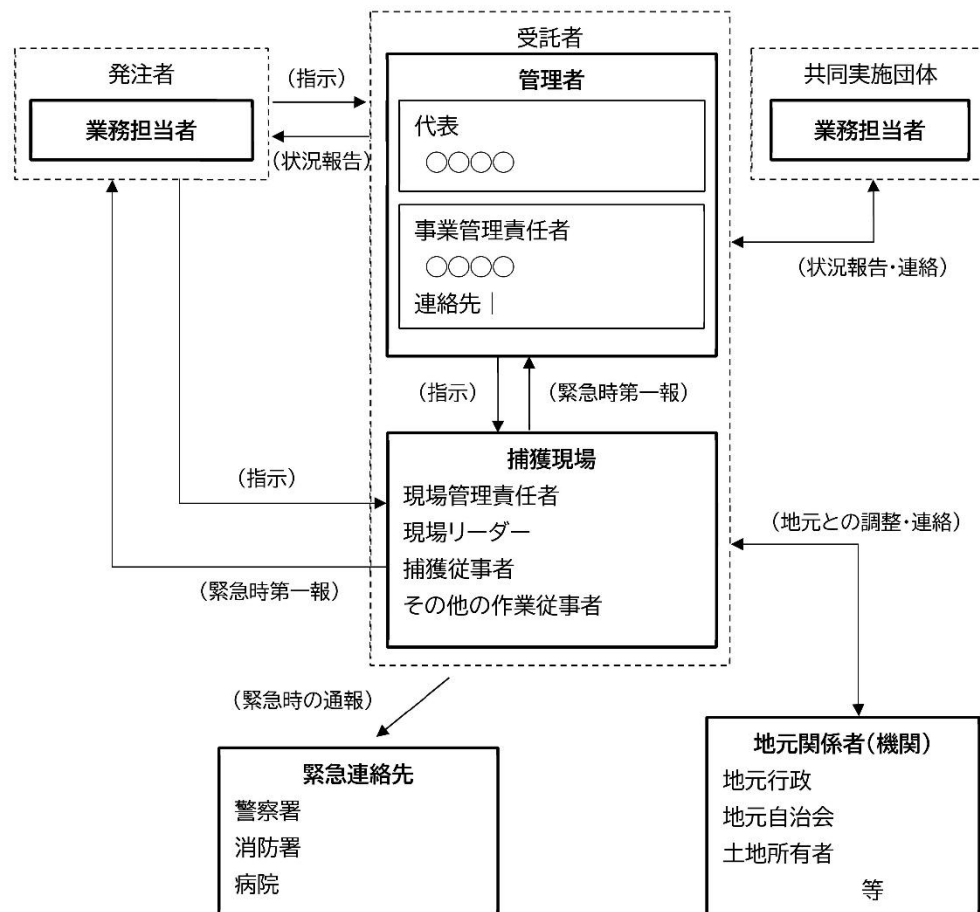
③ その他の中小型哺乳類の場合

保定具で保定し、放獣する。既に死亡していた場合は(6)と同様の手順で搬出し、適切に処理した後すみやかに発注者に報告する。

3. 捕獲作業

(8) 緊急時の対応

事故の発生等の緊急時は以下のフローに沿って関係者に連絡を行う。



4. 作業後点検

以下の項目について、捕獲作業が終了した際に点検を行う。

(1) 共通

- ・ 体調不良者は発生していないか
- ・ ヒヤリハットの発生有無は確認したか
- ・ 現場に忘れ物がないか
- ・ 作業記録に記録漏れはないか
- ・ 現場管理や作業工程に改善の余地はないか

(2) わな（捕獲があった場合）

- ・ 猟具の状態を把握したか(破損はなかったか)

(3) 銃器（所持者のみ）

- ・ 脱包しているか(必ず作業後点検時に複数人で目視確認する)
- ・ 携帯している実包数はいくつか(実包の紛失はないか)
- ・ 銃カバーをかけたか

5. わな・道具の日常点検

以下の項目について、日常的に点検を行う。

(1) 止めさし用道具の点検

① 電殺器

- ・ 電殺器の先端は鋭く研がれているか
- ・ 電気配線や接続部に異常はないか

② 刃物

- ・ 刃体は鋭く研がれているか
- ・ 刃体と柄の接合部分にガタツキはないか

(2) わなの点検

① ワイヤー

- ・ 素線切れ、ほつれはないか
- ・ キンクはないか、矯正すればよりがとれるか
- ・ 腐食はないか
- ・ スリーブに緩みはないか



キンク

② 金具

- ・ より戻し金具は機能するか
- ・ 締め付け金具の変形はないか
- ・ 締め付け防止金具は機能するか
- ・ シャックルや蝶ネジなどの部品欠損はないか

③ バネ

- ・ 変形、折れはないか
- ・ スムーズに伸び縮みするか

④ 踏み板

- ・ ガタツキや変形はないか
- ・ 可動部分はスムーズに動くか

5. わな・道具の日常点検

- ・ 部品欠損はないか

(3) 銃器（所持者のみ）の点検

- ① 銃身の点検(銃の組立て前)
 - ・ 銃腔内の異物はないか
 - ・ 銃身外部の打痕、ひび割れ、膨らみ等はないか
 - ・ 上リブ、バレルリング等の付属部品について、亀裂、はずれ等のないか
- ② 安全装置の点検(銃の組立て後)
 - ・ 動きが軽く、両端で確実に固定できるか
 - ・ 安全の位置に固定して引き金を引き、安全装置が正常に機能しているか
- ③ 引き金の点検
 - ・ 遊びは適切か
 - ・ 引き金の重さは適切か
- ④ 先台の点検
 - ・ 止め金、キャップ等の装着状況及び緩みはないか
- ⑤ 接合部の点検
 - ・ 元折銃では、開閉レバーを確かめ定位置に戻るか
 - ・ 自動銃では、遊底が軽く動き、前端で確実に固定されるか
 - ・ 銃床の緩みはないか
- ⑥ 負い革や負い環の点検
 - ・ 異常はないか
- ⑦ 照準器の点検
 - ・ 照準器の異常やガタツキがないか
- ⑧ 保管状況の確認
 - ・ 銃が適切に保管されているか

巻末資料4 安全管理規程（例）

捕獲の実施に係る安全管理規程（例）

第一章 総則

（目的）

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、（捕獲実施機関名）が実施する捕獲等に係る安全管理に関する事項を定め、もって捕獲を実施する際の安全管理を図るための体制を確保することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 本規程は、鳥獣の捕獲にかかる業務活動に適用する。

2 捕獲は、ニホンジカを対象とする。

（捕獲の実施に係る安全管理に関する基本的な方針）

第3条 受託者（代表者）は、捕獲の実施に係る安全管理の重要性を深く認識し、捕獲の実施に係る安全を確保するための組織内統治を適確に行い、責任ある体制の構築、予算の確保その他必要な措置を講ずる。

第二章 安全管理体制に関する事項

（捕獲管理責任者の選任及び解任）

第4条 代表者は、捕獲の全体を統括し、監督する権限を有する捕獲管理責任者を選任し、捕獲の実施に係る安全管理体制の確保、捕獲従事者及び作業従事者に対する研修を実施する責任者とする。

2 代表者は、捕獲管理責任者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは解任し、新たな捕獲管理責任者を選任する。

- ① 身体故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき
- ② 関係法令等の違反又は捕獲の安全管理の状況に関する確認を怠る等により、捕獲管理責任者がその職務を引き続き行うことが捕獲の安全管理の確保に支障を来すおそれがあると認められるとき

（捕獲管理責任者の責務）

第5条 捕獲管理責任者は、次に掲げる責務を有する。

- ① 捕獲に係る安全管理の重要性の認識、関係法令の遵守及び安全管理に関する事項について、全ての捕獲従事者に対し周知徹底し、遵守させる。
- ② 本規程について、随時必要な改善を図る。
- ③ 全ての捕獲従事者に対して、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識の維持向上のために適切かつ十分な研修計画を定め、適切に実施されるよう監督し、随時必要な改善を図る。
- ④ 捕獲が適正に行われるよう、捕獲現場ごとに、現場に常駐して指揮・監督を行う現場監督者を捕獲従事者の中から指名して配置する等、安全管理を実施するための体制を構築する。
- ⑤ その他の捕獲の実施に係る安全管理を図るために必要な事項を行う。

（捕獲従事者及び作業従事者の責務）

第6条 捕獲従事者及び作業従事者は、関係法令を遵守するとともに、本規程に基づき講ずる安全管理に関する措置に積極的に協力し、捕獲管理責任者及び現場監督者の指示に従い、捕獲に係る安全管理の徹底を図る。

（安全確保のための人員配置）

第7条 捕獲の実施においては、捕獲現場ごとに適切な技能及び知識を有する捕獲従事者及び作業従事者を適切な人員を配置し、捕獲等に従事する者が単独で業務に従事してはならない。

2 捕獲の実施においては、捕獲現場ごとに現場監督者を配置し、安全管理を適確に行う。

3 捕獲現場ごとに、救急救命に関する知識を有する現場監督者（捕獲従事者）を配置し、すぐに傷病者に対応できる体制を構築する。

第三章 連絡体制に関する事項

（連絡体制）

第8条 代表者は、捕獲許可権限者、捕獲管理責任者、捕獲従事者及び作業従事者が無線や携帯電話等による双方向の連絡体制を確保し、捕獲の実施に係る指示や安全管理に関する情報が適時適切に伝達され、共有される体制を構築する。

なお、携帯電話が圏外である場合の衛星携帯電話等による連絡体制や捕獲実施日が土日休日に係る場合の連絡体制についても構築する。

2 捕獲の実施時の指揮命令系統、発注者や関係機関との連絡体制、緊急時の連絡方法等を業務計画に記載する。

3 万一事故や災害等が発生した場合は、捕獲管理責任者及び現場監督者は、警察署、消防署、病院等への緊急連絡を行い、傷病者を速やかに病院等に搬送するとともに、関係機関に対し必要な報告を行う。

（安全確保のための通信装備）

第9条 捕獲の実施にあたっては、全ての捕獲従事者が、無線や携帯電話等を所持し、双方向通信可能な通信手段を確保する。

2 無線の使用にあたっては、法令を遵守するとともに、別途定める無線の使用に関するルールを遵守する。

3 無線や携帯電話による通信が確保できない場合は、衛星携帯電話等通信が確保可能な手段により双方向通信を確保する。

第四章 捕獲現場における安全管理に関する事項

（作業環境の整備）

第10条 捕獲の実施における安全確保を図るため、現場において次に掲げる措置を講ずることにより、安全な作業環境の形成に努める。

- ① 作業環境を快適な状態に維持管理するための措置
- ② 作業方法の改善
- ③ 休憩時間の確保（少なくとも2時間に1回、15分を確保すること。）
- ④ 救急用具の携行
- ⑤ 緊急連絡先及び連絡方法の確認

（ミーティングの実施による作業手順・緊急連絡体制の周知等）

第11条 捕獲管理責任者及び現場監督者は、現場ごとに安全確保のための作業手順を定め、全ての捕獲従事者に周知徹底する。

2 捕獲管理責任者及び現場監督者は、捕獲現場ごとに事前調査を実施し、捕獲等を実施する場所及びその周辺の地形、銃器による捕獲等の場合は安土（山、崖、高い土手等のバックストップをいう。以下同じ。）の有無及び安全な射撃が可能かどうか、住民及び利用者等の状況、携帯電話、無線機及び衛星携帯電話等の利用の可否、捕獲現場から病院までの搬送経路等について確認する。

3 猟犬を使用する場合においては、他者に危害を加えないよう確実に訓練を行う。

4 毎日の業務の開始前に、当該業務に参加する全ての捕獲従事者によりミーティングを行い、捕獲等に従事する者の体調及び猟具等の点検状況を確認するとともに、当日の業務の実施体制、指揮命令系統、連絡体制、緊急時の連絡方法、住民等の安全確保について留意すべき事項その他必要な指示を徹底する。

5 毎日の業務の終了時には、事故の発生の有無、いわゆるヒヤリハットその他安全に関する事項を確認し、情報共有を行う。

6 毎日の業務の終了後、現場監督者は、日報（捕獲従事人数・記入者の氏名、従事内容、捕獲記録含む。）を作成する。

※捕獲の安全確保のための配慮事項として、作業手順に関する考え方を業務計画等に記載する。

第五章 猟具の定期的な点検計画及び安全な取扱いに関する事項

（わなの定期的な点検）

第12条 捕獲管理責任者は、全ての捕獲従事者に対し、わなの使用前に不備はないかシャックル、蝶ねじの有無と緩み、ワイヤーのキンク等の確認を指示して点検を実施させるとともに、使用後に同項目について点検を実施させ、わなを正常に機能する状態に管理し、安全捕獲に努める。

（わなの安全な取扱い）

第13条 わなは、（選択するわなの種類）を使用する。

2 わなの設置にあたっては、事故が起こらないよう適切な設置場所を選択する。

また、一般の入林者や森林内で作業する者に対し、付近一帯にわなを設置していることを知らせるための注意標識を設置する。

3 錯誤捕獲防止の観点から、獣道上にはわなを設置しない。

4 捕獲従事者に対し、わなについての安全な取扱いを周知徹底し、遵守させる。

5 わなを設置した際には、1日1回以上の定期的な見回りを行うものとし、見回りは捕獲従事者及び作業従事者2人（うち1名は捕獲従事者）以上で行う。

6 設置したわなを使用しない場合は、作動しないようにするか、撤去する。

7 止めさしは、安全かつ適切な方法で実施するものとし、原則として電殺機または銃により行う。

8 捕獲等しようとする鳥獣以外の鳥獣を捕獲した場合の対応について、あらかじめ発注者等に確認をするとともに、放獣する際には安全を確保して麻酔薬により動物を不動化してから放獣する。

※ わな・網の取扱いについて捕獲従事者に遵守させる事項（設置時の標識の設置方法、錯誤捕獲防止の方法等）を標準作業書に記載する。

第七章 捕獲従事者の心身の健康状態の把握に関する事項

（心身の健康状態の把握）

第14条 全ての捕獲従事者について、心身の健康状態を把握する。

- 2 捕獲は、野外活動を伴うこと、取扱い方を誤ると人に危害を及ぼし得る猟具を使用すること、鳥獣の殺傷を伴うことから、捕獲等に従事する者に精神的な負担がかかる作業であることを踏まえ、健康相談を実施し、心身の健康状態を把握する。
 - 3 経験年数が短い従事者や高齢の従事者に対しては、その心身の健康状態の把握に一層努める。
 - 4 心身の健康状態が不良な者については、捕獲に従事させない。
 - 5 全ての捕獲従事者の心身を健康に保つため、健康相談、健康教育、その他必要な措置を講ずる。
- ※ 鳥獣の捕獲等に従事する者の心身の健康状態について、健康診断等により定期的に把握する頻度及び方法について業務計画に記載する。鳥獣の捕獲等に従事した年数が短い従事者や高齢の従事者に対しては、より一層心身の健康状態の把握に努める。

（適性の確認）

第15条 鳥獣の捕獲等に必要な適性を有することを確認するため、1年に1回、従事者の視力、聴力、運動能力を測定する。

巻末資料5 林業事業体によるシカ捕獲実施手順書

林業事業体による シカ捕獲実施手順書

～ニホンジカ箱わな・罠いわな・くくりわな捕獲～



令和7年3月 林野庁

目次

はじめに	1
第1章 林業事業体が組織として自らシカの捕獲を進めていくための準備	3
1. 森林管理におけるシカ捕獲の位置づけの確認	4
2. 組織内での問題意識の共有	5
3. シカ捕獲参画時に生じる課題とその解決方法	7
第2章 組織で行う捕獲の計画の作り方	10
1. 活動目標を設定するための情報収集	11
2. 活動目標の設定と進捗管理	16
3. 捕獲計画の立案	19
第3章 林業事業体が実施する捕獲作業の実際	24
1. 捕獲作業に関する許認可申請	25
2. 捕獲に必要な資材の準備	25
3. 捕獲作業とその安全管理に関する研修	29
4. 捕獲作業の実施方法	31
第4章 捕獲の効果を測るために必要なこと	37
1. 捕獲記録や作業記録の確認	38
2. 被害状況の再確認	38
第5章 状況に合わせた捕獲計画の改善方法	39
1. 状況に合わせた活動目標の再設定	40
2. 活動目標に合わせた捕獲体制や捕獲計画の改善方法	40
3. 改善に伴って変更が必要となる場合がある項目	41
参考文献	46

はじめに

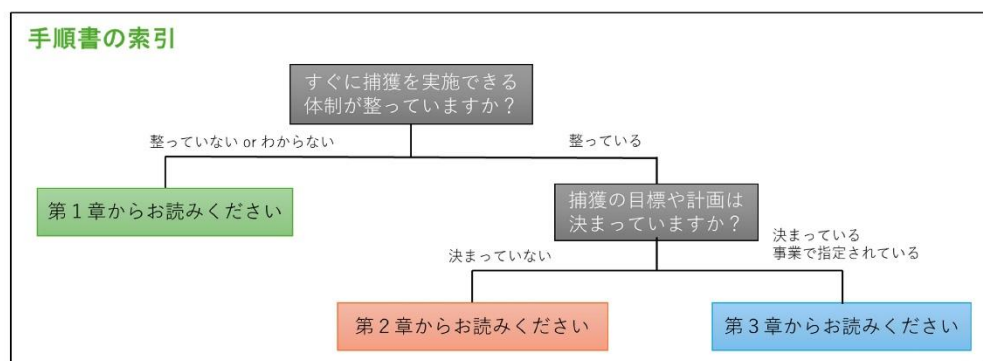
シカによる森林被害は、植栽木の食害や成木の剥皮被害により、林業収益性の悪化や木材価値の低下など、森林所有者等の経営意欲を低下させ、ひいては林業の持続性に影響を与えかねない状況となっています。

こうした状況から農林水産省と環境省は、令和5年度までにシカの生息数を平成23年度と比較して、半数まで減らす「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を推進してきたところですが、期限までの目標達成は難しい状況となり、目標達成を令和10年度に延長し、さらなる捕獲強化を推進しています。近年は生息数の低下が見られるものの、令和3年度時点での捕獲率を継続した場合の目標達成の見込みは令和13年度となっており、令和10年度に目標を達成するためには、新たな担い手を確保し、捕獲の強化を図ることが必要な状況となっています。

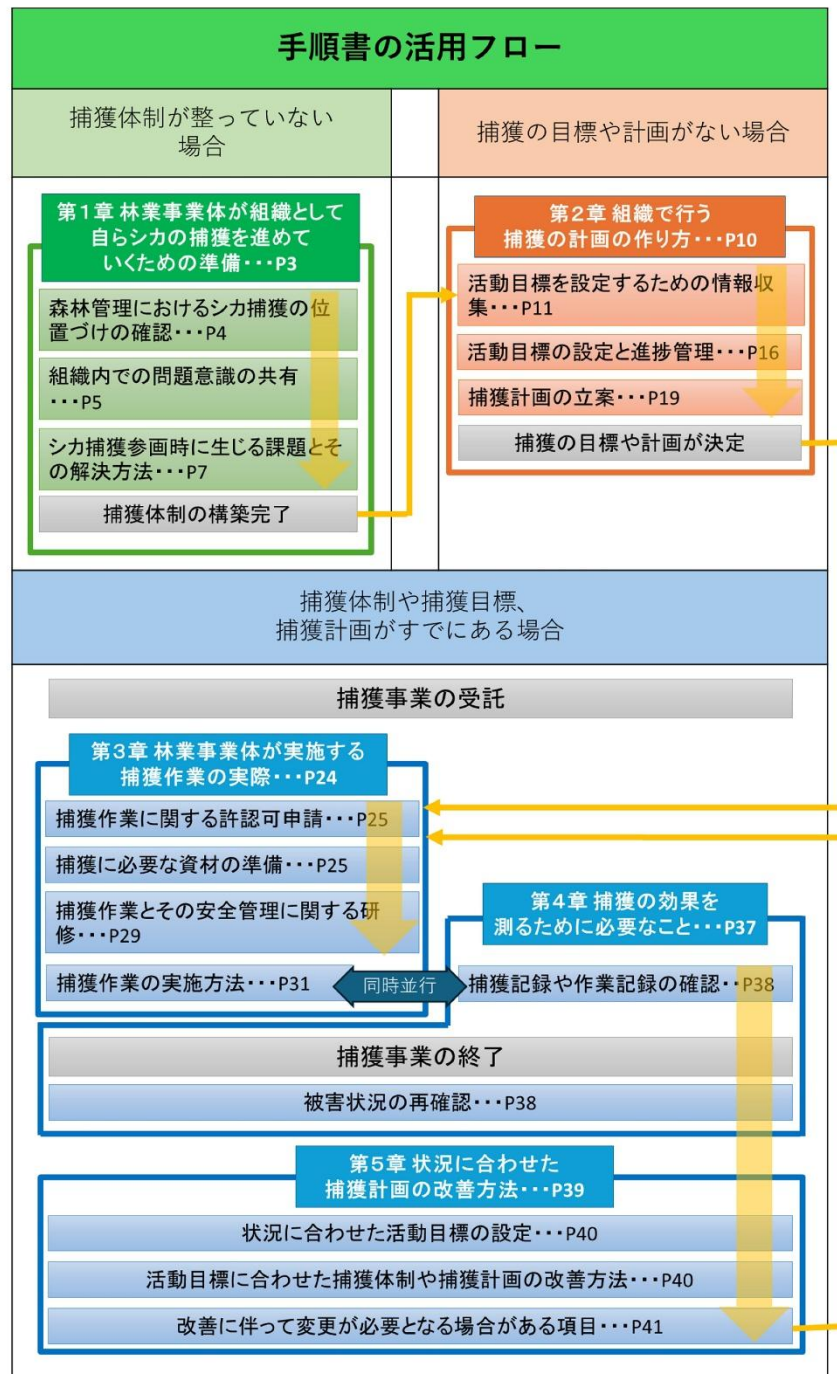
これらの問題を背景に、森林におけるシカ捕獲については、日常的に森林内での作業に従事している林業関係者が被害防除を目的としたシカ捕獲に参画することを推進しています。しかし、先行事例において、林業事業体等によるシカ捕獲への参画は、職員個人の意思やノウハウに活動が左右される傾向があることがわかっています。また、林業事業体等の経営層や現場職員が捕獲に参画する意識は持ちつつも組織的な体制構築や事業運営についてのノウハウがないことも参画への障壁になっています。

このような状況を踏まえ、林野庁では、林業事業体によるシカ捕獲への参画のモデルケースとして、捕獲事業に関する実務経験や捕獲組織運営の知識を有している専門家による林業事業体のシカ捕獲の伴走支援を実施しました。また、そこで得られた知見から「捕獲に参画する意欲のある林業事業体が前述の課題を解決し、組織的にシカ捕獲事業を実施する」ために本手順書を作成しました。

本手順書が林業関係者等のシカ捕獲事業を円滑に実行するための手助けとなれば幸いです。



※次ページに手順書の活用フローがありますのでそちらもご参照ください。



第1章 林業事業体が組織として自らシカの捕獲を進めていくための準備

第1章 林業事業体が組織として自らシカの捕獲を進めていくための準備

林業施業地におけるシカ対策を個人で実施することは、実施できる対策の規模や作業量に限りがあり、高い効果を発揮しにくい傾向があります。このため、林業施業地におけるシカ対策は林業事業体等の組織による取り組みが必要となります。特にシカ対策の1つである「捕獲」は、高い専門性と技術力を必要とする対策であるため、その参画の段階におけるハードルが高く、捕獲を実施している林業事業体は全国でも限られている状況となっています。こうした高いハードルを越えてゆくためには、林業事業体自身による主体的な取り組みが必要であり、組織としての意識の醸成や統一を図ることが重要です。

第1章では、前述したようなシカ対策としての捕獲の実施に必要である「組織として自らシカの捕獲を進めていく」ために必要な手順を紹介します。

第1章の手順

1. 森林管理における捕獲の位置づけの確認…P4

- いま組織として捕獲を始める必要があることを確認する

2. 組織内での問題意識の共有…P5

- 施業地の周辺の被害情報を収集して、捕獲の必要性を組織内で共有する

3. シカの捕獲参画時に生じる課題とその解決方法…P7

- シカ捕獲に参画するために捕獲体制を構築する

第1章 林業事業体が組織として自らシカの捕獲を進めていくための準備

1. 森林管理におけるシカ捕獲の位置づけの確認

林業事業体が日ごろの施業の中で行っている森林管理には、多くの場合シカ捕獲という作業は含まれていません。こうした基盤のない状況の中でシカ捕獲に取り組んでいくためには、まず森林管理におけるシカ捕獲の位置づけを確認することで、組織としての対策の必要性を認識し、組織全体の意識醸成が不可欠です。

(1) 拡大、深刻化するシカによる被害

近年、シカの生息数の増加や生息域の拡大により全国的にシカによる森林被害が大きな問題となっています。

また、シカが多く生息している場所では、強度のシカによる採食によって下層植生が消失し、土壌の流出等により森林の有する公益的機能が低下しています。

(2) シカ対策の考え方

シカを含む野生動物対策は下記のような3つの対策を総合して実施することで効果が高まるとされています（図1-1-1）。

- ✧ 被害管理：被害を直接的に防ぐ対策（防鹿柵の設置等）
- ✧ 個体数管理：被害を出す動物の個体数を管理する対策（捕獲等）
- ✧ 生息地管理：被害が起きにくい環境を整える（緩衝帯の形成等）

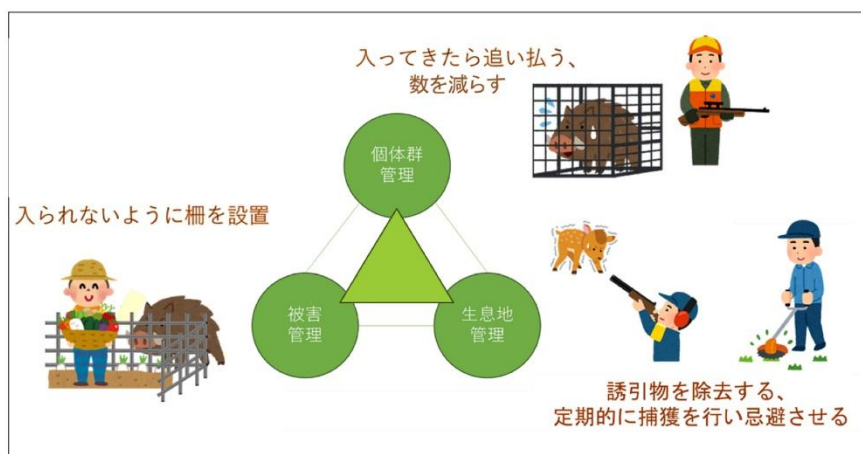


図1-1-1 野生動物対策の3本柱（林業施業地における対策例）

第1章 林業事業体が組織として自らシカの捕獲を進めていくための準備

(3) 林業事業体によるシカ捕獲参画の意味

林業施業地でのシカ被害管理の代表的な手法である防鹿柵の設置については、近年普及が進み、対策として実施されている場合も多いですが、そうして設置されている防鹿柵の周囲にいるシカの多さ（生息密度）は、シカによる防鹿柵の破損の頻度や侵入の際の被害の深刻化などの「被害リスク」に大きく関わる要因となります。

この被害リスクを低下させるためには、シカ対策として前述のような3つの対策（柱）をバランスよく行うことが大切です。なかでも「捕獲」は、そうした被害リスクに直結するシカの生息密度を管理する（シカを減らすこと）ができるため、特に効果が高い対策となります。

ただし、これらの対策のバランスは対策を実施する場所の状況によって調整する必要があります。ため、適切に効果を発揮させるためには入念な計画が必要となります。

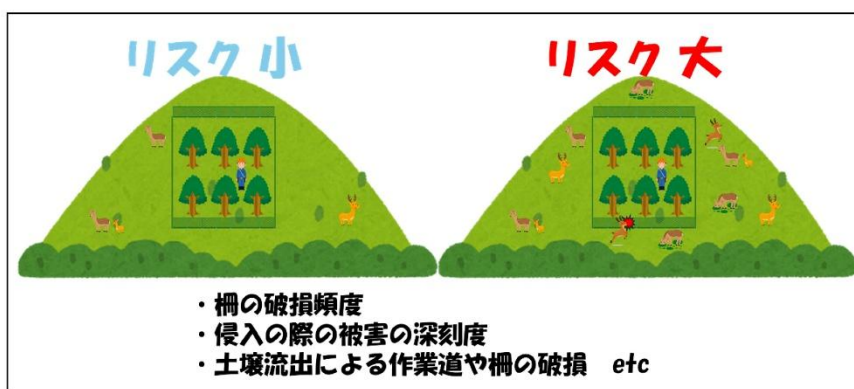


図1-1-2 シカの生息密度による被害リスクの変化

2. 組織内での問題意識の共有

周辺地域の被害状況やシカの生息状況等から今現在の林業施業地の状況（現状）を適切に把握し、問題意識として組織内に共有することは、対策の必要性の確認方法として非常に有用です。加えて、対策の開始前にこれらの手順を踏むことによって、組織の中で対策の必要性が共有されますので、その後の組織として対策に関する意思決定等が円滑に進みます。

(1) 林業施業地の現状を知るために必要な情報の収集

まずは現状を知るために、簡単に広く浅く情報を集めることができる方法として、資料収集を行います。

表1-2-1に現状を把握するために収集すべき情報とその情報を収集できる資料名をまとめましたので、情報の収集を行う際にご活用ください。

第1章 林業事業体が組織として自らシカの捕獲を進めていくための準備

Point 表 1-2-1 収集すべき情報と対応する資料の情報

収集すべき情報	資料名	収集方法
☐ 都道府県単位のシカの生息・対策・被害の状況	都道府県が策定する ・鳥獣保護管理事業計画 ・第二種特定鳥獣管理計画 ・認定鳥獣捕獲等事業実施計画	都道府県 HP からダウンロードする
☐ 市町村単位のシカの生息・対策・被害の状況	市町村が策定する鳥獣被害防止計画	市町村 HP からダウンロードする
☐ 被害防止実施隊や地元捕獲者の活動状況		※市町村の HP に直接記載されている場合あり
☐ 捕獲報奨金等の助成情報		
☐ 森林内の被害防止対策状況	都道府県が策定する地域森林計画書	都道府県 HP からダウンロードする
☐ 捕獲報奨金等の助成情報	市町村が策定する鳥獣被害防止計画	市町村 HP からダウンロードする ※市町村 HP に直接記載されている場合あり

(2) 林業施業地の現状の把握と問題意識の共有

収集した情報は、

- ◇ 過去から現在までの捕獲頭数や被害金額等の推移
- ◇ 被害防止実施隊の活動状況などの対策の状況

に着目すると、林業施業地における大まかな被害の増減の予測が可能となります。

こうした適切な方法による現状把握によって整理された情報をもとに、組織内へ対策の必要性（問題意識）を共有し、対策に向けた意識の統一を図りましょう。

第1章 林業事業体が組織として自らシカの捕獲を進めていくための準備

3. シカ捕獲参画時に生じる課題とその解決方法

林業事業体が新たにシカ捕獲への参画する場合には、組織の体制面の整備（捕獲体制の構築）に際して様々な課題が生じることが予想されます。通常であれば、そうした課題は実際に直面してから対処する場合がありますが、ここでは、よく挙げられる課題とその課題を解決することができる捕獲体制の例を事前にお示しすることで、躓きを少なく捕獲体制の構築するための手順として紹介します。

（1）シカ捕獲参画時に生じる課題の認識

森林組合へのアンケートによって収集された、森林組合が新たにシカ捕獲へ参画する場合に実際に生じている課題を紹介しますので、ご参照いただき、自身の組織において生じる課題の認識に活用してください。その後、認識した課題の解決に必要な体制構築の例を次項から参照してください。

Point

【アンケートにより収集された実際の課題】

- ☐ 捕獲の担い手が不足している
- ☐ 捕獲を行う資金が不足している
- ☐ 捕獲の技術やノウハウが不足している
- ☐ 捕獲個体の処理方法がわからない
- ☐ 林業施業が多忙で捕獲をする時間がない
- ☐ 捕獲に係る許可や捕獲の記録を担える人材がいらない
- ☐ 捕獲事業の実施方法がわからない

（2）認識した課題を解決する捕獲体制

前項でお示した課題を解決することができる捕獲体制として、外部協力者（表1-3-1）を含めた捕獲体制の例を数パターン紹介します（表1-3-2）。

この例を参考に自組織で認識した課題を解決できる捕獲体制のパターンを選択または検討してください。

第1章 林業事業体が組織として自らシカの捕獲を進めていくための準備

Point 表 1-3-1 捕獲体制に含める外部協力者とその作業内容

作業内容	例
【外部協力者】捕獲者	
☐ わなの設置 ☐ 捕殺 ☐ 捕獲個体の処理 ☐ 捕獲技術の移転（講習会等）	・ 猟友会 ・ 被害防止実施隊
【外部協力者】事務	
☐ 捕獲に関する許認可 ☐ 捕獲の記録や提出	・ 猟友会事務局 ・ 森林組合
【外部協力者】専門家	
☐ 捕獲技術 ☐ 捕獲事業の伴走支援 ☐ クマやカモシカの錯誤捕獲対応	・ 研究機関 ・ 野生動物を扱うコンサルタント会社 ・ 地方自治体

Point 表 1-3-2 捕獲体制のパターンと解決される課題

課題	依頼・分担内容
【作業体制】①自組織のみ	
課題が特にない場合は捕獲を実施可能な状態と判断	
【作業体制】②自組織+捕獲者	
☐ 捕獲の担い手が不足している ☐ 捕獲の技術やノウハウが不足している ☐ 林業施業が多忙で捕獲をする時間がない ☐ 捕獲個体の処理方法がわからない	⇒ 捕獲作業を委託する ⇒ 捕獲技術を移転してもらう ⇒ 捕獲作業を委託する ⇒ 地域で実施されている方法で処理してもらう
【作業体制】③自組織+事務	
☐ 捕獲に係る許可や捕獲の記録を担える人材がいない	⇒ 事務作業を委託する
【作業体制】④自組織+捕獲協力者+事務	
☐ 捕獲の担い手や技術に関する課題と許可や記録等の事務に関する課題の双方の解決が必要な場合	⇒ 捕獲者に捕獲作業や技術の移転を委託する ⇒ 事務に捕獲許可や記録の手続きを委託する
【作業体制】⑤自組織+専門家	
☐ 捕獲を行う資金が不足している ☐ 捕獲事業の実施方法がわからない	⇒ 捕獲の事業化による資金獲得を支援してもらう ⇒ 捕獲事業の運営を伴走支援してもらう

第1章 林業事業体が組織として自らシカの捕獲を進めていくための準備

(3) 外部を交えた捕獲体制の構築

選択した捕獲体制パターンに応じて外部協力者となりえる団体や個人にコンタクトをとりましょう。ただし、外部の協力を得て捕獲体制を構築する際には、協力内容について事前に調整を図ることが非常に重要です。下記に調整を円滑に進めるために必要な条件と調整の際に必ず確認すべき項目をまとめましたので、外部協力者と打合せを設定し、確認を行ってください。

協力の合意が得られた後も捕獲期間や必要資材の準備の分担等については、細かく調整を図ってください。

Point

【調整に必要な条件】

- ☐ 必ず捕獲の「実施前」に調整を図る
- ☐ 協力内容について外部協力者の代表者から合意を得る

【調整の際に確認すべき項目】

- ☐ 協力作業内容（捕殺、わな見回り、作業道整備、捕獲個体処理等）とその役割分担
- ☐ 捕獲の方法とその役割分担
- ☐ 作業の実施時期や予定
- ☐ 作業の実施場所やその分担
- ☐ 実際に作業を実施する作業者の想定
- ☐ 協りに係る費用と負担の分担

第2章 組織で行う捕獲の計画の作り方

第2章 組織で行う捕獲の計画の作り方

シカの捕獲を組織として実施する場合には、その活動目標を設定し、組織全体の活動方針の統一を図ることが必要です。そうして設定された活動目標は捕獲の終了後の評価軸として機能し、次の捕獲にフィードバックすることが可能となります。

加えて捕獲を事業で実施する場合にも、捕獲計画を事前に作成し、事業の発注者と共有することで、円滑な事業実施が可能となります。

第2章では、「組織で行う捕獲の計画の作り方」として、前述の活動目標を設定する方法から設定した活動目標を達成するための捕獲計画を立てる手順を紹介します。

第2章の手順

1. 活動目標を設定するための情報収集…P11

- 施業地のシカの痕跡や被害から被害度を判定する

2. 活動目標の設定と進捗管理…P16

- 判定した被害度をもとに対策の活動目標を設定する

3. 捕獲計画の立案…P19

- 活動目標を達成するための捕獲計画を作成する

第2章 組織で行う捕獲の計画の作り方

1. 活動目標を設定するための情報収集

効果の高い対策を実施するためには、1章でご紹介した資料収集により集めた情報に加え、林業施業地での実際の被害状況を把握し、それらで把握された情報に応じた活動目標を設定する必要があります。

(1) 周辺地域における対策の実施状況の把握

捕獲を含む林業施業地の周辺地域の対策状況に関する情報の集め方としては、資料収集をお勧めしています。資料収集の詳しい方法は第1章2.(1)をご参照ください。

(2) 地元の捕獲者による捕獲状況の把握

施業地の周辺地域では、地元の捕獲者がすでに捕獲を行っている場合もあるため、市町村の有害鳥獣捕獲実施隊や地元猟友会の捕獲に関するルールを把握したうえで、調整を行うことが大切です。

(3) 被害状況の確認・判定

林業事業地ではシカによる様々な種類の被害が起こります。それらの被害は一見、同時多発的に起こされているように感じますが、被害を見る目を培うことで、被害度の判定が可能となり、被害度に応じた効果的な対策を検討することも可能になります。

このため、本項ではシカによる一般的な痕跡や被害、林業施業地または周辺の天然林における実際の被害から被害度の判定する基準を紹介します。これらの基準を参考に、施業地において実際に被害度の判定を行ってください。

第2章 組織で行う捕獲の計画の作り方

① シカの痕跡及び被害

【シカの痕跡】

✧ シカの足跡（写真2-1-1）

副蹄の位置が高く跡がつきにくいいため、主蹄の跡のみがつく場合が多い。
イノシシは副蹄の跡がつくことが多いため、見分けられる。カモシカと見分けることは難しい。

✧ シカの糞（写真2-1-2）

2cm程度の俵型となる。バラバラと落ちていることも多いが水分量が多いと数十粒が固まることもある。カモシカの糞との区別は難しい。

✧ シカの寝跡（写真2-1-3）

シカが伏せて休息した跡。他の大型哺乳類との区別は難しいが、落ちている毛によって判別できる場合がある（写真2-1-4）。シカの毛は白く、中が中空となっているため曲げると綺麗にくの字に折れる。



写真2-1-1 シカの足跡



写真2-1-2 シカの糞



写真2-1-3 シカの寝跡（赤丸内）



写真2-1-4 シカの体毛

第2章 組織で行う捕獲の計画の作り方

【シカの被害】

- ✧ シカの角研ぎ跡（写真2-1-5）
シカの角は毎年生え変わるため、角の成長が終わるところである晩夏から初秋に角を研ぐ行動によって樹木の表面が傷つけられる被害。
- ✧ シカの食痕（写真2-1-6）
シカの上顎には門歯（前歯）がなく、下顎の門歯と上顎の歯茎で引きちぎるように採食するため、植物の繊維がつぶされたような食痕となる。植栽を行った初期（稚樹）の段階で多くみられる被害。
- ✧ 樹皮剥ぎ（写真2-1-7）
樹皮を採食する被害。若齢段階から成熟段階の樹木に多く見られる被害。
- ✧ 樹木の枯死（写真2-1-8）
枯死の要因としては、過度な樹皮剥ぎによって成長ができなくなるケースがあり、主に生態系被害として挙げられる。
- ✧ ディアライン（写真2-1-9）
シカの口が届く範囲の樹木の葉がすべて食べられてしまう被害。
- ✧ 土壌浸食または土壌流出（写真2-1-10）
シカによる採食で森が更新できなくなり、裸地化した後に雨によって土壌が流れ出す被害。主に生態系被害として挙げられる。



写真2-1-5 シカの角研ぎ跡



写真2-1-6 シカによるヒノキの食痕

第2章 組織で行う捕獲の計画の作り方



写真2-1-7 樹皮剥ぎ



写真2-1-8 樹木の枯死



写真2-1-9 ディアライン



写真2-1-10 土壌流出がおこる斜面の様子

② 被害度の判定

被害度の判定を行います。被害度は、前項にて紹介した被害がどの程度みられるかで判断します（表2-1-1及び表1-1-2）。

判断された被害度は主にシカの密度（1km²の中に何頭のシカが生息しているか）によって変動します（図2-1-1）。このため、被害度を適切に判断することで、どの程度の対策（捕獲を含む）が必要かを判断することができます。

第2章 組織で行う捕獲の計画の作り方

表2-1-1 被害度の判定指標

指標等		診断事象	低	中	強	激甚
			被害度 1	被害度 2	被害度 3	被害度 4
調査	指標	下層植生	食み痕程度で被害度・種数とも正常	不嗜好性植物がやや優占	不嗜好性植物のみ	裸地か、少数
		樹皮剥ぎ	樹皮剥ぎはほとんどなし	一部の小班で軽度な樹皮剥ぎ	樹皮剥ぎ小班が多い	小班で50%超す被害
		土壌流出	森林内の階層構造発達し、下層植生の被害度が極めて高い	下層植生の被害度が高く、土壌流出は少ない	下層植生が少しあり、表面のみの侵食	裸地に雨裂あり、土砂流出が激しい。溪流に泥分多い
		採食ライン(ディアライン)	ない	まだ明確なラインは出ていない	森林内にくつきり	
		その他				

※林野庁「森林における鳥獣被害対策のためのガイド」から抜粋

表2-1-2 被害度の総合評価

	被害程度	被害度1	被害度2	被害度3	被害度4
	内容	若干の影響に留まる	一部の小班の点在、全体的に影響少ない	森林全体に影響	森林全体に激しい影響

※林野庁「森林における鳥獣被害対策のためのガイド」から抜粋

第2章 組織で行う捕獲の計画の作り方

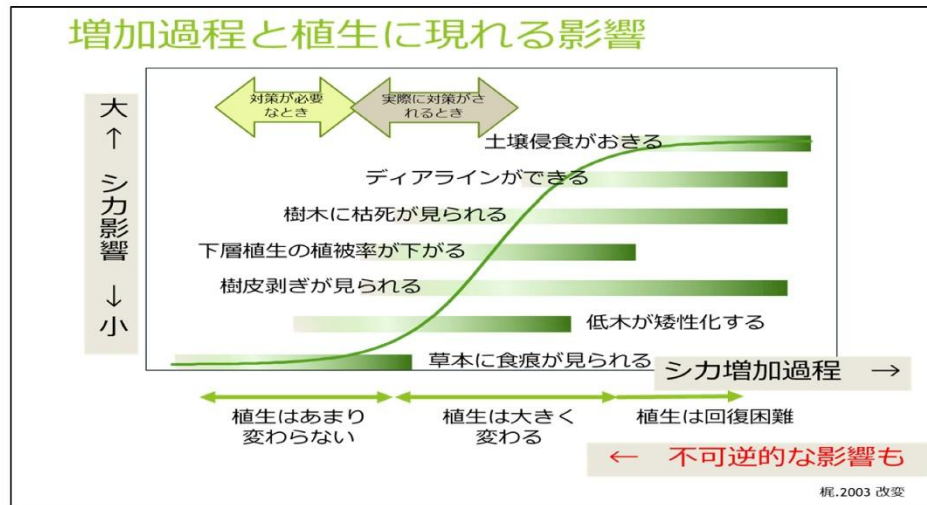


図2-1-1 シカの増加に伴う被害の変化

2. 活動目標の設定と進捗管理

資料収集や被害度の判定で把握した情報をもとに捕獲の実施によって達成したい目標（活動目標）を設定し、その達成進捗管理を行ってください。

例えば、「新植地にて柵の設置がいない状況をつくりたい」のであれば、活動目標を「被害度の1段階低下」や「捕獲の効率化」と設定し、それらを達成するために対策を実施するという流れになります。また、そうして設定された活動目標を確実に達成するためには、捕獲の進捗状況を把握し、適切な作業管理を行う必要があります（図2-2-1）。

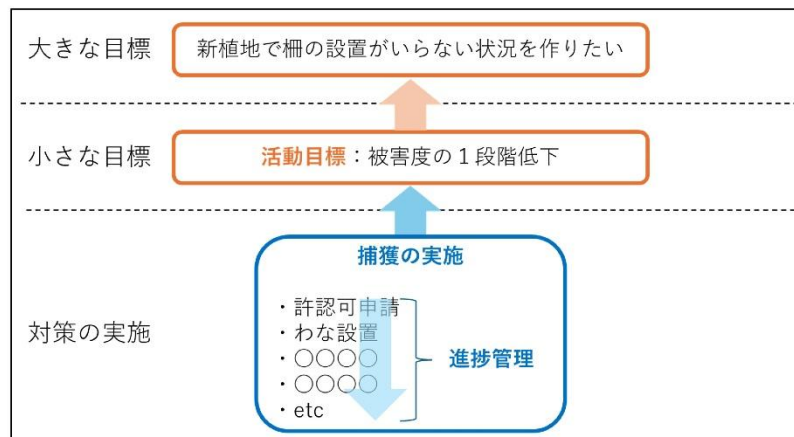


図2-2-1 活動目標の設定とその後の進捗管理の流れ

第2章 組織で行う捕獲の計画の作り方

～捕獲伴走支援の事例～
【実際の活動目標の設定手順】

1. ヒアリングの実施

被支援者の捕獲に関する将来構想や現在感じている捕獲に関する課題を抽出するため、被支援者に対し下記の項目についてヒアリングを実施しました。

✧ 組織情報

- 組織全体の人数
- 捕獲（見回り、捕殺）や捕獲計画の作成等の作業ごとに関わることができる人数
- 狩猟免状の取得状況
- 捕獲の経験

✧ 施業内容

- 年間スケジュール
- 詳細な施業内容
- 1日の作業スケジュール

✧ 現状確認

- シカ対策についてどれくらいの知識があるか
- どの程度のシカ被害があるか
- シカ対策としてどういったことを行っているか

2. ヒアリング内容のまとめ

ヒアリングの中で、被支援者が組織の将来構想を持っており、その将来構想の実現のためにシカ対策の強化・継続に関してモチベーションを感じていることがわかりました。また同時に、将来構想の実現に向けて解決すべき課題を抱えていることも把握することができました。

【組織の将来構想】

- ✧ シカの増加を抑制し地域の里山を守る組織

【抱えている課題】

- ✧ 対策の強化（効率化）
 - シカの対策に関する知識不足
- ✧ 対策の継続
 - 担い手の育成

第2章 組織で行う捕獲の計画の作り方

3. 活動目標の設定

前述の被支援者が課題を解決し、組織の将来構想を実現するため、今年度の活動目標として下記の項目を提案し、今年度の捕獲伴走支援の活動目標として設定しました。

✧ シカ対策のステップアップ

今後、東かがわ市において地域リーダーのような活動ができるようにシカについての知識や対策の技術を移転し、ステップアップをしていただく

✧ 担い手の育成

担い手の育成の仕組みづくりを支援する

第2章 組織で行う捕獲の計画の作り方

3. 捕獲計画の立案

設定した活動目標を確実に達成することができる捕獲計画の作成を行います。

捕獲計画の要素である捕獲期間や捕獲場所、捕獲手法について検討ポイントをご紹介しますので、適宜参照して捕獲計画を作成してください。

また、活動目標を達成するためには、被害度を考慮した対策を実施することが重要です。併せて被害度に応じた対策の例をご紹介します。

表2-3-1 被害度に応じた対策の例

診断	被害程度		被害度1	被害度2	被害度3	被害度4
	内容		若干の影響に留まる	一部の 小班の点在、 全体的に 影響少ない	森林全体に 影響	森林全体に 激しい影響
対策	捕獲	個体数調整 (特定計画)	特定計画に基 づく必要な捕 獲範囲の実施	全体の頭数の 抑制	植生の再生に向けて、短期間 に思い切って頭数を減少	
		小班での捕獲		季節的に高密度 になりやすく、影響が出 始めた場所での捕獲を優先	施業の実施(間伐・新植)に 併せた捕獲の実行	
	忌避剤	優良木のみ	効果あり	効果あり	効果なし	効果なし
	テープ	優良木のみ	—	優先小班で 実行	効果部分的	効果なし
	柵	人工林 施業優先地 (林道沿い・新植)	—	上記 テープ巻きで 対応	新植地等においては、 柵の設置が不可欠	
		天然林等 保護林	—	—	生物多様性維持に必要な植生 は保護のため柵で囲んで回復 させる。その場合、小規模の 柵(パッチディフェンス)の方 がリスクが小	

※林野庁「森林における鳥獣被害対策のためのガイド」から抜粋

第2章 組織で行う捕獲の計画の作り方

(1) 捕獲期間の検討

捕獲期間は実際に被害が起こる時期（シカが林業施業地にいる時期）に合わせて設定します。加えて、シカは季節によって居場所を変えることもあるため、そうしたシカの生態を知り、防ぎたい被害の発生時期と合わせて考えることで、実態に合った捕獲が可能となります。

本項では捕獲期間の検討のため、シカの生態（図2-3-1）と季節ごとに発生しやすい被害（表2-3-1）をご紹介します。

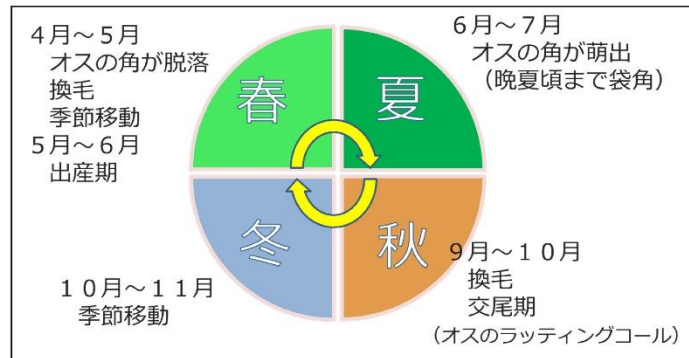


図2-3-1 季節ごとのシカの生態

※用語解説

季節移動：積雪等の影響により季節の変わり目で生息地を大きく変える移動をする行動

交尾期：一部のオスジカが縄張りを形成してハーレムを形成して、繁殖を行う時期

ラッティングコール：交尾期のオスジカが縄張りを主張する特徴的な鳴き声

表2-3-1 季節ごとに発生しやすい被害

季節	発生しやすい被害	被害の特徴
春	採食被害	- 越冬地から季節移動してきたシカによる被害が発生する場合がある - 餌資源が少ない冬の後であるため、用例林への採食被害が多い
夏	採食被害	メスは子育てを行うために狭い範囲にとどまるため、同じ個所で集中して採食被害が発生する場合がある
秋	角研ぎ被害	- 角の成長が終わるための若齢林や成熟林に角研ぎ行動による被害が発生する（晩夏から初秋にかけて発生） - シカの縄張り内に集中して採食被害が発生する - オスジカは縄張りの維持に集中するため採食が減る
冬	樹皮剥ぎ被害	- 積雪の少ない地域で季節移動をしてきたシカによる被害が発生する場合がある - 餌資源が少なくなるため、栄養価の低い樹皮も採食する

第2章 組織で行う捕獲の計画の作り方

(2) 捕獲の実施場所の選定

捕獲場所は、活動目標に合わせて林業施業地及びその周辺の森林から適切な場所を選定することが望ましいです。

このため、本項では捕獲場所を選定するための調査方法と活動目標の例に合わせた選定すべき捕獲範囲（表2-3-2）をご紹介します。

【調査方法】

◇ 痕跡・被害調査

シカの痕跡が多い場所や被害が起きている場所を調査し、痕跡や被害が多い場所を捕獲場所として選定する。

広い範囲を調査するのに向いている調査方法

◇ センサーカメラ調査

動物が前を通ると自動で写真や動画を撮影するカメラ（センサーカメラ）を用いて調査し、シカの撮影が多い場所や被害を出しているシカ（加害個体）がいる場所を捕獲場所として選定する。

広い範囲を調査するのに向いている調査方法であるが多少時間を要する（1週間以上）。写真や動画が撮れるため、加害個体を特定して、移動経路を特定する等の細かい情報を得ることができる。

◇ ドローン調査

ドローンを用いて、実際にシカがいる場所を調査し、シカの多い場所を捕獲場所として選定する。

リアルタイムで広い範囲を調査できるため、効率的な捕獲に繋がる場合が多い。樹冠が閉鎖している林内は見通せず、調査できない場合もある。

表2-3-2 活動目標ごとのやるべき捕獲と捕獲範囲（例）

活動目標	やるべき捕獲	捕獲範囲
大きく被害レベル下げる	・シカの生息密度を下げる	施業地及び周辺の森林
シカによる柵の破損頻度を下げる	・柵周辺のシカを獲る	施業地の周辺周辺 （特に柵の周辺）
少ないがあるシカの被害を無くす	・被害を出しているシカ （加害個体）を獲る	被害が起きている場所

第2章 組織で行う捕獲の計画の作り方

(3) 捕獲手法（わなの種類）の検討

捕獲手法として、シカの捕獲に使用する主なわなは「くくりわな」「箱わな」「囲いわな」の3種類があります。また、くくりわなを使った捕獲は、餌を用いるか（誘引）の有無により手法が異なります。

わなの種類は、わなごとの特徴を把握したうえで捕獲場所や作業員の技術レベル、予算に合わせて適したものを選定する必要があるため、本項では、わなの種類と特徴（表2-3-3）とわなの選択基準（表2-3-4）についてご紹介します。

表2-3-3 わなの種類と特徴

項目	誘引式 くくりわな	箱わな	囲いわな	くくりわな
餌付け	あり	あり	あり	なし
捕獲に必要な 技術レベル	低い	低い	低い	やや高い
止めさし時の 危険性 ^(注4)	やや高い	低い	低い	やや高い
アクセス	作業道から離れても可	作業道近く	作業道近く	作業道から離れても可
作業人数	見回り1～2人 設置1人	見回り1～2人 設置1～2人	見回り1～2人 設置3～4人	見回り1～2人 設置1人
わなの移動性	高い	やや低い	低い	高い
費用（目安）	数千円～	数万円～	数十万円～	数千円～
1回の捕獲数	1頭	1頭～2頭	1頭～複数頭	1頭
捕獲までの期間 （目安）	数日～	数週間～	数週間～	1日～

※林野庁「シカ捕獲技術マニュアル」より抜粋

第2章 組織で行う捕獲の計画の作り方

表2-3-4 わな種類ごとの捕獲場所の適不適

条件		誘引式 くくりわな	箱わな	囲いわな	くくりわな
①	平坦地	◎	◎	◎	△
②	緩い斜面	△	×	×	◎
③	急な斜面	×	×	×	×
④	道路や登山道から遠い	○	×	×	◎
⑤	道路や登山道に近い	△	◎	◎	△
⑥	シカが餌で誘引できる	◎	◎	◎	○
⑦	シカが餌で誘引できない	×	×	×	◎
⑧	シカが大きく群れている	△	△	◎	△
⑨	シカが群れていない	◎	○	×	◎
⑩	クマやカモシカが多い	△	○	×	×

※林野庁「シカ捕獲技術マニュアル」より抜粋、改変

【表2-3-4で×または△の理由】

- ① シカが歩く場所が限定されず、獣道がつきづらいまたは数ある獣道からわなを掛ける獣道の候補が絞りにくい。
- ② 箱わなや囲いわなは設置が難しいため。誘引式くくりわなは餌が安定して置ける場所が少ないため。
- ③ 箱わなや囲いわなは設置が難しいため。誘引式くくりわなやくくりわなは捕獲したシカの止めさし時の安全確保が難しいため。
- ④ 箱わなや囲いわなは資材の運搬に労力がかかるため。
- ⑤ 誘引式くくりわなやくくりわなは、一般の人が誤って近づいた場合に足抜け等が発生し、けがをする危険性が高いため。
- ⑥ 該当なし。
- ⑦ 餌で誘引できない場合には捕獲の効率が著しく落ちるため。
- ⑧ シカの群れのうち1頭がわなにかかった際に、他のシカがわなを警戒してしまうため。
- ⑨ 囲いわなは設置コストが高く、捕獲頭数との採算性が合わないため。
- ⑩ 囲いわなやくくりわなは、クマやカモシカが捕獲（錯誤捕獲）された場合に捕殺や放獣を行う際の安全確保に必要な技術レベルが高いため。誘引式くくりわなは、クマのみが生息している場合にはクマが食べない餌を選択することで使用可能となる。

第3章 林業事業体が実施する捕獲作業の実際

第3章 林業事業体が実施する捕獲作業の実際

林業事業体が実際に捕獲事業を実施する場合には、必要な資材の準備だけでなく、組織として捕獲に関する研修を実施することで、捕獲を実施する従事者を教育し、捕獲の実効性を上げる取り組みが必要になります。捕獲は従事者のケガのリスク等が伴う作業であり、そうした事故が起こった場合は、捕獲事業の継続に支障をきたす場合があります。そのため、特に安全管理については、徹底して研修等の取り組みを行う必要があります。

第3章では「林業事業体による捕獲作業の実際」として、捕獲の実施ために必要な許認可申請や資材、体制等の準備から、それらを用いた実際の捕獲の実施手順について、事例とともに紹介します。

第3章の手順

1. 捕獲作業に関する許認可申請…P25

- 捕獲を実施するために必要な許認可申請を行う

2. 捕獲に必要な資材の準備…P25

- 捕獲資材として作業書や規程、捕獲道具を準備する

3. 捕獲作業をその安全管理に関する研修…P29

- 捕獲の作業レベルを向上させるために研修を実施する

4. 捕獲作業の実施方法…P31

- 実際に捕獲を実施する

第3章 林業事業体が実施する捕獲作業の実際

1. 捕獲作業に関する許認可申請

捕獲作業を実施するために捕獲の許可を取得します。

捕獲許可の許可権限者は捕獲の目的や制度区分で変化しますので、詳しくは捕獲を実施する地域の都道府県または市町村にご確認ください。

また、事業で捕獲を実施する場合には、事業の発注者と必要となる許認可申請の内容について、事前に確認を行っておくことが大切です。

加えて、捕獲を実施する場所によっては捕獲許可以外の許可が必要となることがあるため、以下に捕獲許可を含めた想定される許可の区分とその項目、申請先についてご紹介しますので確認のうえ許認可申請を行ってください（表 3-1）。

☑Point 表 3-1 想定される捕獲許可とその許認可申請先

許可項目	許可区分	申請先
☐ 有害鳥獣捕獲または個体数調整捕獲	捕獲許可	都道府県または市町村
☐ 指定管理鳥獣捕獲等事業捕獲		都道府県
☐ 特別保護地区内での鳥獣の捕獲		環境省
☐ 国有保安林への入林	土地の立ち入り及び作業許可	林野庁
☐ 自治体の所有林への入林		管理する地方自治体
☐ 民有林への入林		土地所有者または管理者
☐ 林道の通行	通行許可	林道の管理者

2. 捕獲に必要な資材の準備

(1) 標準作業書の作成方法

捕獲作業には様々な段階があり、作業の内容や気を付けるべきことを最初からすべて把握することは困難です。そうした状況の中で捕獲を円滑に実施するために、捕獲作業を段階ごとにその作業内容や安全管理に関する項目を簡潔にまとめた標準作業書を作成します。

標準作業書は作業の円滑な実施だけでなく、担い手の育成の観点においても非常に役立つ資料となります。

本手順書には、別添としてその作成例を掲載しますので、実施する捕獲作業の内容に合わせて適宜編集してご活用ください。ただし、捕獲作業を安全に実施するために必要となる下記の項目については必ず記載するようにお願いいたします。

第3章 林業事業体が実施する捕獲作業の実際

☑Point

【標準作業書に必ず記載する内容】

- ☐ わなの設置方法
- ☐ 見回りの方法
- ☐ 止めさしの方法
- ☐ 錯誤捕獲発生時の対応方法
- ☐ 緊急連絡体制図

(2) 安全管理規定の位置づけとその作成方法

前項で作成を推奨した標準作業書のなかに基本的な作業の安全管理に関する項目を記載したところですが、捕獲事業を実施する場合には、組織としての安全管理体制を整えるために別途「規程」としての枠組みでの安全管理に関する基準が必要です。このため、参考となる安全管理規程例（別添）を紹介しますので、実施する捕獲作業に合わせて適宜編集してご活用ください。

(3) 捕獲作業記録様式の準備

捕獲作業を適切に管理し、捕獲結果の評価を行うためには、捕獲作業の記録を残すことが必要です。

多くの場合、捕獲許可を得て捕獲を実施する時には、許可権限者より記録様式が提供されますので、様式に従って提出をお願いします。様式は地域によって様々ですが、捕獲作業の管理や振り返りを行うために下記の項目については、様式に記録項目がない場合でも毎日の作業記録（日報）として別途記録することをお勧めします。

☑Point

【記録すべき項目】

- ☐ 従事内容（わな移設、わな撤去、見回り、捕獲候補地下見）
- ☐ 従事人数
- ☐ わな設置基数

(4) 捕獲資材の準備

捕獲作業で使用する資材は、捕獲現場の状況で多少内容が変化しますが、基本的な資材はある程度共通しています。本項ではそうした基本的な捕獲資材を捕獲作業の段階ごとにチェックリストとしてまとめましたので、捕獲資材の準備時にご活用ください。

第3章 林業事業体が実施する捕獲作業の実際

☑Point

捕獲資材チェックリスト

0. 全ての作業に共通
 - ☐ 作業に適した服装（肌が露出しない上下の作業服、長靴、手袋、ヘルメット）
 - ☐ レインウェアや防寒着
 - ☐ 水や行動食
 - ☐ 無線機や携帯電話等の連絡機器
 - ☐ 地図とコンパスやGPS 機器等の自分の現在位置を確認する道具
 - ☐ 救急セット
 - ☐ 従事者証や入林許可証等の作業許可書類
 - ☐ クマスプレー…クマが生息している地域のみで必要
1. 捕獲場所の選定時
 - ☐ センサーカメラ…捕獲範囲が広い場合や加害獣の特定に有効
 - ☐ 誘引餌（ヘイキューブ、鉈塩など）…事前誘引を行う場合に必要
2. わなの設置時
 - 箱な、囲いわな
 - ☐ わな本体（本体、安全装置、トリガー部、蹴り糸など）
 - ☐ わな看板（捕獲許可番号等を記載）
 - ☐ 誘引餌（ヘイキューブや鉈塩など）
 - ☐ ねじりっこなどの看板の固定具
 - ☐ ピンクテープ…わなの位置が確認しやすくなる
 - ☐ 自動通報装置…わなの遠隔管理が可能となる
 - ☐ 注意看板…一般の人の生活圏の近くにわなを掛ける場合に必要
 - ☐ 鍬やシャベル…土を均したりするために必要
 - ☐ ペンチ…トリガー部のセットや金網の補修等に必要
 - ☐ 鎌や剪定ばさみ…わなへの道やわなの周囲の環境を整えるために必要
 - くくりわな
 - ☐ わな本体（くくりワイヤー、踏板、ストッパー、シャックルなど）
 - ☐ わな看板（捕獲許可番号等を記載）
 - ☐ ねじりっこなどの看板の固定具
 - ☐ ピンクテープ…わなの位置が確認しやすくなる
 - ☐ 自動通報装置…わなの遠隔管理が可能となる
 - ☐ 誘引餌（ヘイキューブや鉈塩など）…誘引をする場合に必要
 - ☐ 山菜堀ナイフやイカ型鍬…土を掘るために必要

第3章 林業事業体が実施する捕獲作業の実際

- ☐ ペンチ…シャックルの締め込みなどに必要
- 3. わなの見回り時
 - 見回り資材
 - ☐ 設置時の資材…わなの移設やかけなおし作業に必要
 - ☐ 誘引餌…誘引をしている場合には追加給餌が必要
 - ☐ 双眼鏡…遠方からの捕獲確認に有効
 - 止めさし資材
 - ☐ ハンマーや鳶口等の殴打器具と槍やナイフ等の刺殺器具…気絶させた後に放血させることで止めさしを行う際に必要
 - ☐ 電殺機とゴム手袋、ゴム長靴…電殺機で止めさしを行う際に必要
 - ☐ スネアやロープ、足錠、チョンがけ等の捕獲個体保定器具…くくりわなで必要
 - ☐ 棒…箱わな内での捕獲個体の行動制限に有効
 - ☐ ポケットネット…囲いわなの止めさしに有効
 - 捕獲個体記録資材

※記録方法は捕獲現場によって異なるため、取捨選択が必要

 - ☐ カメラ
 - ☐ メジャー
 - ☐ カラースプレー（青や白などの目立つ色）
 - ☐ 表示板（ホワイトボード、黒板）と記入用のペン
 - ☐ 記録用紙
 - ☐ 証拠品採取用の袋（尾や耳が入るサイズ）
- 4. 捕獲個体搬出時
 - ☐ スリング（幅が広いもの）…捕獲個体を引いて移動する際に使用
 - ☐ 滑車とロープ…張力を使って斜面を登る際に必要
 - ☐ ソリ…凹凸の少ない地面や雪面で有効
- 5. 錯誤捕獲発生時（小中型哺乳類）

※クマやカモシカ等の大型哺乳類の錯誤捕獲時はわな設置地域自治体に相談が必要

 - ☐ 盾（大人1人が身をかがめて隠れられるサイズ）
 - ☐ ワイヤークッター…くくりわなのワイヤーを切るために必要
 - ☐ ネット

第3章 林業事業体が実施する捕獲作業の実際

3. 捕獲作業とその安全管理に関する研修

研修は、捕獲に関わる方の捕獲作業水準や安全管理水準を短期間で向上させるために非常に有効な方法となります。

研修では、捕獲作業の基本である「安全管理」と「関係法令」、「捕獲手法」について学ぶことを推奨します。また、事業により捕獲を実施する際には、捕獲事業を円滑に進めるため、上記に加えて「捕獲事業の工程管理」についても学ぶことを推奨します。

これらの研修項目は、環境省鳥獣保護管理室のウェブサイトに掲載されている認定鳥獣捕獲等事業者講習テキストや習熟度確認テストで学ぶことができますので、適宜ご活用ください。

参考：環境省鳥獣保護管理室ウェブサイト 講習実施に係る資料類のダウンロードページ
<https://www.env.go.jp/nature/choju/capture/download.html>

第3章 林業事業体が実施する捕獲作業の実際

～捕獲伴走支援の事例～

【研修会】

捕獲伴走支援では、被支援者の活動目標である「シカ対策のステップアップ」や「担い手の育成」を目的として、2日間（1日目は全日、2日目は半日）の工程で研修会を実施しました。

研修会で行った研修項目を下記に詳細とともに記しますので、研修実施の際の参考としてご活用ください。

【研修の項目】

座学Ⅰ：鳥獣捕獲事業の工程管理

鳥獣捕獲等事業の基本的な工程管理の方法についての講義

座学Ⅱ：鳥獣捕獲事業の安全管理

鳥獣捕獲等事業の基本的な安全管理の方法についての講義

座学Ⅲ：鳥獣の捕獲や被害対策に関連する法令等

鳥獣保護管理法・鳥獣被害対策特措法などについての講義

座学Ⅳ：シカによる被害の対策：里山編

里山におけるシカによる被害対策についての講義

実習Ⅰ：シカの被害対策及び誘引捕獲方法

シカ等の野生鳥獣による被害対策とシカの誘引捕獲方法について説明、実演

- ・ 箱わなの及びくくりわなの設置方法について実演
- ・ 誘引捕獲方法について説明
- ・ シカの痕跡について説明
- ・ 錯誤捕獲の対応方法実演
- ・ わな設置及び捕獲記録アプリの説明、体験
- ・ センサーカメラの操作、設置方法を説明、実演
- ・ 防鹿柵及び電気柵の設置方法を農地に設置されている柵を見ながら説明

第3章 林業事業体が実施する捕獲作業の実態

4. 捕獲作業の実施方法

捕獲作業は、「捕獲」以外にも様々な内容の作業があり、それぞれに一定のノウハウが存在しています。本項では、そうした捕獲作業の段階に合わせてその実施方法やノウハウ、注意点等を紹介します。

(1) わなの設置場所の選定

捕獲の成否や効率は、わなを設置する場所によって大きく変動します。このため、捕獲場所は以下の基準に沿って選定する必要があります。

Point

【わなの設置場所の選定基準】

- ☐ 捕獲の可能性が高い場所
 - ☐ 新しい痕跡が多い場所
 - ☐ 誘引餌がよく食べられている場所
 - ☐ センサーカメラによるシカの撮影回数が多い場所
- ☐ 安全に作業ができる場所
 - ☐ 見通しが良い場所
 - ☐ 急な斜面ではない場所
 - ☐ 直径 20 cm以上の根付木がある場所…くくりわな
- ☐ 作業の効率性が高い場所
 - ☐ 作業道に近い場所
 - ☐ シカの食害から守りたい場所

(2) わなの設置

わなの設置方法は捕獲実施者によって様々な流儀がありますが、ここでは基本となる設置方法を紹介します。

① 箱わな及び囲いわな

I. わなの運搬、仮設置（稼働はしない）

選定した捕獲場所にわなを運搬します。わな資材は重量があるため2人以上で協力して運搬してください。

運搬後はわなを組み立て、稼働しないように安全装置をかけてください。

稼働はしていない状態であっても管理者を示しておくために標識の取り付けが必要です。

II. 餌付け

箱わなや囲いわなは餌でシカを誘引して捕獲するわなであるため、わなにシカを慣れさせて確実に捕獲するために馴致期間を設けます。

第3章 林業事業体が実施する捕獲作業の実際

馴致期間は3～7日間程度で、最初はわなの外や入り口に餌を置き、採食が確認できれば徐々にわなの奥に餌を置くようにしていきます。

III. わなの稼働

わなの奥の餌の採食が確認できた段階で、トリガー部をセットして安全装置を外し、わなを稼働させます。

② くくりわな

I. 獣道を探す

わなを設置する獣道を探します。獣道とはシカ等の動物が山の中を歩いてできる道のことで、1度そういった獣道が作られると、シカは繰り返しその道を歩くことがあります。獣道は新しいシカの足跡や枯葉がどかされ土が露出していたり、踏圧によって植物が薄くなっている等のシカの痕跡の濃い場所を選びましょう。

II. 根付木を探す

獣道を見つけたら、次に獣道上に安全にわなを掛けられる根付木のある場所を探します。根付木は捕獲があった際にアンカーとしての役割を果たせる直径20 cm以上の健全な木を選んでください。

III. ワイヤーを根付木に固定し、わなを埋める

くくりわなのワイヤーを根付木に固定し、わなを稼働状態とします。その後、わなを埋めていきます。わなはわなをわずかに覆う土が地面と同じ高さとなるように埋めてください。わなを覆う土は最低限わなが隠れる量とし、枝や石等のわなの作動に緩衝するものは置かないようにします。特に枝はわなが作動した場合にワイヤーとシカの足のあいだに入ること、潤滑材の役割を果たし、シカがわなから抜けてしまう要因となるため注意しましょう。

(3) 見回り

稼働したわなの見回りは、事故防止や動物福祉の観点から毎日の実施が推奨されています。毎日の見回りは捕獲時のワイヤーの断裂や捕獲個体の足ちぎれ等のリスクの回避につながるだけでなく、わなの状態の確認や見回り時に腐敗した餌を交換することにより捕獲効率の向上も見込むことができます。

毎日の見回りは大変労力のかかる作業ですが、通信機能付きセンサーカメラや自動通報装置を活用することによって労力を減らすことも可能です。

見回り時は必ず斜面の上部からわなに近づき、双眼鏡等を使ってできるだけ遠方から捕獲の有無を確認してください。

第3章 林業事業体が実施する捕獲作業の実際

(4) 止めさし

見回り時に捕獲が確認できた場合は、わなに近づく前に以下のことを追加で確認し、安全を確かめてください。少しでも不安がある場合は、銃による遠方からの止めさしを実施してください。

☑Point

【止めさしを行う際に確認すること】

- ☐ シカの可動範囲
- ☐ ワイヤーの状態（ワイヤーの破損、キンク等）
- ☐ 拘束状況（足の拘束位置、足の損傷等）
- ☐ 根付木の状態（ぐらつきや折れにつながるひび等）

止めさしの方法は、わな設置の方法同様に様々な流儀が存在しますが、ここでは基本的な作業方法を紹介します。

止めさしが不十分な状態で捕獲個体の拘束を解くことは大変危険ですので、必ず瞳孔の開きや呼吸運動の停止等から死亡を確認しましょう。

③ ナイフによる止めさし

I. 保定する

くくりわなの場合は、スネアやロープ、足錠等を使って捕獲個体を保定します。

保定具を捕獲個体の首や角、わなにかかっている体格の足にかけ、その後根付木と対角線の位置に固定することで捕獲個体の不動化が完了となります。

箱わなの場合は、

II. 気絶させる

保定後、捕獲個体の頭部をハンマーや鳶口等で殴打することによって脳震盪を起こし、気絶させます。

III. ナイフにより止めさしをする

ナイフや槍を用いて捕獲個体の心臓または心臓から首につながる動脈を切ることで出血死させます。

心臓の場合はシカの前足の付け根付近の肋骨の間に真横から、動脈の場合はシカの首元に正面から刃物を刺すように止めさしをします。

④ 電殺機による止めさし

I. 保定する

①と同様に保定します。

II. 気絶させる

①と同様に気絶させます。

第3章 林業事業体が実施する捕獲作業の実際

III. 電殺機により止めさしをする

電殺機での止めさしは必ずゴム手袋とゴム長靴を着用してください。

強い雨の日の電殺機による止めさしは大変危険ですので、止めさしの方法を変更してください。

くくりわなの場合は、電殺機の電極を捕獲個体の心臓を挟むように2か所に刺し込みます。

金属製の箱わなの場合は、箱わなにアースを取り付け、アースにつながった電極を捕獲個体に刺し込みます。

電殺機は2分程度を目安として電極を刺し続ける必要があります。

(5) 錯誤捕獲対応

わなを使用した捕獲は錯誤捕獲の可能性を完全になくすことは困難ですが、その以下のことを考慮することで、その可能性を下げることは可能です。

☑Point

【錯誤捕獲の可能性を下げるために確認すべきこと】

- ☐ クマやカモシカの痕跡のある場所にはわなを掛けない
- ☐ シカのみを誘引する餌（ヘイキューブ）を使用する
- ☐ くくりわな同士の間隔を離す（クマが捕獲個体に誘引される恐れがあるため）

また、錯誤捕獲が起こった場合には、事故防止のために迅速な対応が求められますので、対応を事前に決めておくことが大切です。

クマやカモシカ等の大型哺乳類の放獣対応は、非常に専門性が高く危険性も大きい作業ですので、事前に捕獲許可権限者や捕獲事業の発注者と対応（専門業者に放獣してもらおう等）について協議しておく必要があります。

タヌキやキツネ等の中小型哺乳類の錯誤捕獲については、盾やスネア等を用いて不動化した後わなを解除して放獣してください。

第3章 林業事業体が実施する捕獲作業の実際

～捕獲伴走支援の事例～
【捕獲作業】

【わな設置作業への同行による支援】

活動目標である「シカ対策の知識のステップアップ」と「担い手の育成」を達成するため、実際に捕獲を始める段階における支援として、被支援者の新人（わな捕獲の経験の少ない作業員）のわなの設置現場に同行して以下の項目について指導しました。

✧ 連絡体制の再確認

標準作業書を配布し、標準作業書内の緊急連絡体制の内容を再度確認しました。

✧ ドローン調査結果をもとにした捕獲場所の検討

被支援者とともにドローン調査結果から捕獲場所を検討しました。捕獲場所は、ドローン調査の結果シカが多く発見された場所のうち、被支援者がまだ捕獲をしていないエリアから選定しました。

✧ 痕跡の発見方法の説明

選定した捕獲場所において実際の痕跡を発見し、痕跡の内容を説明しました。また、痕跡の多さや新しさ等について、わなを掛ける位置を選定するために重要な情報を説明しました。

✧ くくりわなの設置方法（誘引含む）

くくりわなの設置方法として下記について説明し、実際に被支援者にわなを設置していただきました。

IV. わなの設置位置までのアプローチとして、獣道をなるべく歩かず迂回して設置位置を探す方法

V. 誘引方式（小林式等）に合わせた誘引餌の撒き方（図3-4-1）

VI. くくりわなの設置方法として、わなへの土のかぶせ方や跨ぎ木や障害物を使用したわなのかけ方、わなの部品（ワイヤー及びシャックル）が損傷しにくい根付木への固定方法等

✧ センサーカメラの設置

センサーカメラの設置方法を指導し、被支援者にセンサーカメラの設定から設置までをしていただきました（写真3-4-1）。

第3章 林業事業体が実施する捕獲作業の実際

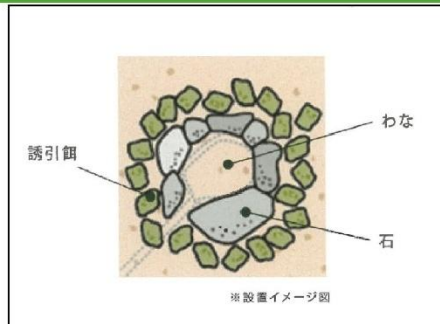


図3-4-1 小林式における餌の撒き方
※林野庁「シカ捕獲技術マニュアル」より抜粋



写真3-4-1 設置されたセンサーカメラ

【わなの見回り作業への同行による支援】

捕獲の実施中における支援として、わなの見回り作業に同行し、以下の項目について確認、指導しました。

✧ 安全な止めさし方法

見回り時にイノシシが罠にかかっていたため、安全な止めさし方法に保定の方法や止めさしの手順について指導しながら被支援者に実際に止めさしをしていただきました（写真3-4-2）。

✧ わなのメンテナンス

設置されたわな及び捕獲があったわなのメンテナンス方法としてわなのカムフラージュの状況の確認方法やワイヤーのキンクの判別方法等について指導しました。

✧ 誘引餌の状況の確認

誘引餌の状況を確認し、追加給餌の必要性を判断する要素である、餌の状態（腐敗状況）の判別や採食状況、周囲の痕跡の判別方法を説明しました。

✧ センサーカメラの撮影状況の確認

センサーカメラの撮影状況から今後の捕獲についてのアドバイスをを行いました。



写真3-4-2 捕獲され保定されたイノシシ

第4章 捕獲の効果を測るために必要なこと

第4章 捕獲の効果を測るために必要なこと

捕獲は実施するだけでなく、その結果を適切に把握することによって設定した活動目標が達成されたか等の効果を測ることが可能となります。

また、捕獲事業を実施する場合には、捕獲結果は事業の成果物として提出する必要があります。

そうした捕獲の結果をきちんと把握するためには、捕獲前の被害状況の判定記録や捕獲作業の状況を記録しておく必要があるため、第4章では、「捕獲の効果を測るために必要なこと」として被害状況の再確認や捕獲記録等の確認を行う手順を紹介します。

第4章の手順

1. 捕獲記録や作業記録の確認…P38

- 捕獲の進捗や結果を把握する

2. 被害状況の再確認…P38

- 捕獲の効果を評価する

第4章 捕獲の効果を測るために必要なこと

1. 捕獲記録や作業記録の確認

捕獲の状況を適切に現場監督者が把握し、捕獲作業の軌道修正や振り返り等を行うために必要な各種記録と確認に必要な視点をご紹介します（表4-1-1）。

加えて、捕獲事業を実施する場合には捕獲記録や作業記録を指定された様式に合わせて記載し、提出しなければならない場合がありますので、事前に事業発注者と確認しておくことが大切です。

Point 表4-1-1 記録の確認項目と確認の視点

記録項目	確認の視点
【記録】捕獲記録	
☐ 捕獲日 ☐ 捕獲頭数 ☐ 捕獲個体情報（雌雄、成幼等） ☐ 捕獲場所	・捕獲個体情報から雌雄や成幼の傾向などを把握し、活動目標の達成に寄与しているか判断する ・捕獲場所から捕獲が集中している場所があれば、その要因を追加調査する
【記録】作業記録	
☐ 作業日 ☐ 捕獲頭数 ☐ 作業内容 ☐ わなの設置数	・捕獲期間中の総捕獲頭数をわなの設置数の総計で割り、わな1基日ごとの捕獲効率を算出して近隣の捕獲効率と比較することで、効率的な捕獲が行えているかやシカの密度が低下しているか等を判断する ・作業内容から林業施業とのスケジュール調整を行い、無理のなく捕獲作業ができる環境を整える
【記録】被害記録	
☐ 被害度 ☐ 柵の破損	・捕獲の前後で被害度を判定し、捕獲の効果を判断する ・柵の破損頻度の増減から捕獲の効果を判断する

2. 被害状況の再確認

前項の記録の確認に合わせて、捕獲の効果を判断するために捕獲の実施後に被害状況の再確認として被害度の判定を行います。

被害度の判定方法は2章1.（2）でご紹介した方法で実施してください。また、判定を行う時期は捕獲前と同じ時期とし、シカの季節的な行動や植物の状況等による変化を受けないように注意してください。

第5章 状況に合わせた捕獲計画の改善方法

第5章 状況に合わせた捕獲計画の改善方法

シカは、季節や栄養状態、捕獲等の対策の状況に応じてその行動を変えてることがあります。こういった変化するシカの行動に対応し、効率的に捕獲を実施し続けるためには、シカの行動に合わせて順応的に捕獲計画を改善していく取り組みが必要です。

また、捕獲計画は活動目標の達成のために作成されていますので、その達成状況を確認し必要であれば捕獲の計画を改善する取り組みも同時に必要となります。

第5章ではこうした現場や活動目標の達成の「状況に合わせた捕獲計画の改善方法」を活動目標の再設定方法から設定した活動目標に合わせた改善の事例を紹介します。

第5章の手順

1. 状況に合わせた目標の再設定…P40

- 捕獲の評価から次の捕獲の活動目標を設定する

2. 活動目標に合わせた捕獲体制や捕獲計画の改善…P40

- 再設定した活動目標を達成するために捕獲体制や捕獲計画を改善する

3. 改善に伴って変更が必要となる場合がある項目…P41

- 改善に伴って変更が必要となる場合がある項目を確認し、改善する

第5章 状況に合わせた捕獲計画の改善方法

1. 状況に合わせた活動目標の再設定

第4章でご紹介した記録や被害状況の再確認を総合して、活動目標の達成状況を判断し、そこから活動目標を再設定する流れをご紹介します（図5-1-1）。

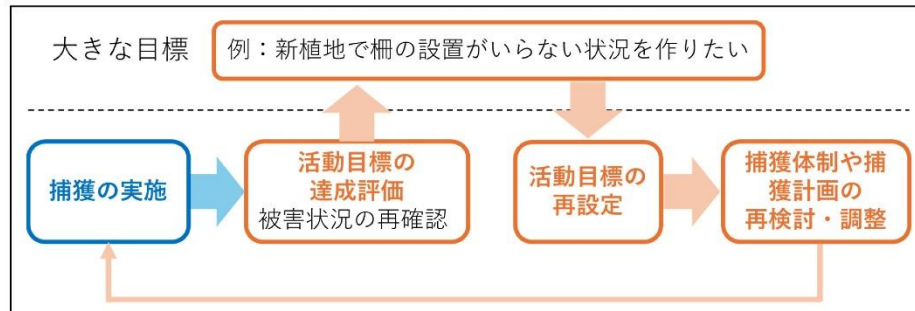


図5-1-1 活動目標の再設定の流れ

2. 活動目標に合わせた捕獲体制や捕獲計画の改善方法

再設定した活動目標に合わせて捕獲体制や捕獲計画を改善する際に着目すべきポイントを紹介するので、ご参照いただき、必要があれば改善作業を行ってください。

Point

【着目ポイント】

- ☐ 捕獲体制
 - ☐ 新たに必要役割はないか
 - ☐ 外部の協力体制（役割分担）の見直しは必要ないか
- ☐ 捕獲期間
 - ☐ 期間の見直しは必要ないか
 - ☐ シカの生態に考慮した適した時期に捕獲ができるか
 - ☐ 施業スケジュールとの調整を行ったか
- ☐ 捕獲場所
 - ☐ 捕獲場所の見直しは必要ないか
 - ☐ 新たな捕獲場所の調査は必要か
 - ☐ 土地の所有者等の許可は得たか（同じ場所では実施する場合は再度）
- ☐ 捕獲方法
 - ☐ 捕獲方法の見直しは必要ないか
 - ☐ 特定のわなにシカが警戒していないか
 - ☐ 餌の誘引状況に変化はあるか

第5章 状況に合わせた捕獲計画の改善方法

3. 改善に伴って変更が必要となる場合がある項目

捕獲体制や捕獲計画の改善に伴って変更が必要となる場合がある項目について記載しますので、必要に応じて変更作業をしてください。

☑Point

【変更が必要となる場合がある項目】

- ☐ 標準作業書
- ☐ 安全管理規程
- ☐ 捕獲資材
- ☐ 研修内容
- ☐ 捕獲許可項目
- ☐ 1日の捕獲作業スケジュール
- ☐ 記録項目

～捕獲伴走支援の事例～
【活動目標の再設定】

【ヒアリングによる活動目標の再設定の支援】

捕獲伴走支援の終了に際してヒアリングを行い、活動目標の達成に関する確認と次年度以降の捕獲に向けた活動目標の再設定を支援しました（表5-3-1）。

【概要】

- ◇ 今年度の活動目標は達成された
 - 研修により組織全体のシカ対策のステップアップが図れた
 - 新人の捕獲作業へ同行したことにより新人が経験できる捕獲経験が多くなったことで、新たな担い手である作業員の技術向上が図れた
 - 研修内容を参考にした指導や標準作業書により、新たな担い手に技術を伝える方法を確立された
- ◇ 新たな課題と改善支援
 - ドローン調査を行う時期
 - 支援者から香川県に対し、こうした状況のフィードバックを行い、今後の改善を図ることを提案
 - 安全を担保した作業体制の再構築
 - 被支援者の実態に合わせた体制のブラッシュアップとして、見通しが悪い場所の見回りや止めさしを行う場合のみ、必ず複数人で対応する体制を提案
 - 新人の育成体制
 - 新人の育成体制として、多忙な若い世代である新人を班編成に組み込み、ベテランへの同行やわなの見回りの代行など、複数人でわなを管理する体制を提案
 - 誘引捕獲の継続
 - 誘引餌については、しばらく様子を見て採食が無ければ誘引効果をより強化するために醤油や塩をまくことも有効であると説明。それでも効果が無ければ誘引が難しいと判断し、獣道にわなを設置する方法を主に活用すべきであると助言した

第5章 状況に合わせた捕獲計画の改善方法

◇ 次年度の活動目標

- 現状の体制を継続し、担い手の育成を続けていく。
- 適宜捕獲状況の振り返りを行い、技術及び安全管理の強化や活動目標の再認識を行う。
- 捕獲だけでなく被害対策にも積極的に関わる。

表5-3-1 ヒアリングの内容

現状の捕獲作業について	【質問】 作業に無理はないか（ヒヤリハット等含む）。 【回答】 ・ これまでも捕獲を実施してきたので特に無理は感じない。研修で学んだことも安全管理等に生かしている。
	【質問】 困りごとや要望はないか。 【回答】 ・ ドローンの調査の時期が遅かった。捕獲開始当初に捕獲数が集中している状況であるため、早い時期に調査ができればもっと成果が出たように思う。 ・ 研修で学んだ安全管理面を考慮して複数人で作業ができるように班編成をしたため、班で時間を合わせる等の手間が新たに発生した。
	【改善支援】 ・ 支援者から香川県に対し、こうした状況のフィードバックを行い、今後の改善を図る。 ・ 被支援者の実態に合わせた体制のブラッシュアップとして、見通しが悪い場所の見回りや止めさしを行う場合のみ、必ず複数人で対応する体制を提案した。
	【質問】 新人のステップアップ状況はどうか。 特別な支援が必要か。 【回答】 ・ 実際に現地で新人に指導していただけてよかった。初めて自分のかけたわなで捕獲を経験できた新人もあり、良い経験になったと思う。 ・ 今回の研修のような機会は、新人だけでなくベテランも学ぶことが多かったと感じている。ベテランメンバーは今まで自己流でやってきたものに新しい知見を加えて確実にステップアップできたと感じている。 ・ 今回の支援を受けた経験から、新人に捕獲の成功体験を積ませ

第5章 状況に合わせた捕獲計画の改善方法

	ることは技術の向上意欲にもつながることがわかったため、今後は新人をなるべく現場連れていくような体制を検討している。 【改善支援】 ・新人の育成体制として、多忙な若い世代である新人を班編成に組み込み、ベテランへの同行やわなの見回りの代行など、複数人でわなを管理する体制を提案した。 【質問】 支援の中で設置したセンサーカメラの撮影映像にはシカがかなりわなや誘引餌を警戒している様子が映っており、捕獲の継続によってスレが生じている可能性が示唆された。この状況から今後の捕獲をどう続けるべきと考えているか。 【回答】 ・誘引餌についてはもう少し様子を見て使用を続けるか判断したい。 ・わなについては10日程度設置して、捕獲が無ければ警戒されていると判断して移設をすることを考えている。 【改善支援】 ・誘引餌についてはしばらく様子を見て採食が無ければ、誘引効果をより強化するために醤油や塩をまくことも有効であると説明した。それでも効果が無ければ誘引が難しいと判断し、獣道にわなを設置する方法を主に活用すべきであると助言を行った。 ・わなはある程度1か所に集中して設置している場合が多いため、そうした場所にセンサーカメラを設置し、誘引の状況等を確認することを提案した。
活動目標の達成について	【質問】 今回の支援によって活動目標は達成されたか 【回答】 ・新人からベテランまでシカ対策を幅広く学ぶことができたので達成できたように思う。 ・シカの対策及び捕獲作業の安全管理面のスキルアップが最も大きい成果であった。 ・運用するわなを増やしたことで経験が得られる機会が増えたため、担い手育成のスピードが速まったように思う。 ・ドローンによる調査は、今まで入っていなかったところで捕獲をするいいキッカケになった。 ・複数人で作業をする体制を設けたことが、担い手の育成や安全の向上に大きくつながったと感じている。 ・センサーカメラがこんなに便利なものであることを知れたことはよかった。今後の活用を検討したいと思う。

第5章 状況に合わせた捕獲計画の改善方法

		【質問】 今年度の支援で新たに見つかった課題はあるか。 【回答】 ・今年度の捕獲支援は個別指導で実施たため、実際に新人が経験を 得られた機会が多く、意欲にもつながった。これまで猟友会 では新人講習として大人数を相手に講義を実施しているのみで あったが、こうした個別指導を取り入れるべきだと感じた。
		【質問】 伴走支援によって活動目標は達成されたか。 【回答】 ・新人からベテランまでシカ対策について学ぶことが多かった。 内容も柵の設置から捕獲まで幅広く学べたので達成できたと考え ている。
	次年度以降の対策について	【質問】 次年度以降の活動はどのように考えているか。 活動目標はあるか。 【回答】 ・ベテランは捕獲に慣れており活動が形骸化してきていると感じ ていたため、今回の支援は良い刺激になった。学んだことを生 かしてさらに活動的に捕獲を継続していきたい。 ・技術や安全管理面としてはひとまず今回学んだことを再確認し て、強化していくことを目標としたい。 ・担い手の育成についても今回作った体制で続けていきたい。 ・これからは捕獲だけでなく農家への被害対策のアドバイス等も していきたい。 【提案した活動目標】 ・現状の体制を継続し、担い手の育成を続けていく。 ・適宜捕獲状況の振り返りを行い、技術及び安全管理の強化や活 動目標の再認識を行う。 ・捕獲だけでなく被害対策にも積極的に関わる。

参考文献

参考文献

林野庁. 森林における鳥獣被害対策のためのガイドー森林管理技術者のためのシカ対策の手引き
ー. 平成 24 年版, 林野庁, 2014.

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/hogo/higai/tyouju/attach/pdf/h21-1.pdf> (参照
2025-03-12)

梶. 森林科学エゾシカと被害：共生のあり方を探る. 森林科学. 2003, vol. 39, p28-34

林野庁. シカ捕獲技術マニュアルーこれから捕獲に取り組む方へー. 令和 3 年版, 林野庁, 2022.

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/hogo/higai/tyouju/attach/pdf/r01-2.pdf> (参照
2025-03-12)

林業事業体によるシカ捕獲実施手順書

令和7年3月発行

制作：株式会社野生動物保護管理事務所

参考文献

株式会社野生動物保護管理事務所. 2019. 平成 30 年度 鳥獣被害防止総合対策推進交付金 鳥獣被害対策基盤支援事業 鳥獣被害対策コーディネーター等育成研修事業報告書

令和 6 年度
林業関係者等による
シカ被害対策等伴走支援実施事業
報告書

令和 7 年（2025 年） 3 月

林野庁

業務請負

（株）野生動物保護管理事務所

〒192-0031 東京都八王子市小宮町 922-7

担当者所属（株）野生動物保護管理事務所

ワイルドライフマネジメント事業部 関東支社

〒192-0031 東京都八王子市小宮町 922-7

Tel. 042-649-1385 Fax. 042-649-1386